

第 23 非常電源

1 非常電源の設置種別

(1) 設置可能な非常電源の種別は、消防用設備等に応じ、**第 23-1 表**によるものとする。

第 23-1 表

非常電源を必要とする 消防用設備（特殊消防用設備）等	非常電源 専用受電設備	自家発電 設備	蓄電池 設備	燃料電池 設備	容量 (有効作動時間)
屋内消火栓設備	○(注 1)	○	○	○	30 分間以上
スプリンクラー設備 (特定施設水道連結型 S P 設備を除く。)					
水噴霧消火設備					
泡消火設備					
特定駐車場用泡消火設備					
屋外消火栓設備	—	○	○	○	60 分間以上
不活性ガス消火設備（移動式を除く。)					
ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。)					
粉末消火設備（移動式を除く。)	○(注 1)	—	○(注 2)	—	10 分間以上
自動火災報知設備 非常警報設備 (非常ベル、自動式サイレン又は放送設備)					
ガス漏れ火災警報設備	—	○(注 3)	○(注 2) ○(注 3)	○(注 3)	10 分間以上
火災通報装置	—	—	○	—	10 分間以上
誘導灯	—	○(注 4)	○(注 5)	○(注 4)	20 分間以上 60 分間以上(注 6)
消防用水に設ける加圧送水装置(注 7)	○(注 1)	○	○	○	60 分間以上
排煙設備 加圧排煙設備	○(注 1)	○	○	○	30 分間以上
連結送水管に設ける加圧送水装置	○(注 1)	○	○	○	120 分間以上
非常コンセント設備	○(注 1)	○	○	○	30 分間以上
無線通信補助設備	○(注 1)	○	○	○	30 分間以上 120 分間以上(注 8)
総合操作盤	○(注 1)	○	○	○	60 分間以上
パッケージ型自動消火設備	—	—	○	—	60 分間+10 分間以上 (注 9)

(注 1) 特定防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）で、延べ面積が 1,000 m²以上の場合、設置不可

(注 2) 直交変換装置を有しないもの

(注 3) 二回線を 1 分間有効に作動させ、同時にその他の回線を 1 分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合は設置可能

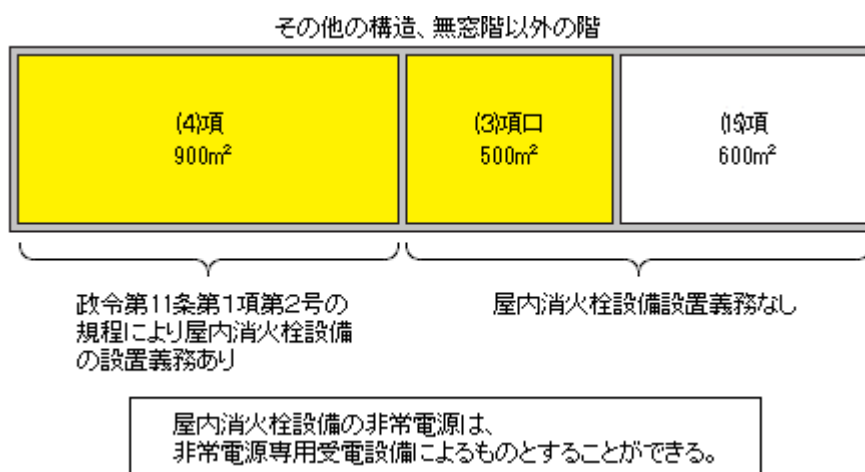
(注 4) 20 分間を超える時間における作動に係る容量

(注 5) 直交変換装置を有しないもの（20 分間を超える時間における作動に係る容量のものを除く。）

- (注6) 平成11年消防庁告示第2号第4に該当する防火対象物
 (注7) 第17 消防用水 5(10)アにより設けるもの▲
 (注8) 第22 無線通信補助設備 8(8)イによる容量▲
 (注9) 監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができる容量とすること。
 備考：欄中の—は、非常電源として設置ができないものを示す。

(2) 非常電源に自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとしなければならない防火対象物

ア 第23-1図の例に示す政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の場合、屋内消火栓設備の設置に関する基準については政令第9条の規定が適用され、特定用途(同表(3)項ロ又は(4)項に掲げる防火対象物)ごとに延べ面積が1,000㎡未満であるか1,000㎡以上であるかによって非常電源の種別を選定することから、省令第12条第1項第4号の規定のかっこ書きの「延べ面積1,000㎡以上」の判断は、屋内消火栓設備の設置が義務づけられている同表(4)項に掲げる防火対象物の延べ面積を指すものであること。



第23-1図

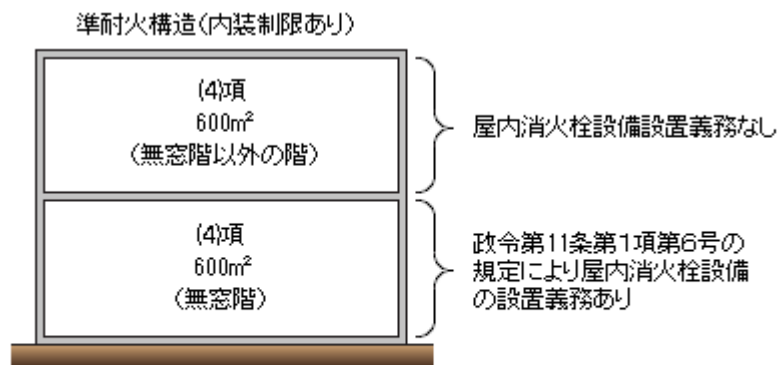
イ 第23-2図の例に示す政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の場合、スプリンクラー設備の設置に関する基準(政令第12条第1項第3号)については政令第9条の規定が適用されないことから、省令第12条第1項第4号の規定のかっこ書きの「延べ面積1,000㎡以上」の判断は、防火対象物の延べ面積を指すものであること。

ウ 政令第11条第1項第6号の適用を受ける第23-3図の例に示す政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物において設置する屋内消火栓設備の非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとしなければならない。



スプリンクラー設備の非常電源は、
自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとしなければならない。

第 23-2 図

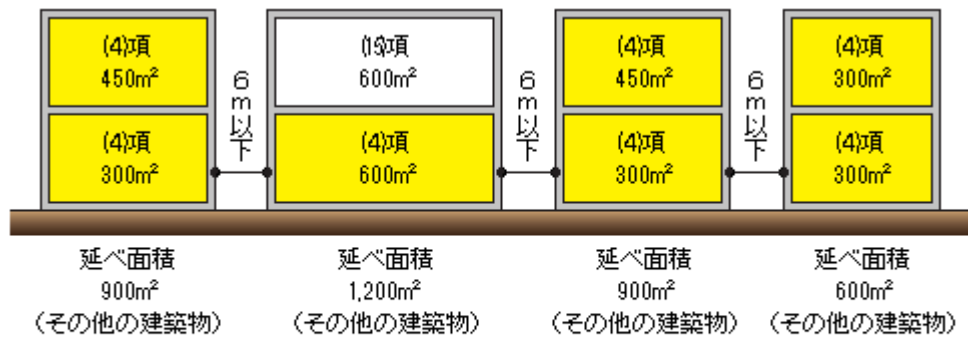


屋内消火栓設備の非常電源は、
自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとしなければならない。

第 23-3 図

エ **第 23-4 図**の例に示す防火対象物において、政令第 19 条第 2 項の規定により、一の建築物とみなされ、屋外消火栓設備が設置される場合、すべての棟の特定用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 m²以上のあるときの非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとしなければならない。

ただし、個々の棟の特定用途に供される床面積の合計が 1,000 m²未満の場合は、政令第 32 条の規定を適用して、非常電源専用受電設備によるものとする事ができる。



屋外消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備によるものとすることができる。

第 23－ 4 図

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「キュービクル式」とは、受電設備、自家発電設備、蓄電池設備若しくは燃料電池設備、その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。
- (2) 「不燃専用室」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）で区画され、かつ、開口部及び当該区画を貫通する部分にアからエまでを設けた専用の室をいう。（第 23－ 5 図参照）

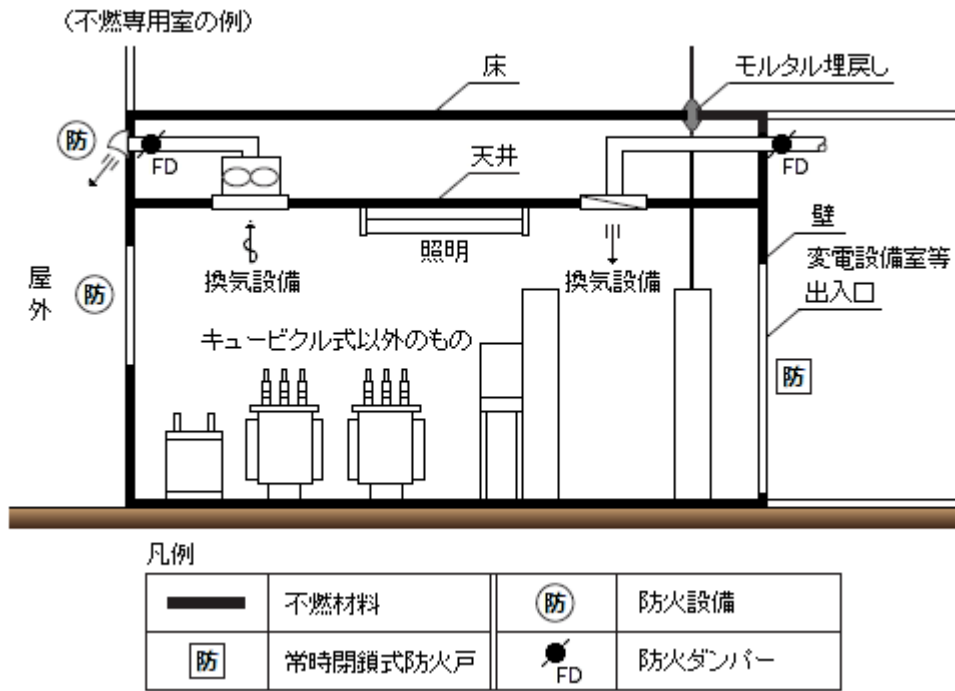
ア 屋内に面する出入口及び窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸が設けられていること。

イ 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

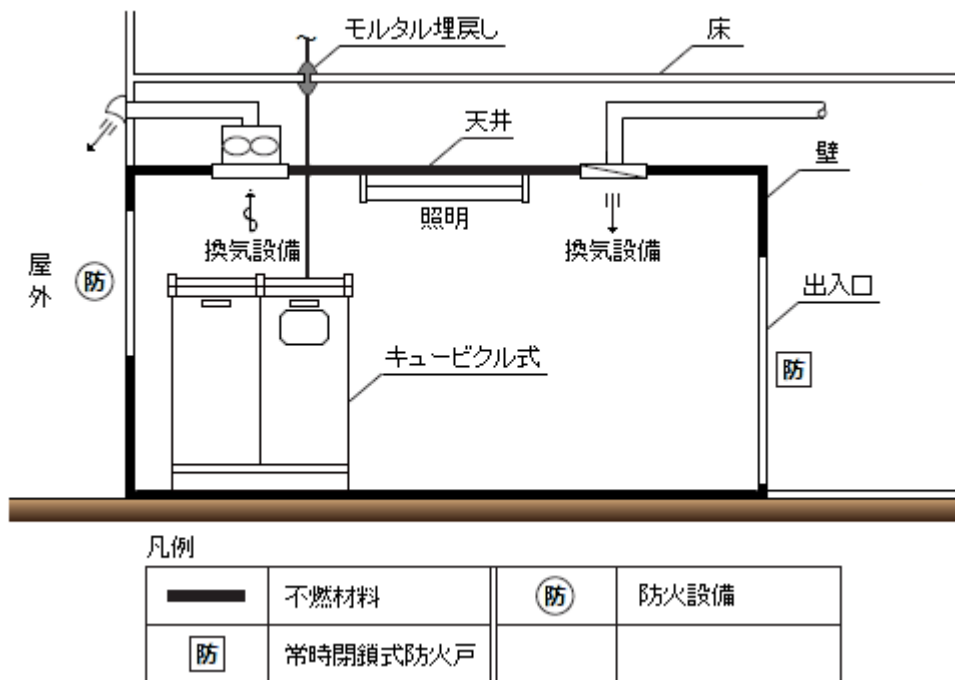
ウ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該不燃専用室の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーが設けられていること。

エ 屋外に面する開口部は、防火設備が設けられていること。

- (3) 「不燃材料で区画された機械室等」とは、不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（屋内に面する窓及び出入口にあつては、常時閉鎖式の防火戸に限る。）を設けた変電設備室、発電設備室、機械室（炉、ボイラーその他火を使用する設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室を除く。以下この項において同じ。）、ポンプ室その他これらに類する室をいう。（第 23－ 6 図参照）



第 23-5 図



第 23-6 図

- (4) 「耐火配線」とは、省令第 12 条第 1 項第 4 号ホの規定による配線をいう。
- (5) 「耐熱配線」とは、省令第 12 条第 1 項第 5 号の規定による配線をいう。
- (6) 「引込線支持点」とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は接続引込線を取り付ける電線取付点のうち最も電源に近い場所をいう。

(7) 「一般負荷」とは、消防用設備等の非常電源以外のものをいう。

3 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、省令第12条第1項第4号イの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能等は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（以下「高圧受電設備」という。）のうちキュービクル式の高圧受電設備は、**キュービクル式非常電源専用受電設備の基準**（昭和50年消防庁告示第7号）に適合するもの又は認定品のもの（以下「認定キュービクル等」という。）とすること。●

ただし、(2)ア(イ)及びイ(ア)に掲げる場所に設置する場合は、この限りでない。

イ 高圧受電設備は前アによるほか、次によること。

なお、高圧受電設備が認定品の場合にあっては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 非常電源回路には、各消防用設備専用の配線用遮断器を設けること。

(イ) キュービクル式（高圧又は特別高圧の受電設備として使用する機器一式を外箱に納めたもので、受電箱（電力需給用計器用変成器、主遮断装置など主として受電用機器一式を収納したもの）及び配電箱（変圧器、高圧配電盤、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル、低圧配電盤などを収納したもの）で構成されるもの）のものを使用し、当該部分に、検針窓又は計器窓を設ける場合は、次によること。

a ガラス窓を設ける場合にあっては、金属製の網入りガラス（厚さ6.8mm以上）又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性能を有するものを用いること。

b 前aに定める金属製の網入りガラスは、上下左右を金具で固定し、火にあぶられても落下しない構造とすること。

c 前aに定める金属製の網入りガラスに防水処置が必要な場合に限り、パテ及びゴムを使用することができるものとする。

(ウ) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には、通電されていることを容易に確認できる非常電源確認表示灯（以下「確認表示灯」という。）を次により設けること。

a 確認表示灯は、配線用遮断器の二次側から分岐して設けること。

b 複数の配線用遮断器を設ける場合は、確認表示灯をそれぞれの回路に設けること。

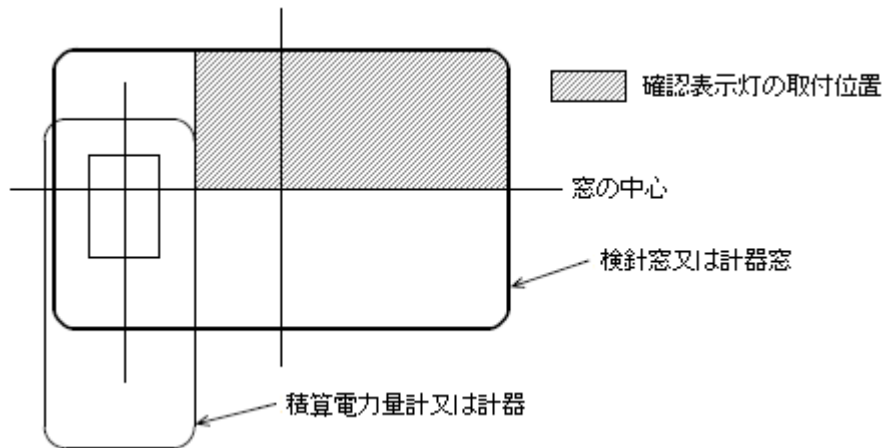
c 確認表示灯回路には、適正なヒューズを設けること。

d 確認表示灯は、取付け穴の直径（22.3mm以上）以上の大きさとする。

e 確認表示灯は、外部から容易に確認できる位置に取り付けること。

なお、キュービクル式のものに確認表示灯を設ける場合は、次によること。

- (a) 検針窓又は計器窓から確認表示灯を容易に確認することができる位置に設ける場合は、**第 23— 7 図**によること。
- (b) 確認表示灯の確認専用窓等を設ける場合は、(イ)に準じて設けるとともに、確認表示灯の位置は(a)によること。
- f 確認表示灯の光色は、赤色とすること。
- g 確認表示灯のカバーには、**建基令**第 1 条第 6 号に定める難燃材料又はこれと同等以上の性能を有する材料を用いること。
- h 確認表示灯回路には、点滅器を設けないこと。
- i 確認表示灯の直近には、非常電源の確認表示灯である旨を表示すること。



第 23— 7 図

- (e) 非常電源と非常電源以外の電源（以下「一般負荷」という。）を共用するものは、非常電源回路（非常電源回路に用いる配線用遮断器から電線引出し口までの間）を、厚さ 1.6mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の厚さ及び強度を有する不燃材料（以下「耐火鋼板等」という。）で、次により区画すること。（**第 23— 8 図**及び**第 23— 9 図**参照）▲

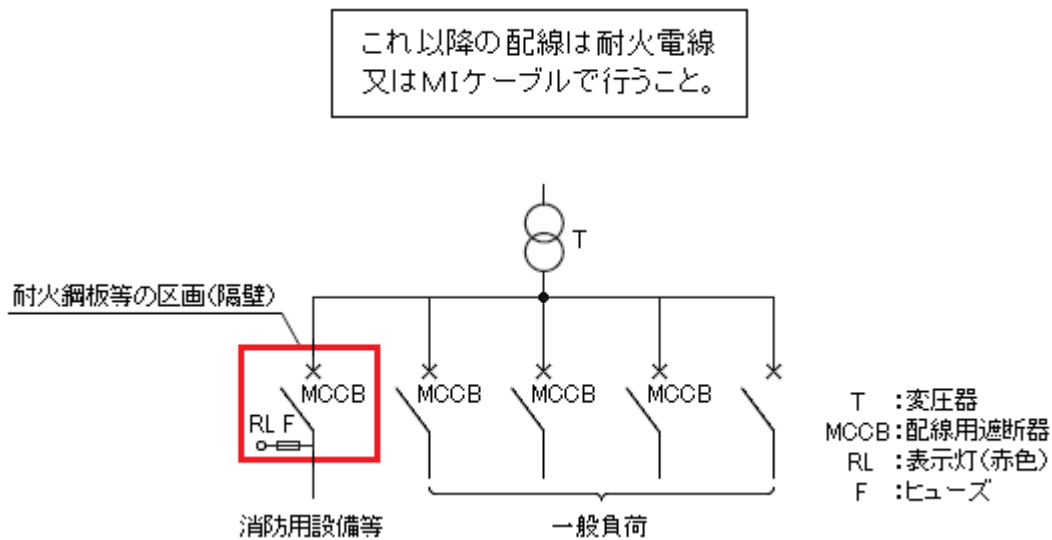
ただし、上下左右の方向に 150mm 以上非常電源回路以外の配線用遮断器、その他の機器及び配線と離隔する場合は、この限りでない。

- a 配線用遮断器は、操作面及び裏面を除く上下及び左右の方向で、配線用遮断器の外郭より 55mm 以上離れた位置に赤色に塗った耐火鋼板等の区画（以下「隔壁」という。）を設けること。
- b **非常電源回路に耐火電線の基準**（平成 9 年消防庁告示第 10 号）に適合する電線（以下「耐火電線」という。）又は M I ケーブル以外の電線を使用する場合は、電線

被覆面の両側の位置に隔壁を設けること。この場合、隔壁は配線用遮断器の負荷側からキュービクルの電線引出し口までの間とすること。

なお、端子台を用いて耐火電線と接続する場合は、JIS C2811（工業用端子台）に適合した端子台を使用するとともに、隔壁は端子台の下方 55mm 以上（下方に隔壁がない場合の側面の隔壁は端子台から 150mm 以上）まで設けること。

- c 隔壁の高さは、配線用遮断器の操作面及び電線の被覆面（耐火電線又はMIケーブルを除く。）から 55mm 以上とすること。
- d 非常電源回路に用いる配線用遮断器には、「非常電源用」の表示をすること。
- e 非常電源用回路に設けた隔壁内の、配線用遮断器の二次側から電線引き出し口までの間に、次の表示をすること。

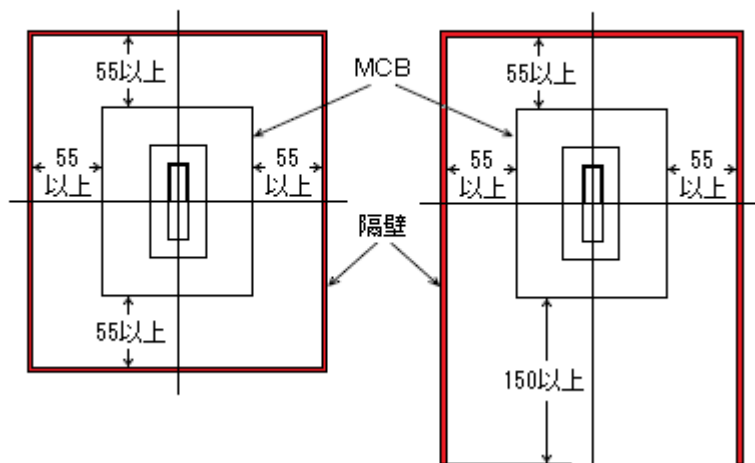


第 23-8 図

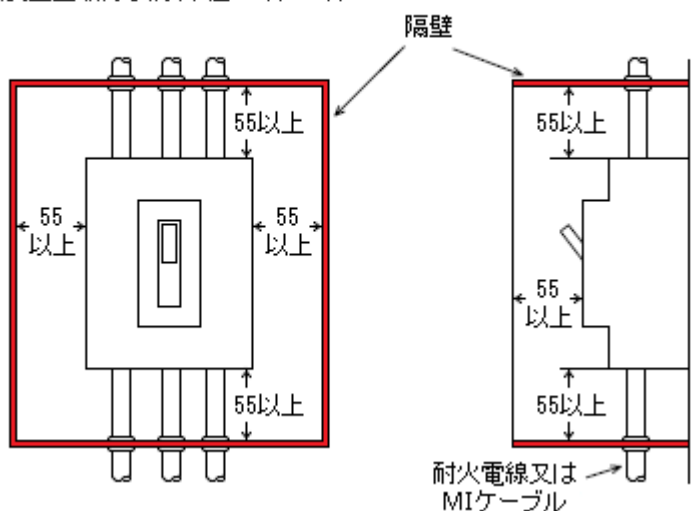
(配線用遮断器と隔壁の離隔距離)

(下方を省略しない場合(単位mm))

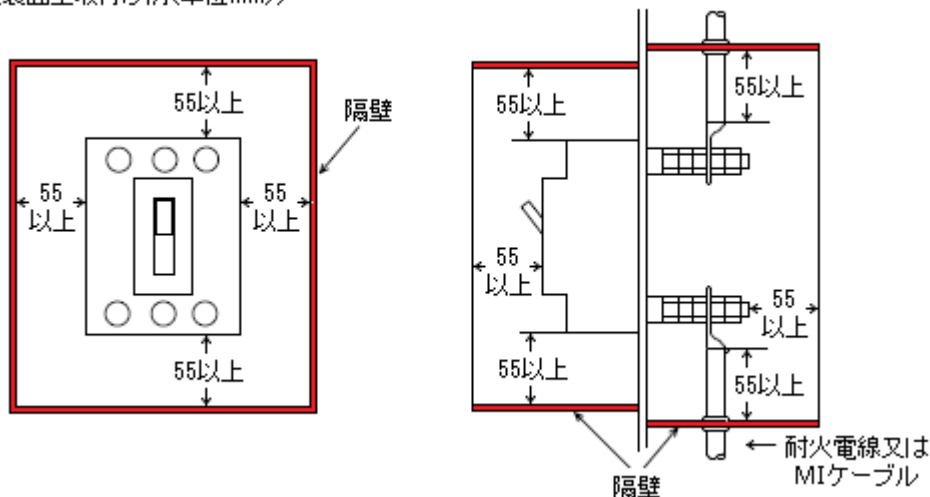
(下方を省略した場合(単位mm))



《配線用遮断器の取付け例》
 《表面型取付け例(単位mm)》mm)



《裏面型取付け例(単位mm)》



第 23-9 図

- (オ) 非常電源回路には、地気を生じた場合に警報を発する装置を設けること。
- (カ) 非常電源回路には、漏電遮断機能を有する装置は設けないこと。
- (キ) 非常電源回路以外の電気回路において火災を含む事故等が発生しても、当該電気回路の遮断器が作動して電源から切離することにより、非常電源回路に対する給電は継続され、さらに非常電源回路に接続される機器や遮断器が損傷しないように過電流継電器（OCR）等が調整されていること（以下「保護協調」という。）。
- ウ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤（以下「配電盤等」という。）は、**配電盤及び分電盤の基準**（昭和 56 年消防庁告示第 10 号。以下「**配電盤告示**」という。）に定める第一種配電盤若しくは第一種分電盤（以下「**一種配電盤等**」という。）又は第二種配電盤若しくは第二種分電盤（以下「**二種配電盤等**」という。）の基準に適合するもの又は認定品とすること。

エ 配電盤等は前ウによるほか、次によること。

なお、配電盤等が認定品の場合にあつては、これらの基準に適合しているものとして取り扱って差し支えない。

(ア) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には、次により確認表示灯を設けること。

a 確認表示灯は、電灯用回路及び動力用回路に設けること。

また、電灯用回路及び動力用回路に複数の配線用遮断器がある場合は、各回路いずれか一の配線用遮断器に設けること。

b 確認表示灯は、取付け穴の直径（15mm 以上）以上の大きさとする。

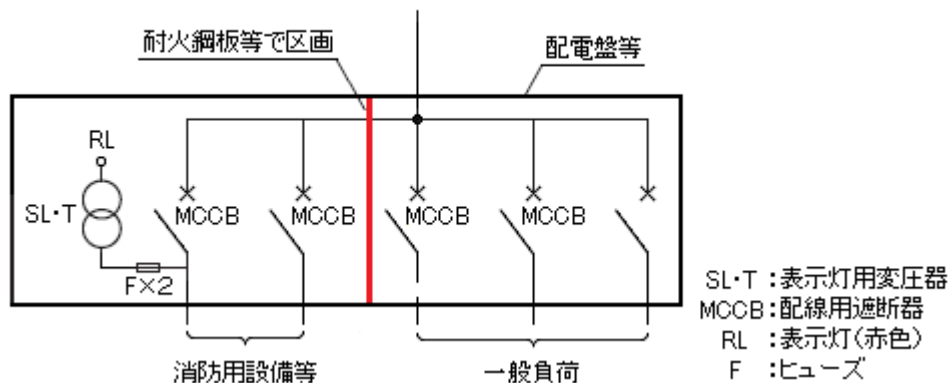
c 確認表示灯は、配電盤等のキャビネットの外部に露出して設けること。

(イ) 非常電源と一般負荷を共用するものは、非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器（以下「配線機器等」という。）並びに配線と一般負荷回路の配線機器等及び配線を、耐火鋼板等で区画すること。（第 23-10 図参照）

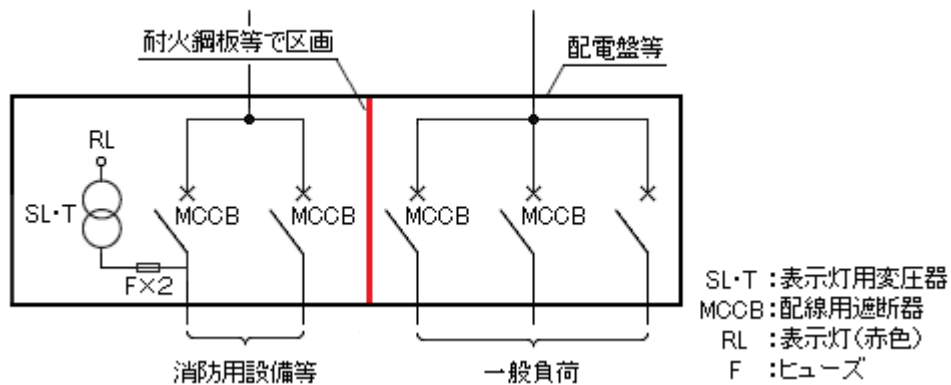
(ウ) 非常電源回路の動力用主回路には、ヒューズを使用しないこと。

(エ) 非常電源回路には、原則として主幹開閉器を設けないこと。

（電力会社よりの受電点に使用する場合）



（配線の途中に使用する場合）



第 23-10 図

オ その他

- (ア) 非常電源回路の遮断器は、停電時に連動遮断しないこと。
- (イ) 非常電源回路には、漏電遮断機能を有するものは取り付けないこと。
- (ウ) 非常電源回路の配線機器等で操作することができるものは、当該消防用設備用である旨の表示をすること。
- (エ) 地震等の振動による影響を受けるおそれが少ないように、柱・床・壁等に堅固に固定すること。
- (オ) 大規模工場等のように、高圧受電設備が直列で複数接続（例：一次変電、二次変電等）されている場合は、非常電源専用受電設備の特性上、下位の高圧受電設備のみが認定キュービクル等であっても必要とされる性能が確保されないことから、消防用設備等が直接接続される高圧受電設備より上位の高圧受電設備についても、認定キュービクル等とするなど、各高圧受電設備間においても保護協調がとられていることを確認すること。

(2) 設置場所

非常電源専用受電設備の設置場所及び設置場所の構造等は、次によること。

ア 屋内に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。

(ア) 認定キュービクル等は、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）で区画（以下「不燃区画」という。）された変電設備室、発電設備室、機械室（ボイラー等の火災発生のおそれがある設備又は機器が設置されているものを除く。以下「機械室」について同じ。）、ポンプ室その他これらに類する室に設置するとともに、次に掲げる換気設備を設けること。

a 高圧受電設備を設置した場所の換気は、専用で設けること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(a) 延焼のおそれの少ない位置及び構造のもの

(b) ダンパー等により、火災を有効に遮断することができるもの

b 換気設備の屋外に面する開口部には、鳥獣等の侵入を防止することができる措置をすること。

(イ) (ア)に掲げるもの以外の高圧受電設備

不燃区画され、かつ開口部に常時閉鎖式の防火戸又は防火ダンパー（**建基法**第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用室（以下「不燃専用電気室」という。）に設置するとともに、前(ア) a に掲げる換気設備を設けること。

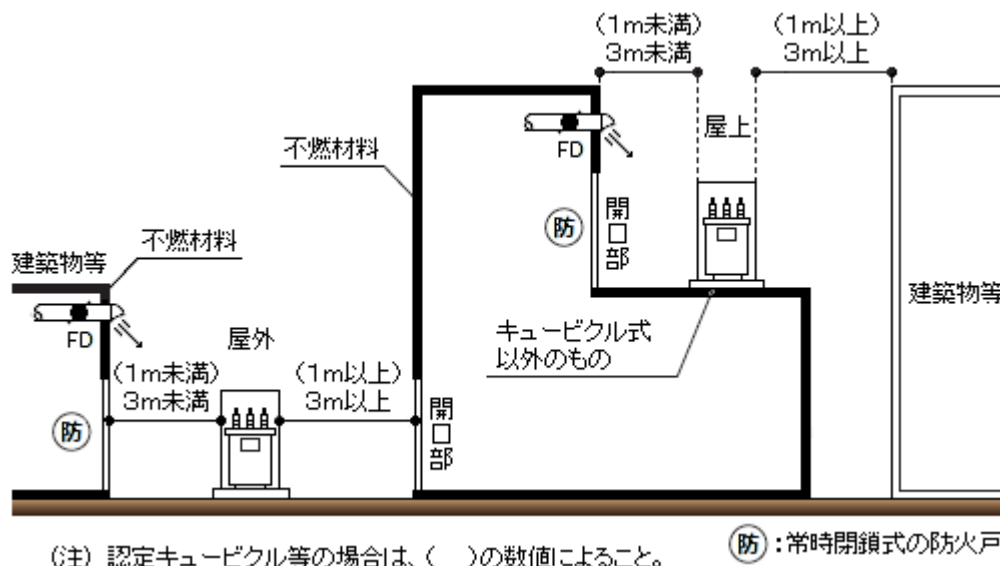
(ウ) 配電盤等

配電盤等を設ける場合には、一種配電盤等とすること。▲

ただし、次に掲げる場所等に設置する場合は、この限りでない。

a 不燃専用電気室に設置する場合

- b 二種配電盤等を不燃区画された機械室等、ポンプ室その他これらに類する室に設置する場合
- c 二種配電盤等を、周壁、床及び天井が耐火構造で、開口部に防火戸を設けたパイプシャフト（空調ダクト等の設けられていないものに限る。）に設置する場合
- イ 屋外又は屋上（特定主要構造部を耐火構造とした場合に限る。）に設ける場合は、次に定める場所に設置すること。（第23-11図参照）



第23-11図

(ア) 高圧受電設備

当該建築物及び隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）の外壁又は屋外若しくは屋上に設けられた建築物等から3m（認定キュービクル等の場合は1m）以上の空間を有する場所。

ただし、次に掲げる場所に設置する場合は、この限りでない。

- a 建築物等が不燃材料で造られ、若しくは覆われ、かつ、当該設備から3m（認定キュービクル等の場合は1m）未満に開口部の無い場合、若しくは開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所
- b 不燃材料で造られた高さ2m以上の塀等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場所

(イ) 配電盤等

配電盤等を設ける場合は、第一種配電盤等とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

a 屋上に設ける場合

- (a) 建築物等から3m以上の空間を有する場所に設置する場合

- (b) 建築物等が不燃材料で造られ、若しくは覆われ、かつ、当該配電盤等から3 m未滿に開口部の無い場合、若しくは開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所に設置する場合
- b 屋外に設ける場合
 建築物等から3 m以上の空間を有する場所に設置する場合
 ただし、不燃材料で造られた塀（塀は配電盤等より高くすることとし、耐火構造とした当該建築物の外壁を含む。）等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合にあっては、3 m未滿とすることができる。
- ウ その他ア及びイに定めるものと同様以上と認められる防火措置を講じた場合
- エ 雨水等により機能に障害を生じるおそれのない場所とすること。
 ただし、有効な防水措置を講じた場合は、この限りでない。
- オ 関係者以外の者が、みだりに操作することができない場所とすること。
 ただし、いたずら防止等の措置を講じた場合は、この限りでない。
- カ 車両等の接触により損傷するおそれのない場所とすること。
 ただし、柵等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- (3) 設置方法
- ア 供給方式及び給電電圧に応じ(6)に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないものとする。
- イ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。
- ウ 地震動等により、変形、損傷等が生じないように措置すること。
- エ 高圧回路各部の絶縁距離は、**第23-2表**及び**第23-3表**に示す値以上であること。

第23-2表 キュービクル式のもの

絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離 (単位：mm)
高圧充電部(注1)	相互間	90
	大地間(低圧回路を含む。)	70
高圧用絶縁電源非接続部(注2)	相互間	20
	大地間(低圧回路を含む。)	20
高圧充電部と高圧用絶縁電源非接続部(注2)		45
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130

(注1) 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120 mm以上とすること。

ただし、絶縁バリヤのある断路器においては、この限りではない。

(注2) 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。

備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50 mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。

第 23-3 表 キュービクル式以外のもの

高圧屋内配線と他の配線又は金属との接近、交さ

(単位：mm)

近接対象物	低圧配線		高圧配線		管灯回路の電線、弱電流配線、 光ファイバーケーブル、水管、 ガス管又はこれらに類するもの
	がいし引き 配線	がいし引き 以外の配線	がいし引き 配線	ケーブル 配線	
高圧屋内配線					
がいし引き配線	①150	150	150	150	150
ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150

(注1) ①は、低圧屋内電線が、裸電線である場合は、300mm 以上とすること。

(注2) ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め、又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ、接触しないように設けるときは、この限りではない。

(注3) 他の部分にあっては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

オ 第1種配電盤等に収納する機器は第1種耐熱形機器を、第2種配電盤等に収納する機器は第2種耐熱形機器を、それぞれ用いること。

カ その他電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けること。

(4) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲

非常電源回路の保護を要する範囲は、当該消防用設備等の設置されている建築物に引き込む第1支持点又は保安上の責任分界点（電力会社との責任を分岐する境界点）以後の部分とし、耐火配線を第23-8表に示す工事方法により施設すること。（第23-12図参照）

なお、電力会社の開閉器及び変圧器等が敷地内に設置してある場合（例：中部電力借室）は、開閉器及び変圧器等の二次側が保安上の責任分界点となるか確認して範囲を決定すること。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(ア) 耐火電線又はMIケーブル

(イ) 地中埋設配線（地中からの立上げ点以降を除く。）

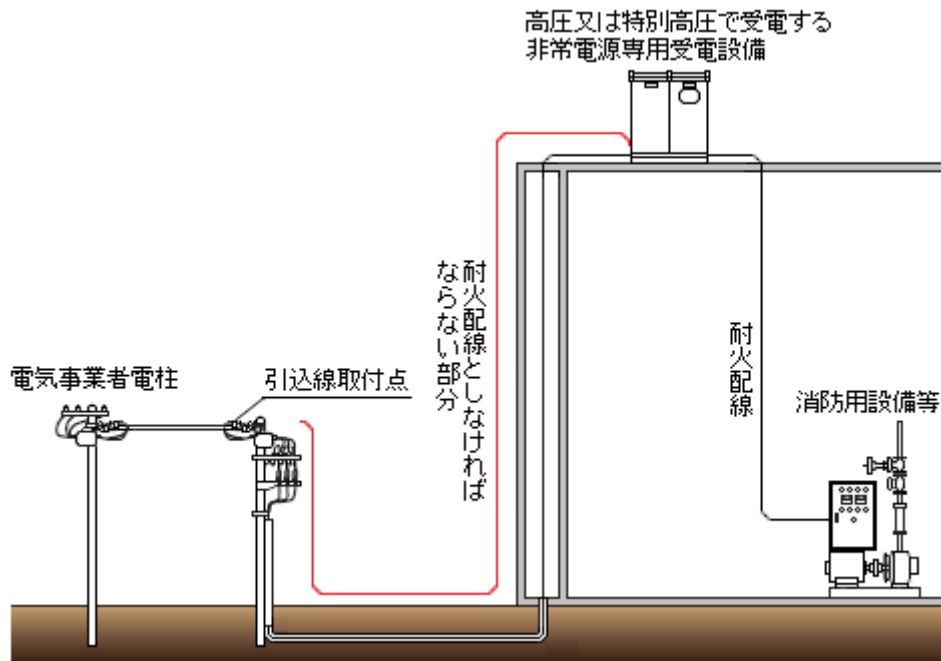
(ウ) (2)ア(イ)、(ウ) a 及び(2)イに掲げる場所に設置するもの

(エ) (2)ア(ウ) b 及び c に掲げる場所で二種配電盤等に設置するもの

(オ) 認定キュービクル等又は一種配電盤等に設置するもの

(カ) 板厚 1.6mm 以上の鋼板等で作られた箱（のぞき窓を有する場合は、(1)イ(イ)に準ずること）に収納する積算電力量計及び電流制限器

(キ) その他(ア)から(カ)までに定めるものと同様以上の耐火性能を有すると認められる場所又は配線機器等及び配線

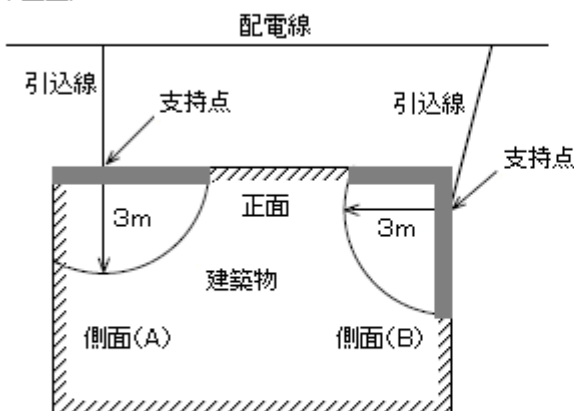


第 23-12 図

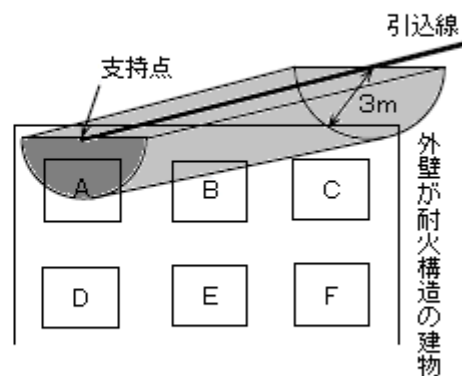
イ 引込線及びその支持点の保護

非常電源専用受電設備に係る引込線及びその支持点は、火災による影響を受けるおそれの少ない位置（外壁等が不燃材料で造られ、又は覆われ、かつ、引込線及びその支持点から 3 m 以内の距離の下部に開口部を有しない場所等をいう。）に設けるか、又は有効な防護措置（以下「外壁規制」という。）をすること。ただし、引込線に耐火電線又は MI ケーブルを用いた場合は、この限りでない。（第 23-13 図参照）

（下部 3m 以内の外壁規制の例）
（平面図）



（立面図）



- （注1）正面で引き込む場合、側面(A)に外壁規制は不要である。
- （注2）側面(B)で引き込む場合、原則として正面にも下部 3m 以内の外壁規制をすること。
- （注3）A は常時開鎖式の防火戸、B～F は普通窓とする。

第 23-13 図

(5) 保有距離

非常電源専用受電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう**第23-4表**に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-4表

(単位：m)

機器名		保有距離				相対する間				変電設備又は蓄電池設備				
		操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの			
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0			
キュービクル式以外のもの	閉鎖式のもの		—	0.6	0.2					1.0	0.2	0	1.0	—
	オープン式のもの		0.8	—	—					—	—	—	3.0	—
第一種配電盤等			0.6	—	—					—	—	—	—	—
第二種配電盤等			(※)	—	—					—	—	—	—	—
その他の配電盤等														

※：点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。

備考：欄中 — は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(6) 非常電源専用受電設備の結線方法

ア 高圧で受電する場合

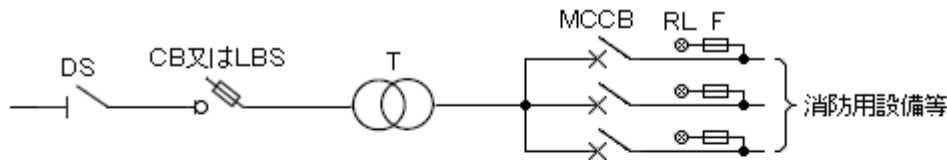
一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、高圧受電設備の結線方法は保護協調を確認の上、過電流遮断器等を次の例により設けること。

ただし、これらと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

また、認定キュービクルは、これに適合するものとして取り扱うこと。

(イ) 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

- a 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がない場合）は、**第23-14図**によること。

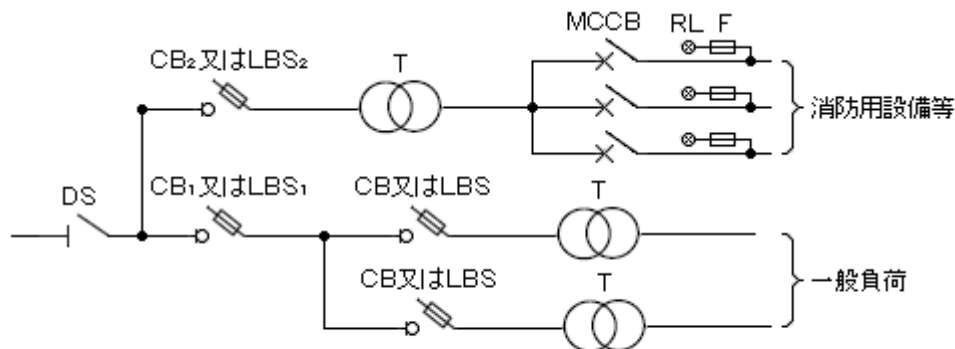


凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器
MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ

- (注1) 配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB又はLBS)より先に遮断する性能のものを設けること。
 (注2) 配線用遮断器(MCCB)はの定格電流は、次によること。
 ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とすること。
 ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

第 23-14 図

b 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がある場合）は、第 23-15 図によること。



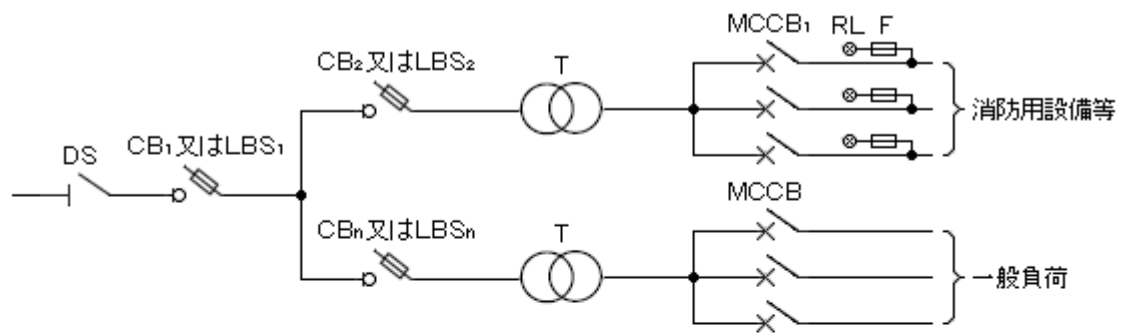
凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器
MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ

- (注1) 配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB₂又はLBS₂)を専用に設ける場合は、一般負荷用の受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)と同等以上の遮断容量を有すること。
 (注2) 配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB₂又はLBS₂)より先に遮断する性能のものを設けること。
 (注3) 配線用遮断器(MCCB)はの定格電流は、次によること。
 ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とすること。
 ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

第 23-15 図

(イ) 非常電源専用の変圧器を設ける場合

非常電源専用の変圧器（以下「専用変圧器」という。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第 23-16 図によること。



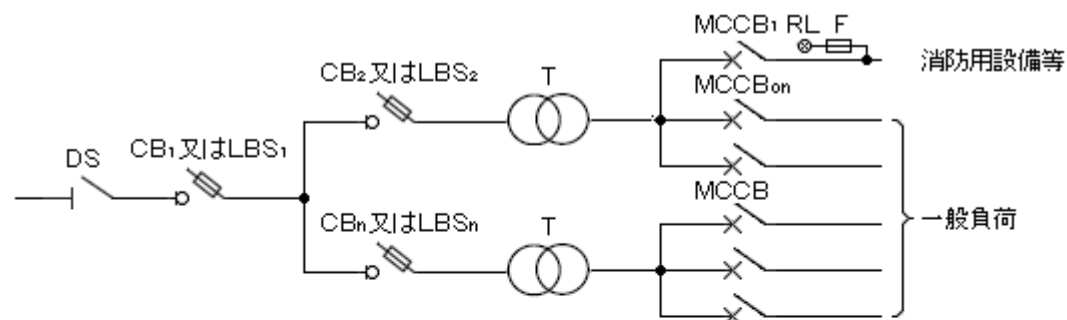
凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器
MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ

- (注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)より先に遮断する一般負荷用の受電用遮断器(CB_n又はLBS_n)を設けること。
- (注2) 配線用遮断器(MCCB₁)は、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)及び専用変圧器の一次側に設けること。遮断器(CB₂又はLBS₂)より先に遮断する性能のものを設けること。
- (注3) 配線用遮断器(MCCB₁)はの定格電流は、次によること。
- ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とすること。
 - ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

第 23-16 図

(ウ) 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

- a 一般負荷と共用する変圧器（以下「共用変圧器」という。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第 23-17 図によること。

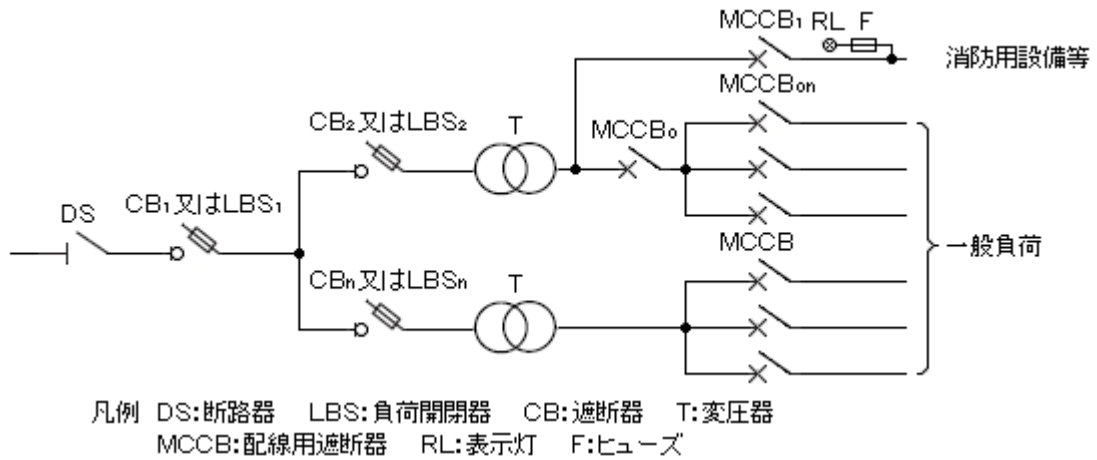


凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器
MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ

- (注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)より先に遮断する性能の遮断器(CB_n又はLBS_n)を設けること。
- (注2) 共用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB_{on})は次のすべてに適合すること。
- ① 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。
 - ② 配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の2.14倍以下とすること。
 - ③ 配線用遮断器は、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器(CB₂又はLBS₂)より先に遮断する性能を有すること。
 - ④ 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においても、その短絡電流を有効に遮断するものであること。

第 23-17 図

b 共用変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合は、**第23-18図**によること。



- (注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)より先に遮断する一般負荷用の受電用遮断器(CB_n又はLBS_n)を設けること。
- (注2) 共用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB_{on})は次のすべてに適合すること。
- ① 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。
 - ② 配線用遮断器は、受電用遮断器(CB₁又はLBS₁)及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器(CB₂又はLBS₂)より先に遮断する性能を有すること。
 - ③ 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合に、その短絡電流を有効に遮断するものであること。
- (注3) 共用変圧器の二次側における一般負荷の主配線用遮断器(MCCB)は、次のすべてに適合すること。
- ① 定格電流は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。
 - ② 主配線用遮断器と消防用設備等の配線用遮断器(MCCB)の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の2.14倍以下とすること。

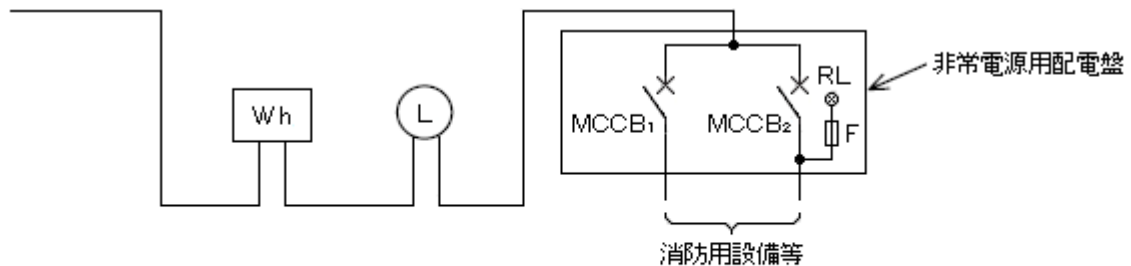
第23-18図

イ 低圧で受電する場合

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の例により設けること。

ただし、これらと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

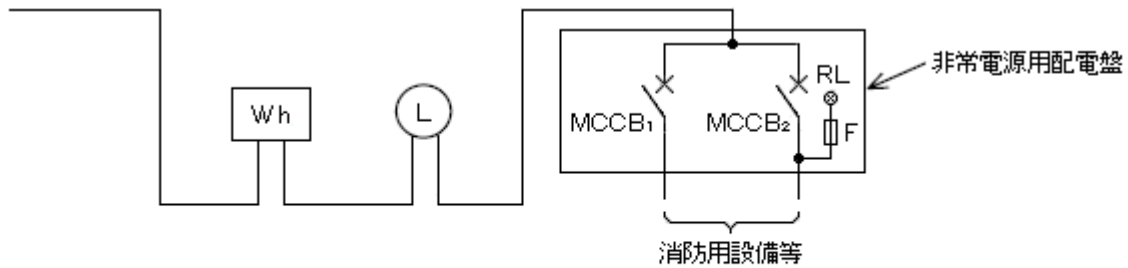
(ア) 非常電源専用で受電する場合は、**第23-19図**によること。



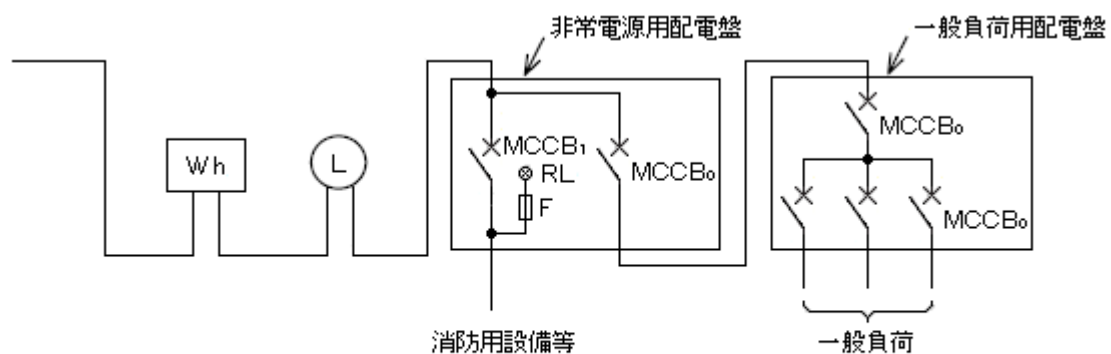
- 凡例 Wh: 積算電力量計 L: 電流制限器 MCCB: 配線用遮断器 RL: 表示灯 F: ヒューズ
- (注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は前(イ)に定める非常電源回路の保護を行うこと。
- (注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB₂)の定格電流の合計以上とすること。

第23-19図

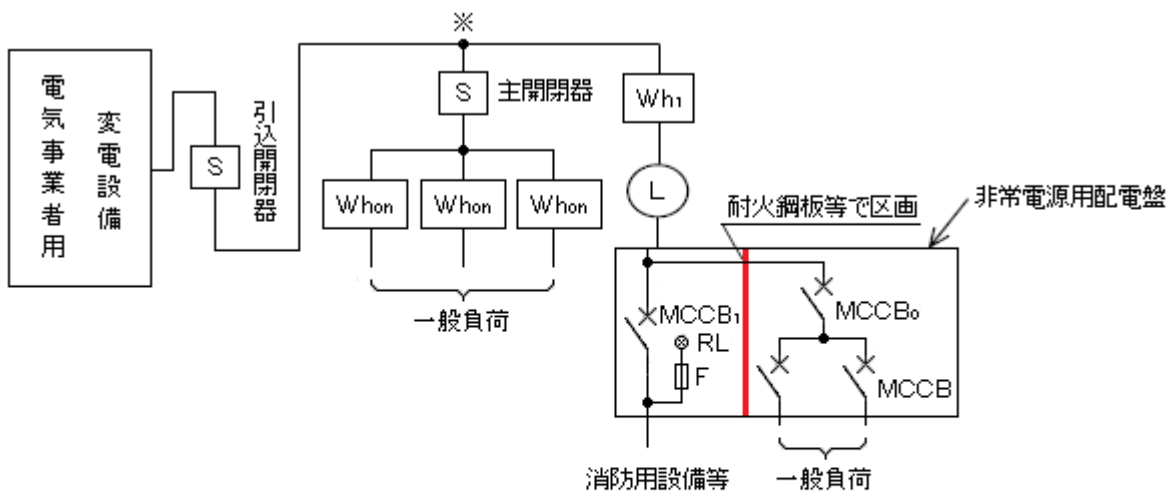
(イ) 一般負荷と共用で受電する場合は、**第 23-20 図**によること。



凡例 Wh:積算電力量計 L:電流制限器 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ
 (注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は前(3)に定める非常電源回路の保護を行うこと。
 (注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB₂)の定格電流の合計以上とすること。



凡例 Wh:積算電力量計 L:電流制限器 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ
 (注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は前(3)に定める非常電源回路の保護を行うこと。
 (注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB₀)の定格電流の合計以上とすること。



凡例 Wh:積算電力量計 L:電流制限器 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ
 (注1) 積算電力量計(Wh₁)、電流制限器、引込開閉器、主開閉器及び配線は前(3)に定める非常電源回路の保護を行うこと。
 (注2) 非常電源回路の配線に接続部(*)が生じる場合、接続部の配線に耐火・耐熱保護が必要な場合は 6(3)に定める工法とすること。
 (注3) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCCB₁及びMCCB₀)の定格電流の合計以上とすること。

第 23-20 図

ウ 非常電源用以外の発電設備を接続する場合

非常電源用以外の発電設備を接続する場合は、発電設備を含む一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の例により設けること。

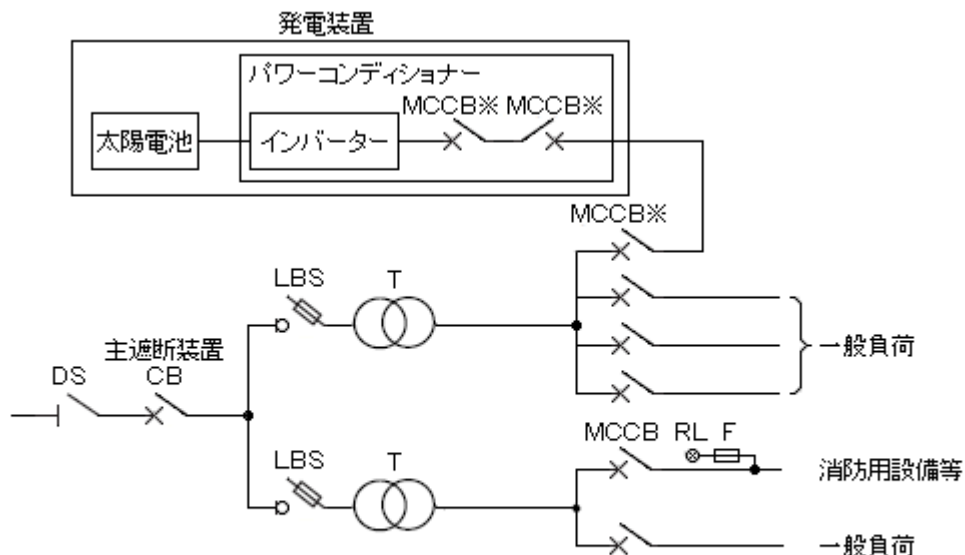
ただし、これらと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

(ア) 常用発電設備を設ける場合

太陽電池発電設備、風力発電設備又はコージェネレーション用発電設備等を非常電源専用受電設備と接続する場合は、次によること。

a 高圧又は特別高圧で受電する場合

- (a) 解列箇所（遮断装置や遮断器を用いて発電設備を商用電力系統から切り離すことができる箇所。以下同じ。）は、主遮断装置以外の箇所とすること。
- (b) 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 解列用遮断器は、十分な遮断性能があるとともに、非常電源専用受電設備の保護装置と保護協調を図ること。
- (d) 高圧受電設備の保護装置は、発電設備の設置に伴う遮断容量の増加に対応したものであること。
- (e) 結線方法は**第 23-21 図**によること。

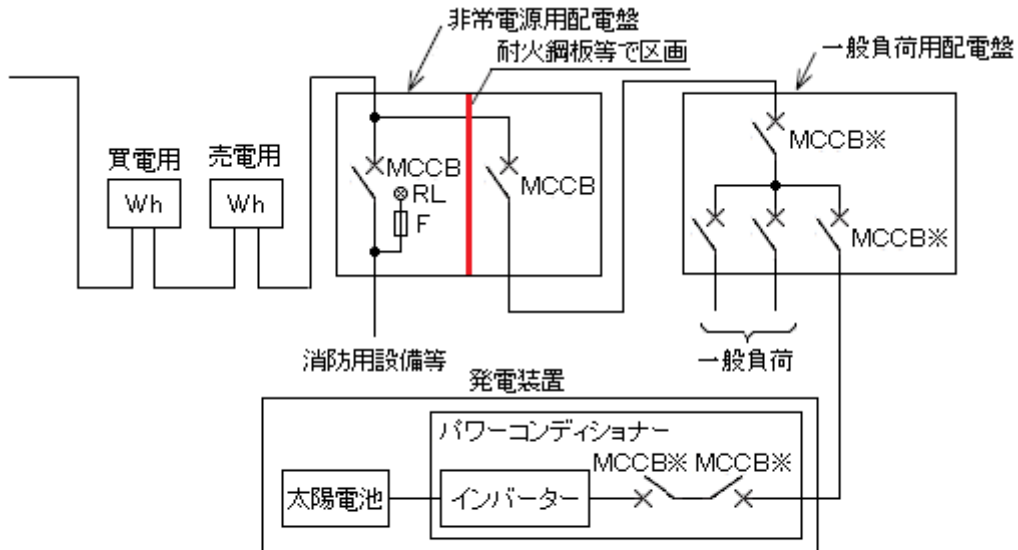


凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器
 RL:表示灯 F:ヒューズ
 ※ 解列用遮断器が設置可能な場所

第 23-21 図

b 低圧で受電する場合

- (a) 非常電源回路の一次側には、主幹開閉器を設けないこと。
- (b) 非常電源回路には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 結線方法は**第 23-22 図**によること。

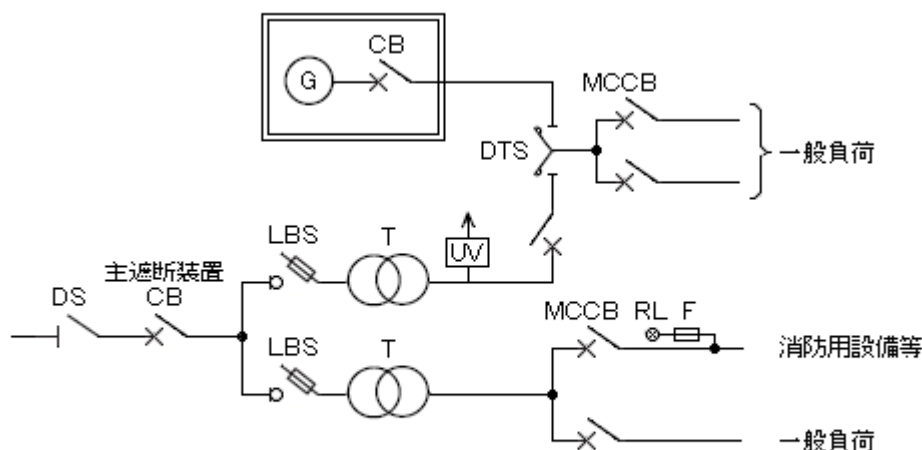


Wh:積算電力量計 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ
 積算電力量計(買電用及び売電用)及び配線は、前2(3)に定める非常電源回路の保護を行うこと。
 解列用遮断器が設置可能な場所

第 23-22 図

- (イ) 商用電源停止時に起動する予備発電設備を設ける場合は、次によること。
 - a 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には、切替装置を設置しないこと。
 - b 切替装置は十分な開閉能力を有すること。
 - c 商用電源停止時に適切な切替えができること。
 - d 結線方法は、**第 23-23 図**又は**第 23-24 図**によること。

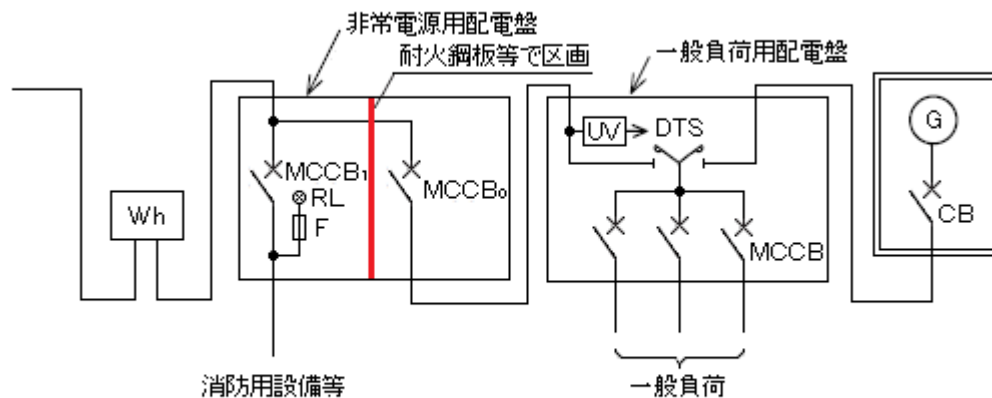
(高压又は特別高压で受電する場合)



凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器
 RL:表示灯 F:ヒューズ
 (注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

第 23—23 図

(低圧で受電する場合)



凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器
 RL:表示灯 F:ヒューズ
 (注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側からMCCB₀までの間に設けること。

第 23—24 図

4 自家発電設備

(1) 構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能等は、前 3(1)オによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する自家発電設備は、**自家発電設備の基準**（昭和 48 年消防庁告示第 1 号。以下「**自家発告示**」という。）に適合するもの又は認定品のもの（以下「**認定自家発電設備等**」という。）とするほか、次によること。

(ア) 蓄電池式の始動装置

セルモータ付きの原動機の始動に用いる蓄電池設備は、5(1)アに定める蓄電池設備とするとともに、蓄電池には高率放電用蓄電池（各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量の蓄電池をいう。）を用いること。

(イ) 空気始動式の始動装置

空気始動式の原動機は、空気タンクの圧力が連続して3回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置を設けること。

なお、警報装置の警報信号は防災センター等に表示すること。

イ 自家発電設備の出力等

(ア) 自家発電設備は、原則として消防用設備等の設置単位となる防火対象物の棟（以下「設置単位棟」という。）ごとに設置すること。

ただし、同一敷地内に複数の設置単位棟があり、各設置単位棟間の離隔距離及び当該設置単位棟の用途等を考慮した結果、支障がないと認められる場合に限り、当該複数の設置単位棟のうち非常電源の負荷回路の総容量が最大となる設置単位棟の総容量以上の出力が可能な自家発電設備を1台設置することで足りるものとする。

(イ) 一の設置単位棟に複数の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該複数の消防用設備等を同時に始動し、かつ、同時に使用（以下「瞬時全負荷投入」という。）するために必要な出力が可能な自家発電設備を設置すること。

ただし、複数の消防用設備等が同時に始動した場合において、逐次5秒以内（すべての非常電源回路に送電するまでに要する時間は40秒以内とすること。）に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組み合わせにより同時始動若しくは同時使用がない場合は、設置する自家発電設備の出力を瞬時全負荷投入した場合における出力以上としないことができる。

(ウ) 電力を常時供給する自家発電設備（以下「常用防災兼用自家発電設備」という。）を設置する場合は、自家発電設備の点検等により、当該自家発電設備から電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないように次に掲げる措置を講ずること。

a 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合

(a) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化が図られていること。

(b) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備の点検等を行うこと。

(c) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

b 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

aによるほか、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

(エ) 自家発電設備に、当該自家発電設備の出力可能な容量を超える非常電源回路及び一般負荷回路が接続される場合は、火災が発生していない場合に限り、消防用設備等の制御電源として必要な電力以外の全ての電力を当該自家発電設備から当該一般負荷回路に供給しても差し支えないものとする。

ただし、火災が発生した場合は、次により非常電源回路に供給する措置を図ること。

a 火災が発生した旨等の信号（以下「切替信号」という。）により、消防用設備等に必要となる以上の電力が供給されている一般負荷回路を自動的に自家発電設備から遮断することで、非常電源回路に十分な電力を供給すること。

なお、当該遮断に要する電源として、別に蓄電池設備を設置すること。

ただし、当該自家発電設備からの電源供給により自動的に遮断できる場合は、この限りでない。

b 一般負荷回路の遮断から非常電源回路に送電するまでに要する時間は、40秒以内とすること。

c 切替信号は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備又は排煙設備等の起動信号によること。

(オ) 自家発電設備に必要とされている出力の算定については、発電機出力及び原動機出力をa及びbに示す方法によりそれぞれ求め、当該発電機出力及び原動機出力の整合をcに示す方法により図るものとする。

さらに、この結果に基づき、適切な発電機及び原動機を選定し、当該組み合わせによる発電機出力を自家発電設備の出力とする。

なお、国土交通省等において示されている自家発電設備の出力算定の方法のうち、本算定方法と同様の手法により行われているものにあつては当該方法によることができる。

a 発電機出力の算出

発電機出力は、次式により算出すること。

$$G = R G \cdot K$$

G : 発電機出力 (kVA)

R G : 発電機出力係数 (kVA/kW)

K : 負荷合計出力 (kW)

この場合における負荷出力合計及び発電機出力係数の算出は、次によること。

(a) 負荷出力合計Kの算出は、**別添1**によること。

(b) 発電機出力係数R Gは、次に掲げる4つの係数をそれぞれ求め、それらの値の最大値とすること。

この場合における各係数の算出については、**別添2**によること。

$R G_1$: 定常負荷出力係数と呼び、発電機端における定常時負荷電流によって定まる係数

$R G_2$: 許容電圧降下出力係数と呼び、電動機等の始動によって生ずる発電機端電圧降下の許容量によって定まる係数

$R G_3$: 短時間過電流耐力出力係数と呼び、発電機端における過渡時負荷電流の最大値によって定める係数

$R G_4$: 許容逆相電流出力係数と呼び、負荷の発生する逆相電流高調波電流分の関係等によって定まる係数

(c) 負荷出力合計が大きい場合、より詳細に算出する場合等にあつては**別添3**に掲げる算出方式によることができる。

b 原動機出力の算出

原動機出力は、次式により算出すること。

$$E = R E \cdot K$$

E : 原動機出力 (k V A)

$R E$: 原動機出力係数 (k V A / k W)

K : 負荷合計出力 (k W)

(a) 負荷出力合計 K の算出は、**別添1**によること。

(b) 原動機出力係数 $R E$ は、次に掲げる3つの係数をそれぞれ求め、それらの値の最大値とすること。

この場合における各係数の算出については、**別添4**によること。

$R E_1$: 定常負荷出力係数と呼び、定常時の負荷によって定まる係数

$R E_2$: 許容回転数変動出力係数と呼び、過渡的に生ずる負荷急変に対する回転数変動の許容値によって定まる係数

$R E_3$: 許容最大出力係数と呼び、過渡的に生ずる最大値によって定まる係数

(c) 負荷出力合計が大きい場合、より詳細に算出する場合等にあつては**別添5**に掲げる算出方式によることができる。

c 発電機出力及び原動機出力の整合

自家発電設備として組み合わせる発電機及び原動機は、a及びbにおいて算出されたそれぞれの出力を次式に示す整合率 $M R$ で確認し、当該値が1以上となることが必要であり、適切な組み合わせとしては、当該値が1.5未満となるものが望ましい。

なお、整合率が1未満の場合にあつては、原動機出力の見直しを行い当該出力の割増を行うことにより、1以上とすること。

$$MR = \frac{E}{(G \cdot \cos \theta / \eta g)}$$

- MR : 整合率
 G : 発電機出力 (kVA)
 $\cos \theta$: 発電機の定格出力 (0.8)
 ηg : 発電機効率
 E : 原動機出力 (kW)

別添2及び別添4による場合は、

$$MR = 1.13 \frac{E}{G \cdot C_p}$$

- C_p : 原動機出力補正係数

発電機出力G (kVA)	原動機出力補正係数Cp
62.5未満	1.125
62.5以上300未満	1.060
300以上	1.000

(注) 原動機出力補正係数は、発電機効率 ηg を標準値(0.9)として計算を行っていることから、小出力発電機において誤差が大きくなるので、その効率を補正するものである。

(カ) その他

自家発電設備の出力の算出結果については、様式1から様式4までの計算シートに記入のうえ、提出させるものとする。

なお、計算シートを用いた算出の各計算式に用いる係数等については、別添6の諸元表によること。

ウ 常用電源が停電した場合の自家発電設備からの送電は、次によること。

(ア) 常用防災兼用自家発電設備以外の自家発電設備

a 常用電源が停電した場合は、自動的に電圧確立、投入及び送電できるとともに、常用電源が復電した後は、自動的に停止し待機状態となること。

ただし、当該自家発電設備を操作する技術員が常駐する防火対象物にあっては、送電及び自家発電設備の停止は手動によることができる。

b 自家発電設備に係る非常電源回路と一般負荷回路は、自動的に切り離すことができること。

ただし、一般負荷回路側において非常電源回路を自動的に切り離すことができる場合にあっては、この限りでない。

(イ) 常用防災兼用自家発電設備にあっては、前イ(エ)aによること。

エ 常用防災兼用自家発電設備にあつては、電力を常時供給するための燃料（以下「常用燃料」という。）が断たれたとき、次により自動的に非常用の燃料（以下「予備燃料」という。）を供給すること。

ただし、**ガス事業法**（昭和29年法律第51号）第2条第12号に規定するガス事業者（以下「ガス事業者」という。）により安定して供給される場合にあつては、この限りでない。

(ア) 予備燃料への切替えにあつては、常用防災兼用発電設備が運転中又は停止中にかかわらず、常用燃料の供給が断たれた時に自動的に予備燃料に切替わること。

(イ) 予備燃料に切替える場合に常用防災兼用発電設備の非常電源回路への送電を遮断するものは、40秒以内に自動的に消防用設備等の非常電源回路へ送電できること。

オ 自家発電設備の運転に係る異常・故障等の警報信号及び起動信号を表示するための警報装置を防災センター等へ設けること。

また、当該警報装置の電源は、**5**に定める蓄電池設備（当該自家発電設備に設けられるものを含む。）から供給すること。

カ 気体燃料を使用する自家発電設備（常用燃料を含む。以下同じ。）を設置する防火対象物には、ガス漏れ火災警報設備の検知器（以下「検知器」という。）を次により設置すること。

(ア) 検知器は、当該自家発電設備が設置されている室、キュービクル式自家発電設備（原動機及び発電機を外箱に収納したもので、防塵、防音、防振等の対策措置がされたエンクロージャーを含む。以下(イ)において同じ。）内、ガス配管の外壁貫通部及び非溶接接合部（建築物の屋内に限る。）に設置すること。

(イ) 検知器は、前(ア)に示す場所（キュービクル式自家発電設備内を除く。）で、当該自家発電設備等から水平距離8m以内で有効に作動する位置に設けること。

(ウ) 検知器の作動するガス濃度は、使用燃料ガスの爆発下限界（LEL）の4分の1以下の値とすること。

(エ) 検知器が作動した場合は、当該検知器の設置場所が分かるように防災センター等へ警報及び表示すること。

キ 原動機は内燃機関（ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン及びガスエンジン）又はガスタービンとするとともに、原動機の始動に蓄電池設備を使用するものは、外気温等により始動性能が低下しないように設置すること。

(2) 設置場所

自家発電設備の設置場所及び構造は、前**3**(2)の例によること。

ただし、「非常電源専用受電設備」及び「高圧受電設備」とあるのは「自家発電設備」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定自家発電設備等」と読み替えること。

(3) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲は、自家発電設備の接続端子以後の部分とすること。

ただし、前2(3)ア(ア)から(キ)に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 前3(1)イ(エ)に準じて、非常電源回路を保護すること。

(4) 保有距離

自家発電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第23-5表に定める数値以上空間を確保すること。

ただし、冷却装置にラジエーターを使用する内燃機関にあつては、当該ラジエーターの吹き出し面（ラジエーターに屋外に通じる誘導ダクト等を設けた場合には、当該ダクトの吹き出し面をいう。）から1 m以上の空間を確保すること。

第23-5表

保有距離		操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する間				変電設備又は蓄電池設備					
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの				
機器名																	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	—	—	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0				
キュービクル式以外のもの	自家発電装置(注1)	—	—	—	—	0.6	1.0					1.0	—	—	—	1.0	—
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—									—	—
燃料タンク・原動機		—	—	—	—	—	0.6(注2)	—	—	—	—	—	—				

(注1) 自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）には、エンクロージャー式（キュービクル式以外で、騒音防止・防塵等の目的のために覆いをかけたもの）のものも含む。

(注2) 予熱する方式の原動機にあつては、2.0mとすること。（ただし、燃料タンクと原動機の間には不燃材料で造った防火上有効な遮蔽物を設けた場合を除く。）

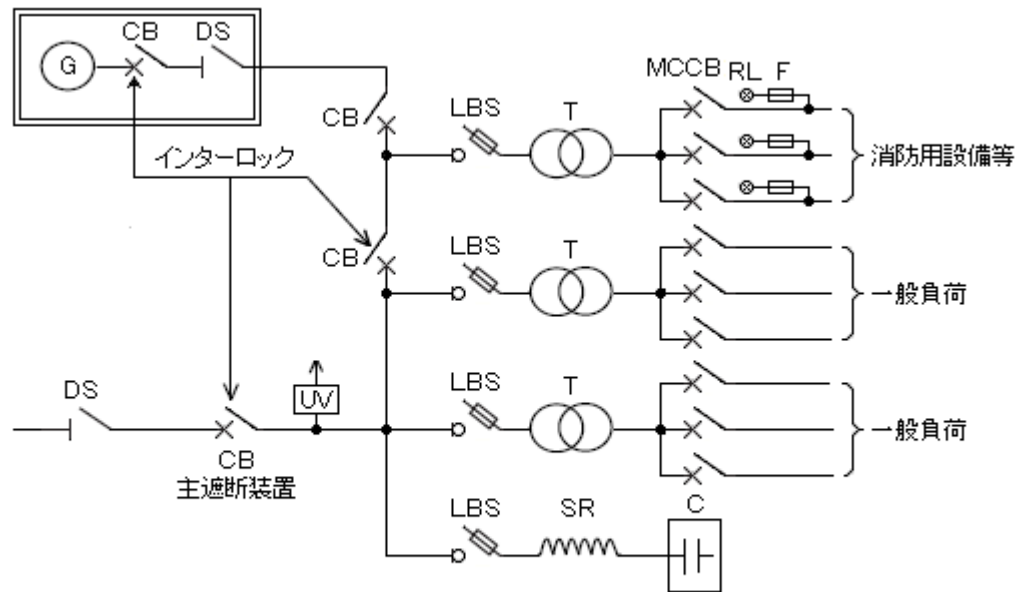
備考 欄中 — は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(5) 自家発電設備の接続方法

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、自家発電設備と負荷の結線方法は、保護協調を確認（各遮断器の特性は前3(5)に掲げる非常電源専用受電設備の結線方法の例によること。）の上、過電流遮断器等を、次の例により設けること。

ただし、これらと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

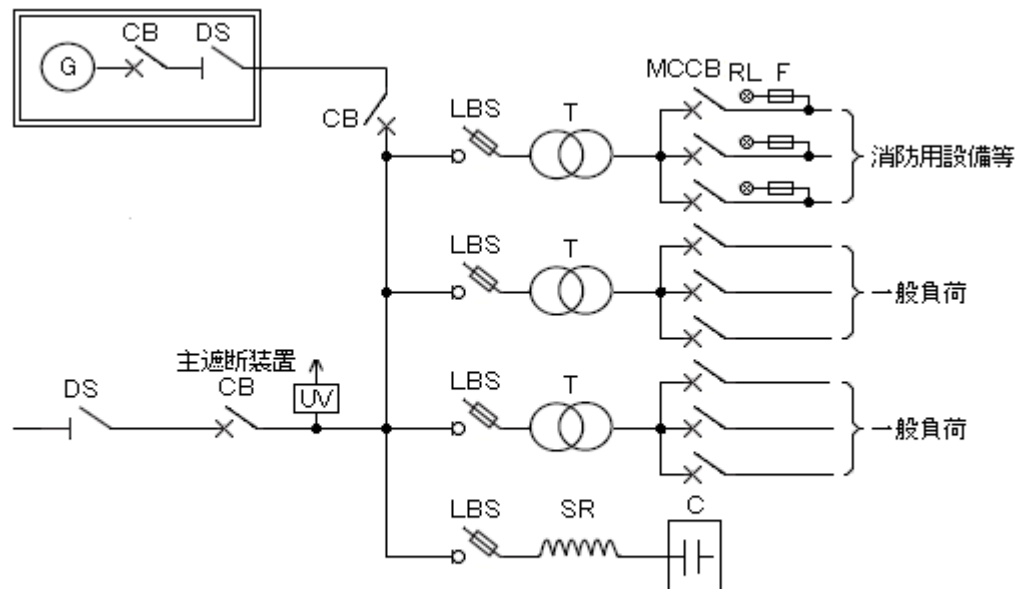
(高圧自家発電設備の例(自動遮断器等でインターロックして設けたもの))



凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯
F:ヒューズ C:進相コンデンサ SR:直列リアクトル G:交流発電機 UV:不足電圧継電器
(注) 不足電圧継電器は主遮断装置の二次側に設け、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第 23-25 図

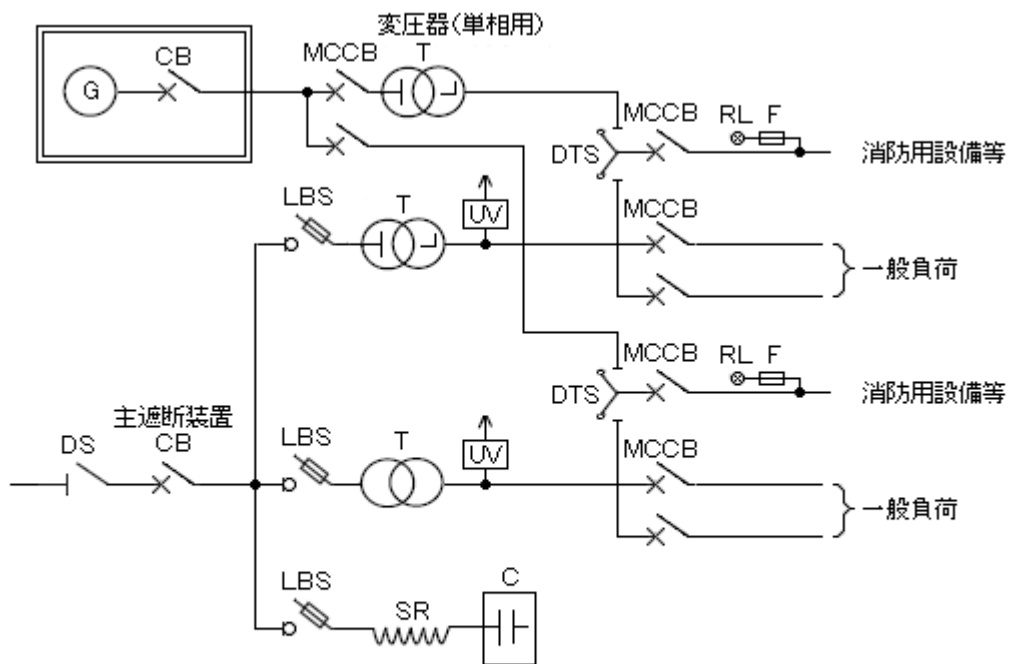
(高圧自家発電設備の例(高圧受電設備に自動切替装置を設けたもの))



凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯
F:ヒューズ C:進相コンデンサ SR:直列リアクトル G:交流発電機 UV:不足電圧継電器
(注) 不足電圧継電器は主遮断装置の二次側に設け、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第 23-26 図

（低圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けたもの））

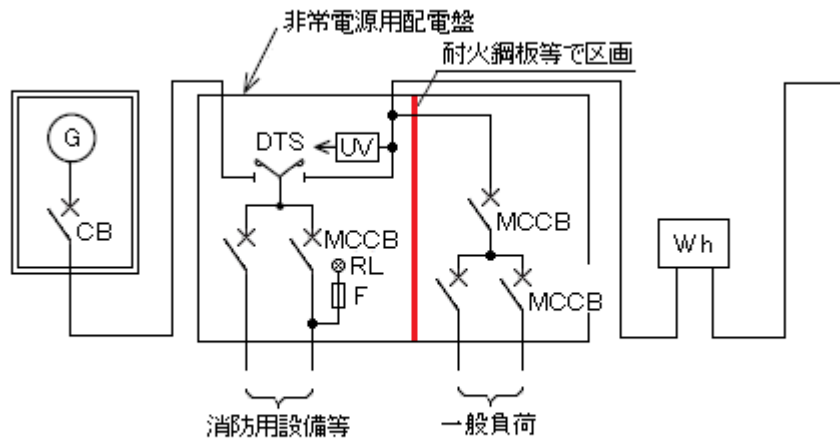


凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器
 RL:表示灯 F:ヒューズ C:進相コンデンサ SR:直列リアクトル G:交流発電機
 UV:不足電圧継電器 DTS:双投式電磁接触器

（注）不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

第 23—27 図

（低圧自家発電設備の例（配電盤に自動切替装置を設けたもの））

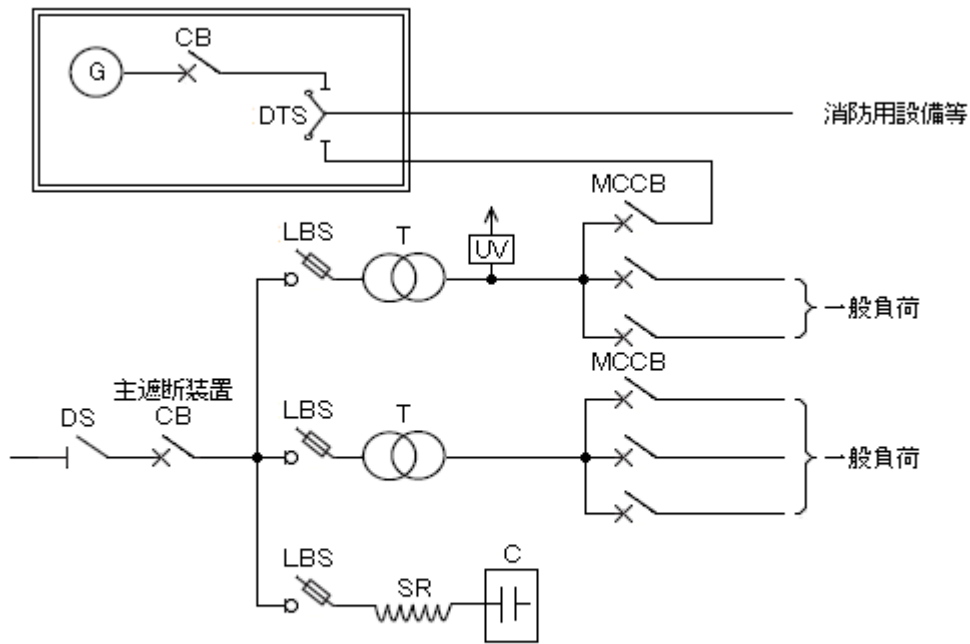


凡例 Wh:積算電力量計 MCCB:配線用遮断器 RL:表示灯 F:ヒューズ
 UV:不足電圧継電器 DTS:双投式電磁接触器 G:交流発電機 CB:遮断器

（注）不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から積算電力量計までの間に設けること。

第 23—28 図

(低圧自家発電設備の例(自家発電設備に自動切替装置を設けたもの))



凡例 DS:断路器 LBS:負荷開閉器 CB:遮断器 T:変圧器 MCCB:配線用遮断器
C:進相コンデンサ SR:直列リアクトル G:交流発電機 UV:不足電圧継電器
DTS:双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

第 23-29 図

(6) 換気設備

屋内に設置する自家発電設備の運転に必要な給気及び室温上昇防止のための換気設備は、前 3(2)ア(イ) a によるほか、直接屋外に面する給気口及び排気口から有効に給気及び排気（以下「給排気」という。）が行える場合を除き、次に定めるところによること。

なお、給気口は、当該建築物の開口部、空調用排気口及び煙道の出口等からの影響を受けない位置とすること。

ア 原動機の排気は、次に定めるところによること。

(イ) 排気筒は、直接屋外へ通じる専用のものとする。ただし、他の燃焼設備等の排気筒又は煙道と共用する場合には、当該原動機の性能が低下しないように設けること。

(イ) 原動機の排気消音器は、膨張形、吸音形等で、原動機の所要性能に影響を及ぼさない構造とするとともに、排気ガスの流れの方向を明示する必要がある構造のものは、その旨を明示すること。

イ 自家発電設備の設置場所に設ける換気設備は、燃料の種別により次によること。

(イ) 液体燃料を使用する場合

a 給排気に機械を用いるものは、当該設備専用とするとともに、不燃材料で造られた専用のダクトとすること。ただし、自家発電設備の設置されている室又はその部

分以外の火災に対し、当該自家発電設備の運転に支障なく有効に給排気できる場合
にあつては、この限りでない。

b 給排気の電源回路は、非常電源回路とするとともに当該自家発電設備の運転に伴
い自動的に電源が供給できること。

(イ) 気体燃料を使用する場合

a 給排気に機械を用いるものは、前(ア)によること。

b 漏洩した燃料ガス等を容易に排出できる排気口を、次により設けること。

(a) 燃料ガスの比重が空気に対して1未満の場合

i 漏洩した燃料ガス等は、天井付近から排出できること。

ii 排気口の上端は天井面から0.3m以内に設置すること。

(b) 燃料ガスの比重が空気に対して1を超える場合

i 漏洩した燃料ガス等は、天井付近と床面付近の2箇所から排出できること。

ii 天井付近に設ける排気口にあつては排気口の上端は天井面から0.3m以内、床
面付近に設けるものにあつては排気口の下端は床面から0.3m以内とすること。

c 漏洩燃料ガス等は、換気装置により直接大気に放出すること。

d 換気装置の起動により漏洩燃料ガス等に引火しないような措置を講じること。

ウ 前ア及びイと同等以上の方法により、有効に換気することができる場合は、この限り
でないこと。

(7) 冷却装置

冷却装置は、次に定めるところによること。

ア ガスタービンを使用する場合は、前(6)に準じて換気設備を設置すること。

イ 内燃機関でラジエター式のものにあつては、当該ラジエターの通風経路には、冷却効
果に障害となるようなものを設けないこと。

ウ 内燃機関でラジエター式以外のものにあつては、次のいずれかにより自家発電設備を
規則で定める各消防用設備等の作動時間以上有効に運転することができること。

(ア) 自家発電設備の直近に専用の冷却水槽を設けるもの

(イ) 専用ポンプにより専用の冷却塔又は専用の冷却水槽から冷却水を循環させるもの

(ウ) 専用の高架水槽から冷却水を供給するもの

(エ) 冷却水槽を他の設備と共用するもので、冷却水槽に水位検出装置等を設け、他の設
備の給水を停止等することにより、自家発電設備に必要な冷却水を供給するもの

(オ) 前(ア)から(エ)までに定める方法と同等以上の信頼性があると認められるもの

エ 減圧水槽を設ける場合は、当該自家発電設備の直近に専用のものを設けること。

オ 冷却設備にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が
供給できるとともに、これに係る電源回路は非常電源回路とすること。

カ 冷却水に係る配管は金属管とし、有効な防震措置が講じられていること。

- キ 内燃機関に冷却水を供給する配管の開閉弁には、みだりに閉鎖することができないよう保護措置をすること。
- ク 冷却水に係る各水槽は、前3(2)ア(ア)又は(イ)並びに前3(2)イ(ア)に定める位置に設けるものを除き、不燃材料とすること。
- ケ 冷却水槽又は配管には、自家発電設備用である旨の表示をすること。
なお、配管には流水方向を併記すること。
- コ 冷却水槽には、冷却水が必要量の2分の1以上減水した場合、防災センター等へ警報を発する装置を設けること。

(8) 燃料の設置方法

原動機の燃料は、液体燃料又は気体燃料とし、燃料の設置等については、**消防法及び高圧ガス保安法**（昭和26年法律204号）等によるほか、次によること。

ア 液体燃料の場合

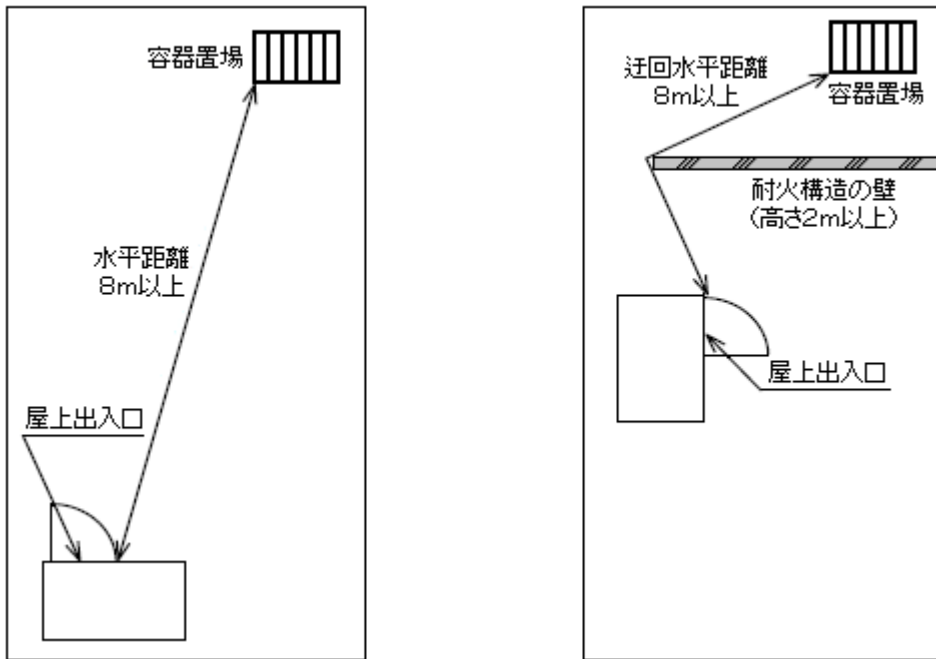
- (ア) 燃料タンクは、地震等による影響を受けるおそれが少ないように堅固な架台等の上に固定すること。
- (イ) サービスタンクを設ける場合は、運転に必要とする量を自動的に補給することができるものとする。
なお、補給にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できるものとし、その電源回路は非常電源回路とすること。
- (ウ) 自動補給する方式のものは、当該燃料タンクが自家発電設備を規則で定める各消防用設備の作動時間以上運転することができる量未満になったとき補給ポンプが自動的に作動すること。
ただし、定期的な点検が有効に行われるもの又は防災センター等へ減量警報を発する装置を設けるものにあつては、この限りでない。
- (エ) 前(ア)又は(イ)の燃料タンクには残量が容易に確認できる油量計を設けること。

イ 気体燃料の場合

- (ア) 燃料は、原則として屋外（地上に限る。）に設置すること。ただし、屋外に設置できない場合にあつては、軒高31m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものとする。
また、燃料は燃料供給システムの各部をチェックできるよう気体燃料充てん容器（以下「容器」という。）1本（7m³）を増加すること。
- a 屋外に燃料を設置する場合は、次によること。
 - (a) 通風のよい場所に貯蔵すること。
 - (b) 容器置場には、難燃性の材料を用いた軽量の日除け等を設け、夏期において日光の直射を1日6時間以上受けしないような措置を講じること。

- (c) 容器置場の周囲 2 m 以内においては、火気の使用を禁じるとともに、引火性又は発火性のものを置かないこと。ただし、容器置場に高さ 2 m 以上の障壁（厚さ 90mm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有する構造とすること。）を設けた場合（以下「耐火構造の壁」という。）は、この限りでない。
 - (d) 容器置場には、消火器を設置すること。
 - (e) 容器置場には、ガス漏れ火災警報設備の検知器又はガス漏れ警報器を設けるとともに、防災センター等に移報すること。
 - (f) 容器置場には「非常用自家発電設備燃料置場」、「立入禁止」、「火気厳禁」の表示を掲げること。
 - (g) 容器は転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、容器立てに十分な強度を有する鉄製のバンド等で固定すること。
 - (h) 貯蔵設備には、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設置すること。
- b 屋上に燃料を設置する場合は、a によるほか次によること。
- (a) L P G の貯蔵量は、1,000 k g 未満、C N G の貯蔵量にあつては、300 m³ 未満とすること。
 - (b) L P G を設置した場合にあつては、漏洩ガスが屋上出入口から建物内に流入しないよう容器置場から水平距離又は迂回水平距離 8 m 以内にある開口部は、常時閉鎖式の防火戸（ガラスを用いる場合にあつては、網入りとすること。）とすること。（第 23—30 図参照）
 - (c) 容器置場には、充てん容器が温度 40℃ を超えた場合に当該容器の設置面積 1 m² 当たり、毎分 5 ℓ 以上の水量を 30 分以上連続して自動的に散水（孔あき配管等によって散水）できる固定式の散水設備を設け、容器を常に 40℃ 以下に保つこと。

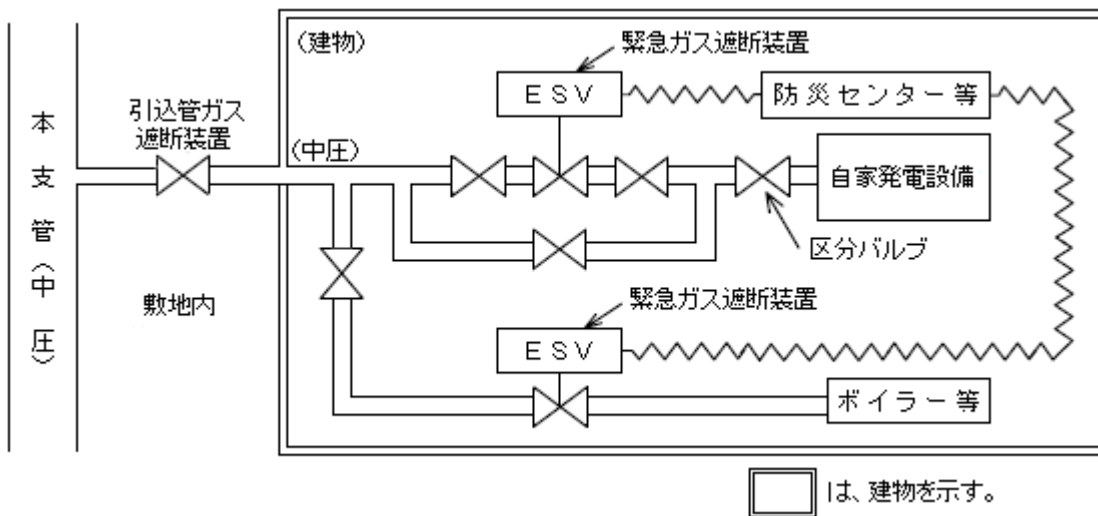
(水平距離又は迂回水平距離の例)



第 23—30 図

- (イ) 燃料を設置しない場合は、次によること。
- a 燃料は、ガス事業者の中圧導管（0.1MPa 以上 1 MPa 未満の導管）から供給するとともに、ガス導管（ガス事業者のガスを製造する事業所又はガスを貯蔵する事業所の最終バルブから区分バルブの入側までをいう。）は、一般社団法人日本内燃力発電設備協会（ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会）で**自家発告示**に適合している旨の評価を受けること。
 - b 引込管ガス遮断装置を、次により設置すること。
 - (a) 引込管ガス遮断装置は、引込管（供給管（本支管から分岐して使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのガス導管をいう。）及び内管（使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界線から区分バルブまでのガス導管をいう。）の総称をいう。）の敷地引込部付近で、地上から容易に操作及び点検ができる、維持管理のしやすい場所に設置すること。
 - (b) 引込管ガス遮断装置は、ボールバルブ、プラグバルブ又はこれと同等以上の締切り性能を有するものを使用すること。
 - (c) 引込管ガス遮断装置である旨を見やすい位置に表示すること。
 - (d) 引込管ガス遮断装置には、開閉方向、常時開又は常時閉の表示を見やすい位置に表示すること。
 - (e) 防災センター等に引込管ガス遮断装置の位置を明示すること。
 - (f) 高温となる場所及び衝撃を受ける場所には設置しないこと。

- c 緊急ガス遮断装置を、次により設置すること。
- (a) 内管には、当該建物の外壁を貫通する箇所の付近（建物内の外壁貫通部付近及び建物外の引込管ガス遮断装置から外壁貫通部までをいう。）に緊急ガス遮断装置を設置すること。
- (b) 緊急ガス遮断装置の点検時等にも安定的に燃料の供給を確保できるようバイパス配管を設け、バイパス弁には開閉操作を防止するための封印等を行うこと。（第23-31図参照）



第23-31図

- (c) 緊急ガス遮断装置のバルブ本体は、ボールバルブ、プラグバルブ又はこれと同
等以上の締切り性能を有するものを使用すること。
- (d) 緊急ガス遮断装置の遮断弁は次のような機能及び構造を有すること。
- i 遮断弁は、専用で設置すること。
 - ii 遮断弁は、防災センター等から遠隔操作により直ちにガスを遮断できる機能を有すること。
また、遠隔操作盤には、「緊急ガス遮断装置」と表示すること。
 - iii 遮断弁は、手動で開閉操作が可能とすること。
 - iv 遮断弁には開閉方向、常時開又は常時閉の表示を見やすい位置に表示すること。
 - v 遮断弁は、停電によって閉動作しないこと。
 - vi 遮断弁は、感震器等により連動遮断しないこと。
- (e) 緊急ガス遮断装置である旨を見やすい位置に表示すること。
また、設置場所等の扉等には、「緊急ガス遮断装置」の表示をすること。

- (f) 緊急ガス遮断装置が設けられている付近にガス漏れ火災警報設備の検知器を設置すること。
 - (g) 緊急ガス遮断装置が設けられている場所には、非常用照明装置を設けること。
 - (h) 高温となる場所及び衝撃を受ける場所には設置しないこと。
 - (i) 容易に点検、操作ができる位置に設置すること。
 - (j) 内管に当該自家発電設備以外の配管を接続する場合は、当該自家発電設備以外にも前(a)から(i) ((b)及び(d)viを除く。) に準じて緊急ガス遮断装置を設けること。
- d 配管等の貫通部は、次により措置すること。
- (a) 防火区画、防火壁等を貫通する場合は、その間隙をモルタル等の不燃材で埋めること。
 - (b) 発電設備室で漏洩したガスが発電設備室外に流出しないようにするため、配線、配管等の貫通部に適切な措置を施すこと。
 - (c) 建物外壁で漏洩したガスが周辺に滞留したり、建物等へ流入しないように適切な処置をすること。
 - (d) 建物外壁、梁の貫通部において配管接合部を設けないこと。
 - (e) 配管は、地震時の地盤変位を吸収する配管系となるよう設計すること。
 - (f) 配管は、外壁貫通部における不等沈下対策を講じること。
また、不等沈下対策を講じた配管の外壁貫通部付近に設置する固定支持部は、発生する応力が屋内配管に伝達しないよう堅固に支持すること。
 - (g) 土中埋設部において外壁を貫通する場合の貫通部配管は、プラスチック等の被覆を施したものを使用すること。

5 蓄電池設備

蓄電池設備は、消防用設備等に内蔵するものを除き、省令第12条第1項第4号ハの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 蓄電池設備の構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、前3(1)オによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号。以下「**蓄電池告示**」という。）に適合するもの又は認定品のもの（以下「**認定蓄電池設備等**」という。）とするほか、次によること。

イ 蓄電池設備の容量

- (ア) 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合は、前4(1)イ(ア)によること。
- (イ) 一の防火対象物で複数の消防用設備等に供給する場合の容量は、当該消防用設備等の容量の合算値とすること。
- (ウ) 蓄電池設備の容量の算出方法は、次によること。

a 算出に関する基本事項

蓄電池容量は、充電が完了した蓄電池を当該蓄電池設備に係る負荷設備を動作させ、蓄電池電圧が公称電圧の80%になるまで放電した後、24時間充電を行い、その後充電を行うことなく消防用設備等が規定の時分以上有効に動作できるものであること。

b 計算例

$$C = \frac{1}{L} \{K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})\}$$

[A h]

ただし、C : 定格容量率換算容量 [A h]

L : 保守率（使用年数、使用条件等により蓄電池容量低下を補償する係数、0.8を標準とする。）

K : 容量換算時間（放電時間、電池の最低容量、共用最低温度により決定し、蓄電池の種類、極板型式により異なる。）

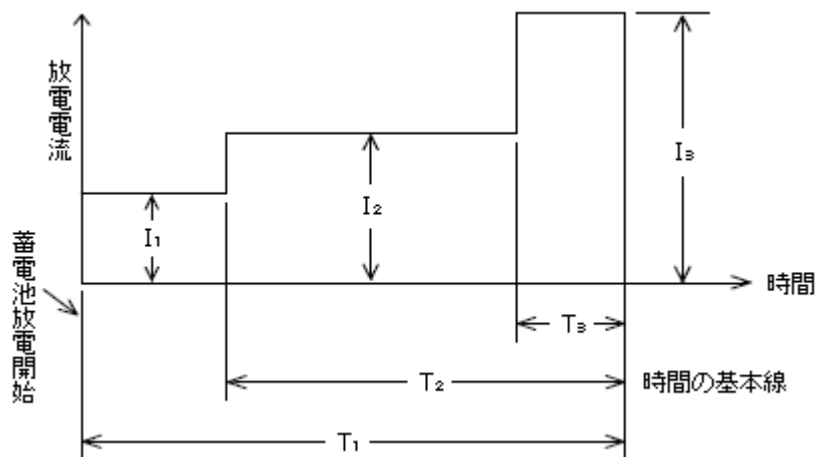
I : 放電電流[A]

添字1、2、3、…、n : 放電電流の変化の順に番号を付したもので、負荷特性による区分

c 計算に当たって留意すべき事項

(a) 許容最低電圧は、鉛蓄電池にあつては、単電池当たり1.6V、アルカリ蓄電池にあつては、単電池当たり1.0Vとして計算する。

(b) 最低蓄電池温度は、常時その温度以上に確保できる室に設置する場合の温度とし、「5℃」を標準とする。



(c) 放電時間「T」は、蓄電池の放電を終了する点を基準にして定めること。

(d) 容量換算時間の表は、蓄電池の種類別、蓄電池温度ごとに各々表が異なる。

該当する表により、(c)で求めた放電時間と表の曲線（許容最低電圧別になっている。）が交わる点の縦軸の容量換算時間（K）を出すものとする。

(2) 設置場所

蓄電池設備の設置場所及び構造は、前**3**(2)の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備」及び「高圧受電設備」とあるのは「蓄電池設備」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定蓄電池設備等」と読み替えること。

(3) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲は、蓄電池設備の接続端子以後の部分とすること。

ただし、前**3**(3)ア(ア)から(キ)に掲げるもの及び消防用設備等の受信盤又は制御盤等に組込まれたものにあつては、この限りでない。

イ 前**3**(1)イ(エ)に準じて非常電源回路を保護すること。

(4) 保有距離

蓄電池設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう**第23-6表**に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-6表

機器名	保有距離	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	列の相互間	相対する間				変電設備又は蓄電池設備	
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	—	—	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	—	0.6	—	0.1	—	0.6(※)	—	—	—	—	—	—
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—	—	—	—	—	—	—

備考：欄中 ※印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。また、欄中の — は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(5) 換気設備

換気設備は、前**4**(2)ア(ア) aの例により設けること。

(6) 警報装置

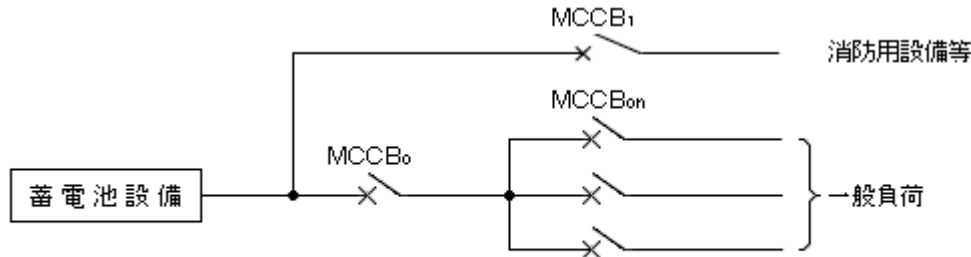
蓄電池設備に減液警報装置が設けられているものは、容易に人が確認することができるものを除き、防災センター等へ警報を発すること。

(7) 蓄電池設備の接続方法

ア 一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、蓄電池設備と負荷の結線方法は、過電流遮断器等を、次の例により設けること。

ただし、これらと同等以上と認められる性能を有する場合にあつては、この限りでない。

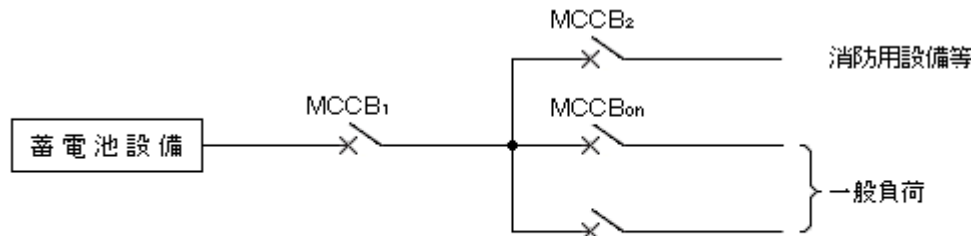
(ア) 主遮断器の1次側より分岐するものは、**第23-32図**の例によること。



(注) 一般負荷の主遮断器(MCCB0)の定格電流は、一般負荷の配線用遮断器(MCCB0n)の定格電流の合計以上とすること

第23-32図

(イ) 主遮断器の2次側より分岐するものは、**第23-33図**の例によること。



(注) 一般負荷の主遮断器(MCCB1)の定格電流は、一般負荷の配線用遮断器(MCCB2及びMCCB0n)の定格電流の合計以上とすること。

第23-33図

イ 蓄電池設備の充電装置への配線は、配電盤から専用の回路とすること。

(8) その他

ナトリウム・硫黄電池又はレドックスフロー電池を設置する場合は、事前に消防本部予防課と協議すること。

6 燃料電池設備

燃料電池設備は、省令第12条第1項第4号ニの規定によるほか、次により設置すること。

(1) 燃料電池設備の構造及び性能

燃料電池設備の構造及び性能は、前3(1)オによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する燃料電池設備は、**燃料電池設備の基準**（平成18年消防庁告示第8号。以下「**燃料電池告示**」という。）に適合するもの又は認定品のもの（以下「**認定燃料電池設備等**」という。）とすること。

イ 燃料電池設備の定格出力

前4(1)イ(ア)から(エ)によること。ただし、「自家発電設備」とあるのは「燃料電池設備」と読み替えること。

ウ 常用電源が停電した場合の燃料電池設備からの送電は、前4(1)ウによること。

エ 常用防災兼用燃料電池設備にあつては、前4(1)エによること。

オ 気体燃料とする燃料電池設備を設置する防火対象物には、ガス漏れ火災警報設備の検知器を前4(1)カ(ア)から(エ)により設置すること。

(2) 設置場所

燃料電池設備の設置場所及び構造は、前3(2)の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備」及び「高圧受電設備」とあるのは「燃料電池設備」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定燃料電池設備等」と読み替えること。

(3) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲は、燃料電池設備の接続端子以後の部分とすること。

ただし、前3(3)ア(ア)から(キ)に掲げるもの及び消防用設備等の受信盤又は制御盤等に組込まれたものにあつては、この限りでない。

イ 前3(1)イ(エ)に準じて非常電源回路を保護すること。

(4) 保有距離

燃料電池設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう**第23-7表**に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-7表

(単位：m)

機器名	保有距離				相対する間				変電設備又は蓄電池設備	
	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0

(5) 換気設備

換気設備は、前3(2)ア(ア)の例によるほか、直接屋外に面する給気口及び排気口から有効

に給排気が行える場合を除き前4(6)イ(イ) bからdによること。

なお、給気口は、当該建築物の開口部、空調用排気口及び煙道の出口等からの影響を受けない位置とすること

(6) 燃料の設置方法

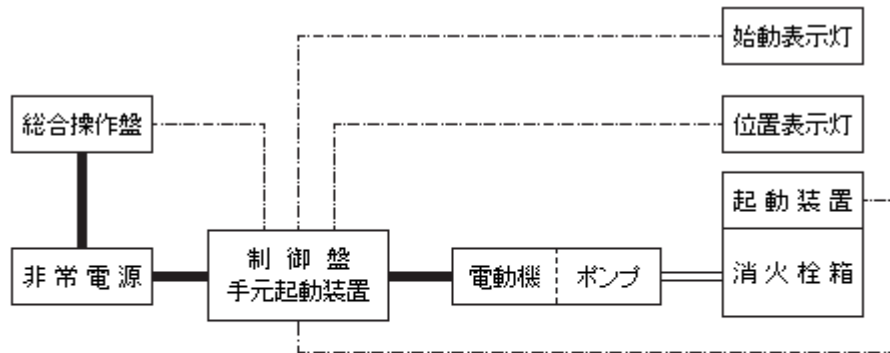
燃料の設置等については、前4(8)イによること。

7 消防用設備等の配線の耐火・耐熱保護範囲

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路（以下「非常電源回路等」という。）は、他の回路による障害を受けることのないよう耐火配線又は耐熱配線で保護をすること。

なお、配線を保護をする範囲にあつては、消防用設備等の種別により次によること。

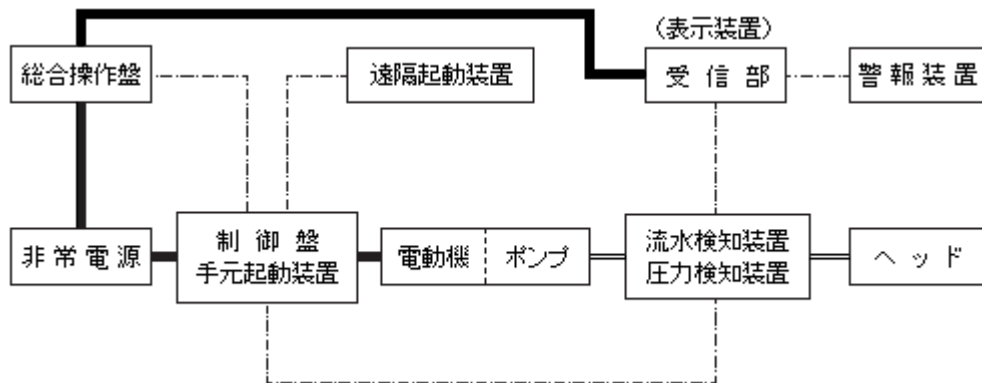
(1) 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の非常電源回路等は、第23—34図の例によること。



- 1 〓は、耐火配線、- - -は耐熱配線、—は一般配線、〓は水管又はガス管を示す。
- 2 非常電源専用受電の場合は、建物引込点から適用される。
- 3 蓄電池設備を受信機等の機器に内蔵する場合は、機器内の電源配線を一般配線とすることができる。

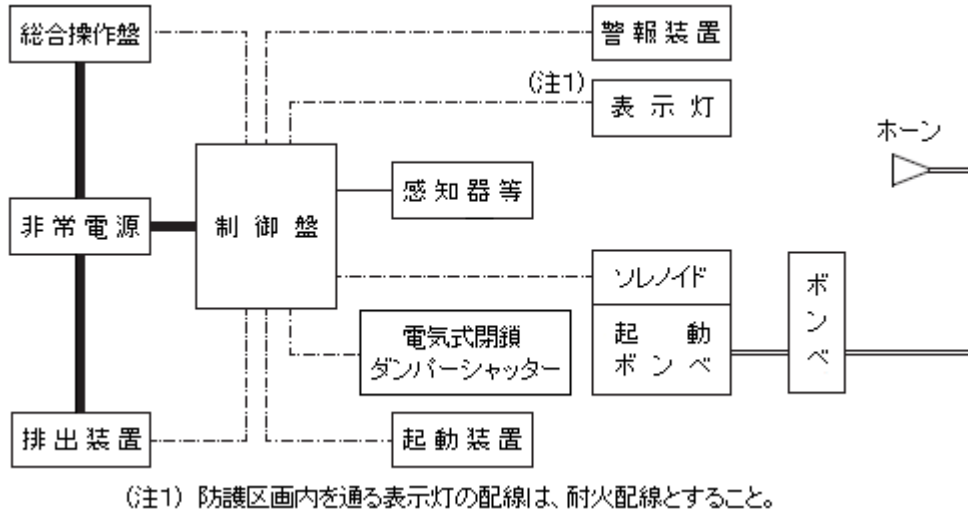
第23—34図

(2) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備の非常電源回路等は、第23—35図の例によること。



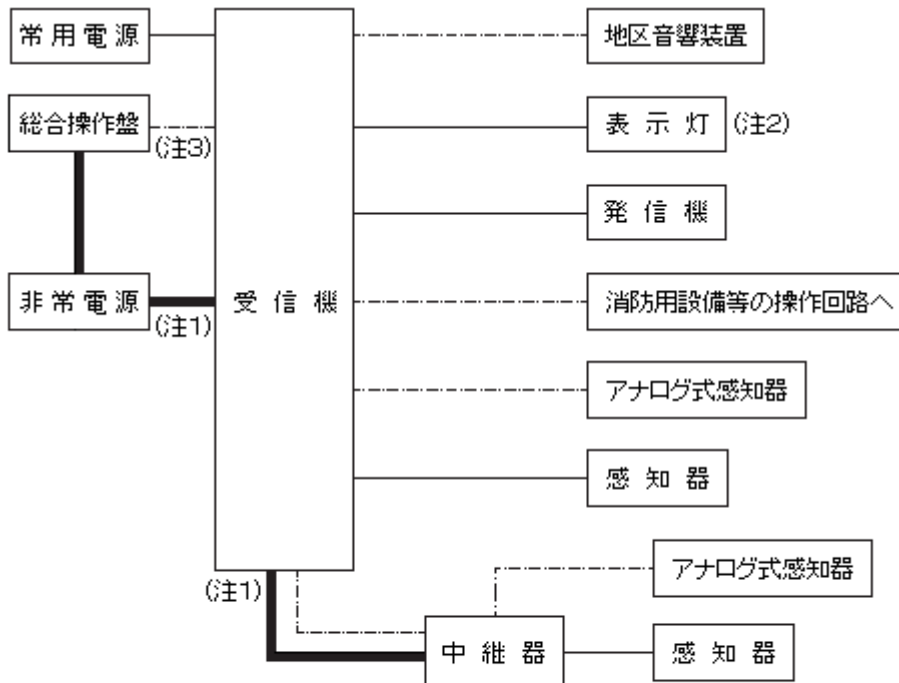
第23—35図

(3) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の非常電源回路等は、**第23-36図**の例によること。



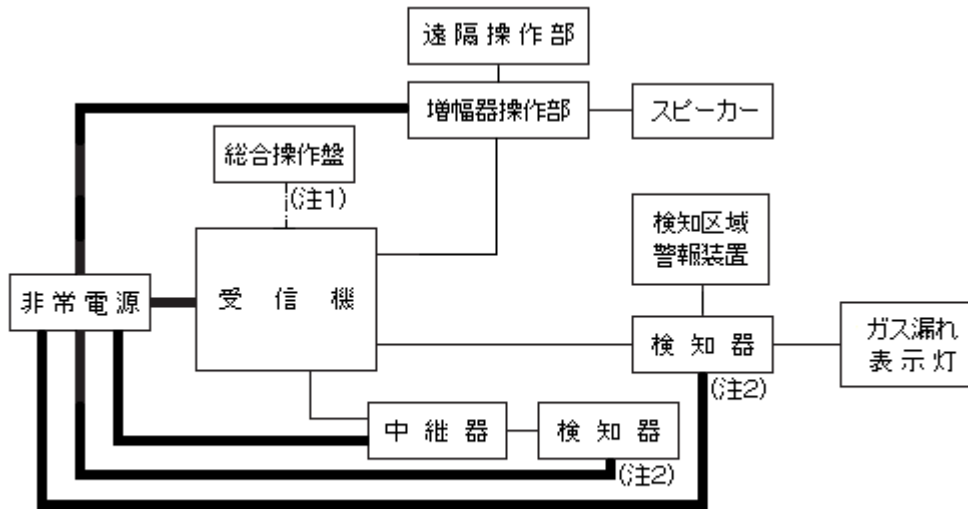
第23-36図

(4) 自動火災報知設備の非常電源回路等は、**第23-37図**の例によること。



第23-37図

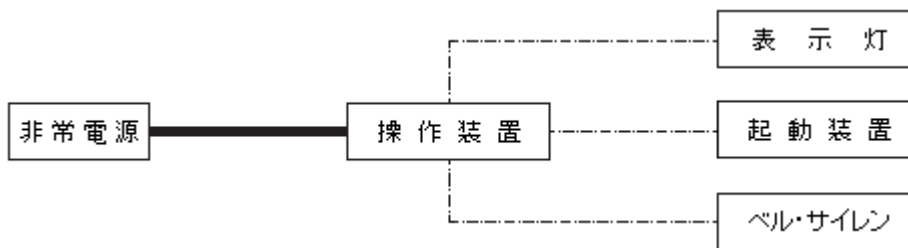
(5) ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は、**第 23—38 図**の例によること。



(注1) 受信機が防災センター内に設けられている場合は、一般配線でもよい。
 (注2) 検知器の非常電源回路

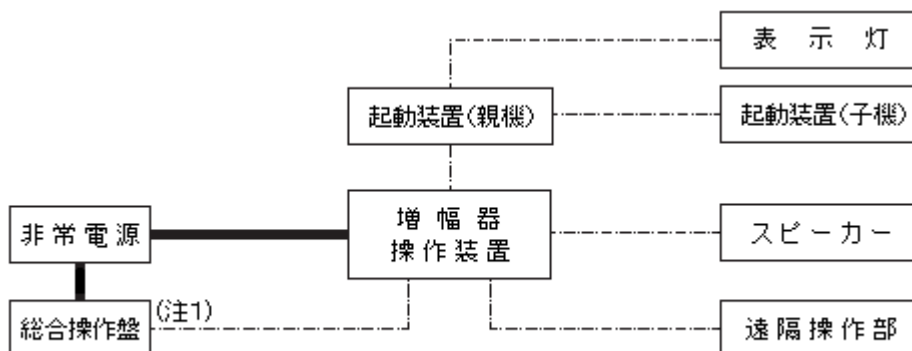
第 23—38 図

(6) 非常ベル、自動式サイレンの非常電源回路等は、**第 23—39 図**の例によること。



第 23—39 図

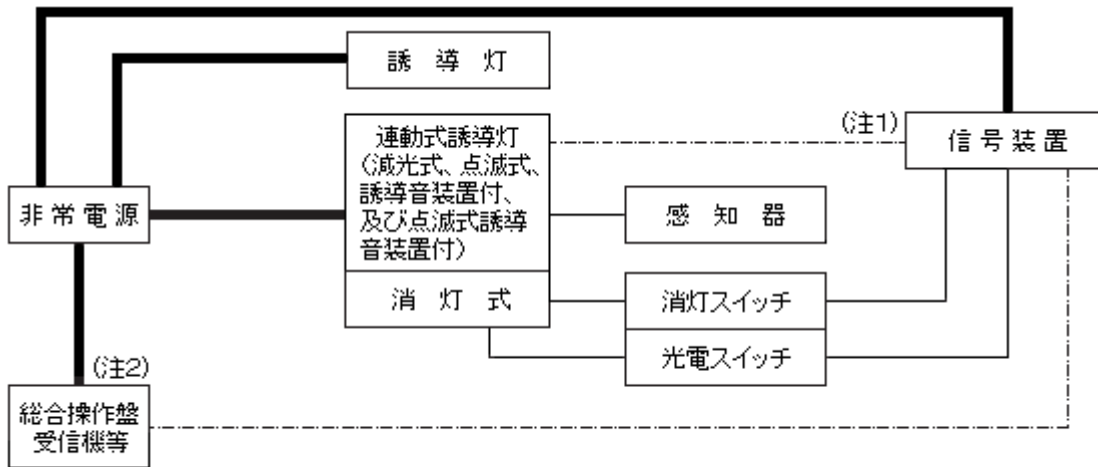
(7) 放送設備の非常電源回路等は、**第 23—40 図**の例によること。



(注1) 増幅器、操作装置が防災センター等内に設けられる場合は、一般配線でもよい。

第 23—40 図

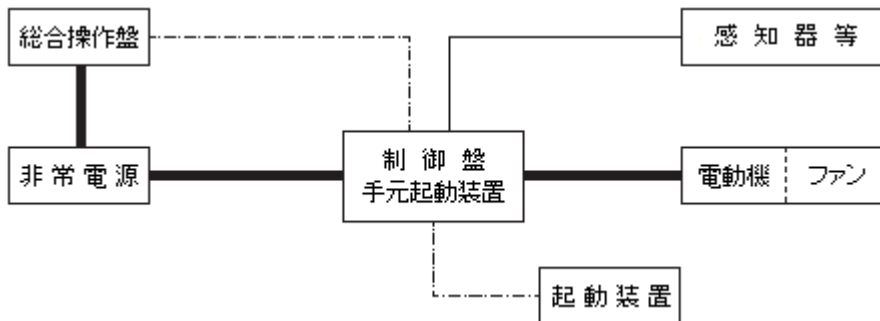
(8) 誘導灯の非常電源回路等は、**第 23-41 図**の例によること。



(注1) 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
 (注2) 防災センター内に設置されている機器相互間の配線は、一般配線でもよい。

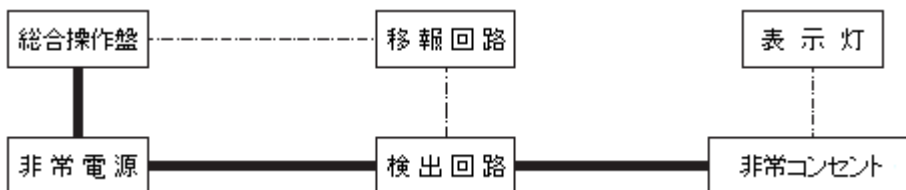
第 23-41 図

(9) 排煙設備の非常電源回路等は、**第 23-42 図**の例によること。



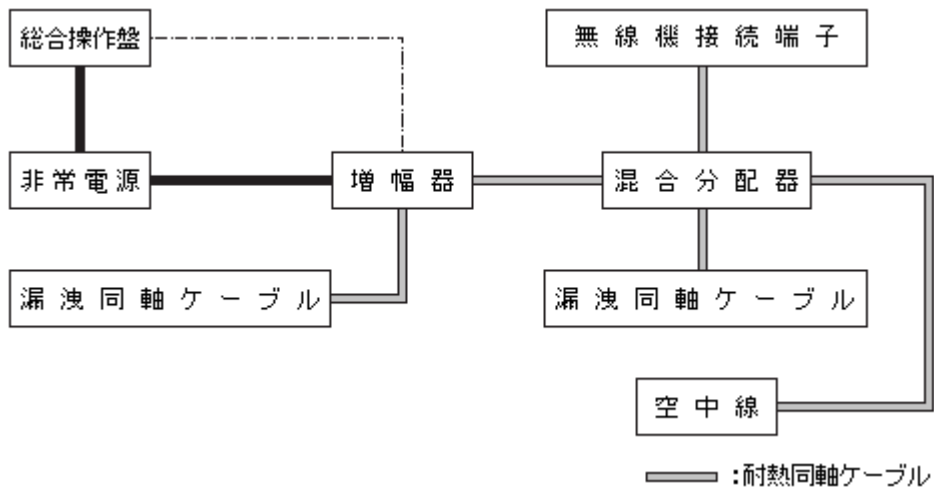
第 23-42 図

(10) 非常コンセント設備の非常電源回路等は、**第 23-43 図**の例によること。



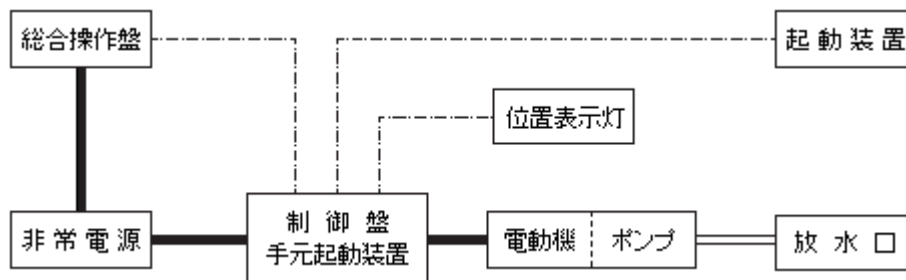
第 23-43 図

(11) 無線通信補助設備の非常電源回路等は、**第23-44図**の例によること。



第23-44図

(12) 連結送水管及び消防用水（加圧送水装置を設置する場合に限る。）の非常電源回路等は、**第23-45図**の例によること。



第23-45図

8 配線の耐火・耐熱保護

非常電源回路等の耐火配線及び耐熱配線（以下「耐火配線等」という。）の工事種別及び布設方法並びに接続工法は、次によること。

(1) 耐火配線の工事種別及び布設方法は、**第23-8表**によること。

第23-8表

電線等の種類		工事の種別	施設方法
<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・600V 二種ビニール絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四フッ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・その他これらと同等以上と認められる電線 		<ul style="list-style-type: none"> ・金属管工事 ・二種金属製可とう電線管工事 	(1) 耐火構造とした主要構造部に深さ 20 mm以上埋設すること。 (2) 厚さ 20 mm以上のラスモルタル等で保護すること。 (3) その他(1)及び(2)と同等以上の耐火性能を有すると認められる方法とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・合成樹脂管工事 ・合成樹脂製可とう電線管工事 	上欄(1)により施設すること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル工事 	(4) 不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設けること。 ただし、他の配線と共に敷設する場合には、相互に 150 mm以上の離隔をとるか、耐火鋼板等で隔てること。
<ul style="list-style-type: none"> ・バスダクト 		<ul style="list-style-type: none"> ・バスダクト工事 	(5) 上欄(1)から(3)又は耐火性能を有するバスダクトを使用して施設すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・耐火電線 	電線管用のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・金属管工事 ・二種金属製可とう電線管工事 ・合成樹脂管工事 ・合成樹脂製可とう電線管工事 ・ケーブル工事 	/
	その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル工事 	
<ul style="list-style-type: none"> ・MIケーブル 		<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル工事 	/

(2) 耐熱配線の工事種別及び布設方法は、**第 23－9 表**によること。

第 23－9 表

電線等の種類	工事の種類	施設方法
<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属管工事 (2) 可とう電線管工事 (3) 金属ダクト工事 	/
<ul style="list-style-type: none"> ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・600V 二種ビニール絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四フッ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 	(4) ケーブル工事	不燃性のダクトに敷設すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・その他これらと同等以上と認められる電線 	(5) (1)から(4)以外の工事	<p>不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設けること。</p> <p>ただし、他の配線と共に敷設する場合にあっては、相互に 150 mm以上の離隔をとるか、不燃材料で隔てること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・バスダクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスダクト工事 	/
<ul style="list-style-type: none"> ・耐熱電線 ・耐熱光ファイバケーブル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル工事 	/
<ul style="list-style-type: none"> ・耐熱同軸ケーブル ・耐熱漏洩同軸ケーブル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル工事 	/

(3) 耐火電線等に接続部が生じる場合は、所要の耐火性能又は耐熱性能を有することが必要となるため、接続工法は次によること。

ア 耐火電線（低圧のものに限る。）の標準工法は、JCS 4506 低圧耐火ケーブル接続部標準工法のとおりとする。

イ 耐熱電線の標準工法は、JCS 3501 小勢力回路用耐熱電線接続部標準工法のとおりとする。

ウ 耐熱型閉端接続子工法を、省令第 24 条第 1 号ホ及び第 5 号ホに使用する電線の接続工法として用いる場合の要件は、**別添 7**のとおりとする。

エ 接続工法が標準工法及び耐熱型閉端接続子工法以外の工法であるものについては、耐火電線等の種別及び当該工法に係る構造、材料、耐火性能又は耐熱性能等を示す図書を添付し、省令別記様式第 1 号の 7 「工事整備対象設備等着工届出書」により春日井市消防長あてに届出を行うこと。

様式 1

計 算 書 No. _____
 年 月 日

自 家 発 電 設 備 出 力 計 算 書

特 性 等	
(1)	対象負荷機器 様式2のとおり
(2)	発電機 特性 $x_d' g =$ $\angle E =$ $K G_3 =$ $K G_4 =$ $\eta g / C p =$
(3)	原動機 特性 $a =$ $\varepsilon =$ $\gamma =$
(4)	負荷機器 $D =$ $d =$

自 家 発 電 設 備	
(1)	種 類
(2)	型式番号
(3)	発電機出力 定格出力 <input type="text"/> k V A 極 数 <input type="text"/> 極 定格電圧 <input type="text"/> V 定格回転数 <input type="text"/> min ⁻¹ 定格力率 0.8
(4)	原動機出力 原動機の種別 定格出力 <input type="text"/> k W 定格回転数 <input type="text"/> min ⁻¹ 使用燃料 <input type="text"/> 整 合 率

作 成 者	会社名	
	氏 名	(印)
	資 格	

様式2

自家発電設備出力計算シート（負荷表）							件 名															
機器番号	負荷名称	台数	換算を必要とする入力又は出力 (kW、kVA)	出力換算係数	出力 mi (kW)	始動方式又は制御方式	M ₂ の選定		M ₃ の選定			M ₂ 'の選定		M ₃ 'の選定			高調波発生負荷 Ri (kW)	不平衡負荷 (kW)				
							$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m} \times mi$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m} - 1.47$	$(\frac{k s}{Z' m} - 1.47) \times mi$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s \times mi$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$		$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s - 1$	$(\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s - 1) \times mi$	R-S	S-T	T-R
合計	負荷出力合計値 K						$\frac{k s}{Z' m} \times mi$ の値が	$(\frac{k s}{Z' m} - 1.47) \times mi$ の値が			$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s \times mi$ の値が		$(\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s - 1) \times mi$ の値が			$\Sigma Ri = R$	() () ()					
及び選定	K = $\Sigma mi = (\quad)$						最大となる mi = M ₂ M ₂ = ()	最大となる mi = M ₃ M ₃ = ()			最大となる mi = M ₂ ' M ₂ ' = ()		最大となる mi = M ₃ ' M ₃ ' = ()			$\Sigma Ri = R$ ()	最大値:A() 次の値:B() 最小値:C()					

備考1 誘導電動機の始動方式で、Lはラインスタート、YはY-Δ始動、Rはリアクトル始動、Cはコンドルファ始動、SCは特殊コンドルファ始動、VCは連続電圧制御始動を示す。

備考2 制御方式で、THはサイリスタレオナード方式、MGは直流M-G方式、FBは交流帰還方式、VFは交流VVVF方式、OYは油圧制御方式を示す。

様式 2-2

自家発電設備出力計算シート 負荷表 (同時始動計算用)											件名												
機器番号	負荷名称	台数	換算を必要とする入力又は出力 (kW、kVA)	出力換算係数	① 出力 mi (kW)	制御方式	計 算 値														高調波発生負荷 Ri (kW)		
							始 動 瞬 時				始 動 中												
											RG ₂ 用		RE ₂ 用				RG ₃ 用		RE ₃ 用				
							②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	
$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m} \times mi$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s \times mi$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m}$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z' m} \cos \theta_s$								
集計	$M_p = \Sigma ① = ()$						$\Sigma ② = () \quad \Sigma ③ = ()$		$\Sigma ⑨ = ()$	$\Sigma ④ = () \quad \Sigma ⑤ = ()$		$\Sigma ⑥ = ()$	$\Sigma ⑦ = () \quad \Sigma ⑧ = ()$			$\Sigma Ri = R = ()$							
選定	Mp=()					$\frac{1}{Z' m M_p} = \frac{1}{\Sigma ②} \times ()$		$\frac{1}{Z' m M_p} = \frac{1}{\Sigma ④} \times ()$		$\frac{1}{Z' m M_p} = \frac{1}{\Sigma ⑥} \times ()$		$\frac{1}{Z' m M_p} = \frac{1}{\Sigma ⑦} \times ()$											
	RG ₂ : Z'mp=()					$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()} \times ()$											
	RG ₃ : Z'mp=()					$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$											
	RE ₂ : Z'mp=() cos θ _{SP} =()					$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ③}{\Sigma ②}$		$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ⑤}{\Sigma ④}$		$= \frac{1}{()}$		$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ⑧}{\Sigma ⑦}$											
	RE ₃ : Z'mp=() cos θ _{SP} =()					$= \frac{()}{()} = ()$		$= \frac{()}{()} = ()$		$= \frac{()}{()}$		$= \frac{()}{()} = ()$											

備考1 RG₂: Z'mpは、Σ②とΣ⑨を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考3 RE₂: Z'mpは、Σ②とΣ④を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考5 RE₂: cos θ_{SP}は、Σ③とΣ⑤を比較し、大きい値の方のcos θ_{SP}とする。

備考7 誘導電動機の始動方式で、Lはラインスタート、YはY-Δ始動、Rはリアクトル始動、Cはコンドルファ始動、SCは特殊コンドルファ始動、VCは連続電圧制御始動を示す。

備考8 制御方式で、THはサイリスタレオナード方式、MGは直流M-G方式、FBは交流帰還方式、VFは交流VVVF方式、OYは油圧制御方式を示す。

備考2 RG₃: Z'mpは、Σ②とΣ⑥を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考4 RG₃: Z'mpは、Σ②とΣ⑦を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考6 RE₃: cos θ_{SP}は、Σ③とΣ⑧を比較し、大きい値の方のcos θ_{SP}とする。

様式3

自家発電設備出力計算シート (発電機)		
RG ₁	$= 1.47D \cdot Sf = 1.47 \times (\quad) \times (\quad) =$ $\Delta P = A+B-2C = (\quad) + (\quad) - 2 \times (\quad) = (\quad)$ $Sf = 1 + 0.60 \Delta P / K = 1 + 0.60 \times (\quad) / (\quad) = (\quad)$	RG ₁ ()
RG ₂	$= \frac{1-\Delta E}{\Delta E} \cdot xg'd \cdot \frac{k_s}{Z'm} \cdot \frac{M_2}{K} = \frac{1-(\quad)}{(\quad)} \times (\quad) \times (\quad) \times \frac{(\quad)}{(\quad)} =$	RG ₂ ()
RG ₃	EVの有無 有 ・ 無 $= \frac{fv_1}{KG_3} \{ 1.47d + \left(\frac{k_s}{Z'm} - 1.47d \right) \frac{M_2}{K} \}$ $= \frac{(\quad)}{(\quad)} \times \{ 1.47 \times (\quad) + ((\quad) - 1.47 \times (\quad)) \times \frac{(\quad)}{(\quad)} \} =$	RG ₃ ()
RG ₄	$= \frac{1}{0.15 \cdot K} \sqrt{(H-RAF)^2 + \{1.47 \times (A+B) - 2.94 \times C\}^2} \times (1 - 3u + 3u^2)$ $= \frac{1}{0.15 \cdot (\quad)} \sqrt{\left((\quad) - (\quad) \right)^2 + \{ 1.47 \times \left((\quad) + (\quad) \right) - 2.94 \times (\quad) \}^2} \times \left(1 - 3(\quad) + 3(\quad)^2 \right)$ $H = \frac{1.3}{2.3 - \frac{R}{K}} \sqrt{(0.355 \times R6)^2 + (0.606 + R3 \times hph)^2} = \frac{1.3}{2.3 - \frac{(\quad)}{(\quad)}} \sqrt{(0.355 \times (\quad))^2 + (0.606 + (\quad) \times (\quad))^2} = (\quad)$ $RAF = \max. (0.8 \times ACF, 0.8 \times H) = \max. (0.8 \times (\quad), 0.8 \times (\quad)) = (\quad) \quad hph = 1 - 0.413 \frac{RB}{RA} = 1 - 0.413 \frac{(\quad)}{(\quad)} = (\quad)$ $u = \frac{A-C}{\Delta P} = \frac{(\quad) - (\quad)}{(\quad)} = (\quad) \quad u^2 = (\quad)$	RG ₄ ()
RG	RG ₁ 、RG ₂ 、RG ₃ 、RG ₄ のうち、最大値 RG=RG ()	RG ()
発電機定格出力G (kVA)		RG×K = () × () = () kVA ⇒ () kVA

備考1 EV有の場合、ΔEは、0.2以下とする。

備考2 EV有の場合、fv₁ = 1.0とし、EV無の場合のfv₁は、諸元表2-1による。

様式4

自家発電設備出力計算シート (原動機・整合)			
RE ₁	= 1.3D = 1.3×()		RE ₁ ()
RE ₂	ディーゼルエンジン	$= f v_2 \left\{ 1.026 d + \left(\frac{1.163}{\epsilon} \cdot \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.026 d \right) \frac{M_2'}{K} \right\}$ $= () \left\{ 1.026 () + \left(\frac{1.163}{()} \cdot () - 1.026 \times () \right) \times \frac{()}{()} \right\} =$	RE ₂ ()
	ガスタービン	EVの有無 有・無 $= f v_2 \left\{ \frac{1.163}{\epsilon} \cdot \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s \cdot \frac{M_2'}{K} \right\} = () \left\{ \frac{1.163}{()} \cdot () \times \frac{()}{()} \right\} =$	RE ₂ ()
RE ₃	$= \frac{f v_3}{\gamma} \left\{ 1.368 d + \left(1.163 \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.368 d \right) \frac{M_3'}{K} \right\}$ $= \frac{()}{()} \left\{ 1.368 \times () + \left(1.163 \times () - 1.368 \times () \right) \frac{()}{()} \right\} =$		RE ₃ ()
RE	RG ₁ 、RG ₂ 、RG ₃ のうち、最大値 RG=RG ()		RE ()
原動機定格出力E (kW)	$= RE \cdot K \cdot C_p$ $= () \times () \times () = () \text{ kW}$		
整合 MR	$MR = 1.13 \frac{E}{C_p \cdot G} = 1.13 \frac{()}{() \times ()} = () = ()$		MR ≥ 1.0

自家発電設備の出力	G = () kVA 力率 = 0.8	E = () kW ディーゼルエンジン ガスタービン (一軸・ニ 軸)
-----------	-------------------------	---

備考1 EV有の場合、f v₂、f v₃=1.0とし、EV無の場合のf v₂、f v₃は、諸元表2-1による。

備考2 MR<1.0の場合は、MR≥1.0となるようにEの値を増す。なお、MR<1.5であることが望ましい。

別添1 負荷出力合計（K）の算出方法

1 負荷出力合計（K）

負荷出力とは、非常電源を必要とする消防用設備等の機器（自家発電設備の負荷として接続する機器をいう。）の定格出力をいい、これらの出力の総和を負荷出力合計（以下「K値」という。）とする。

2 K値の算出方法

(1) K値

K値は、次の式により求めること。

$$K = \sum_{i=1}^n m_i$$

m_i : 個々の負荷機器の出力 (kW)

n : 負荷機器の個数

(2) 出力

出力 (m_i) は、個々の負荷機器の定格表示に応じて次により求めること。

ア 定格が出力 (kW) で表示されている機器の場合（一般誘導電動機等）

(ア) 一般電動機（誘導機）の場合

$$m_i = \text{定格出力 (kW)}$$

(イ) 非常用昇降機の場合

$$m_i = \frac{U_V}{n} \cdot \sum_{i=1}^n E_{Vi} \cdot V_i$$

U_V : 昇降機の台数により換算係数

N : 昇降機の台数

E_{Vi} : 昇降機の制御方式によって定まる換算係数

通常の場合は、別添6 1(1)に示す E_V の値を用いる。

V_i : 昇降機巻上げ電動機の定格出力 (kW)

(ウ) 充電装置の場合

$$m_i = V \cdot A$$

V : 直流側の定格電圧 (均等) (V)

A : 直流側の定格電流 (A)

(エ) 白熱灯・蛍光灯の場合

$$m_i = \text{定格消費電力 (定格ランプ電力)} \text{ (kW)}$$

白熱灯は定格消費電力、蛍光灯は定格ランプ電力とする。

(カ) 差込負荷の場合

$$m_i = L_i \text{ (kW)}$$

L_i : 非常用コンセント (単相) の定格電圧 (kV) × 定格電流 (A)

通常の場合は、0.1kV、15Aとする。

イ 定格が出力 (kVA) で表示されている機器の場合 (CVCF、充電装置等)

$$m_i = C_i \cdot \cos \theta_i$$

C_i : 定格出力 (kVA)

$\cos \theta_i$: 負荷の力率 (定格値)

通常の場合は、別添6 1(1)に示す力率の値を用いることができる。

ウ その他の機器の場合

効率 (η_{L_i}) が 0.85 より著しく小さい機器の場合は、次式によること。

$$m_i = \frac{\eta_L}{\eta_{L_i}} \cdot K_i$$

η_L : 負荷の総合効率 (0.85)

η_{L_i} : 当該負荷の定格効率

K_i : 負荷出力 (kW)

3 負荷出力合計 (K値) の算出手順

負荷出力合計 (K値) の算出方法は、前述のとおりであるが、その具体的算出に当たっては、様式2に示す計算シートを用いるものであること。

なお、計算シートを用いた算出の手順は、次によることとし、各算出式に用いる係数等については、別記6の諸元表によること。

(1) 負荷表の作成 消防用設備等の負荷機器を選定し、様式2「**自家発電 設備の出力計算シート**」(以下「負荷表」という。)に所定の事項を記入する。

(2) ① 件名

防火対象物の名称等を記入する。

(3) ② 機器番号

負荷機器番号等を記入する。

(4) ③ 負荷名称

負荷機器名称を記入する。

(5) 負荷出力合計の算出

ア 台数 負荷機器台数を記入する。

イ ⑤ 換算を必要とする負荷機器の入力又は出力(kW、kVA)

換算を必要とする負荷機器の入力又は出力(kW、kVA)を記入する。

該当機器：昇降機、CVC Fにつきその定格値を記入する。

ウ ⑥ 出力換算係数

昇降機等の出力換算を必要とする負荷機器につき、別添6 1(1)に示す値を記入する。

エ ⑦ 出力

負荷機器の出力を記入する。

また、換算を必要とする負荷機器については、当該負荷機器容量と出力換算係数(Ev等)の積を出力の欄に記入する。

なお、複数台の機器(昇降機を除く。)が同時始動するときはその出力の合計値を記入する。

また、昇降機が複数台ある場合は、前2(2)ア(イ)で求めた値を記入する。

オ ⑧ 負荷出力合計値(K値)の算出

⑦の総和を求め、 $K = \sum m_i = ⑧$ ()に記入する。

(6) M_2 の選定

ア ⑨ 始動方式又は制御方式

誘導電動機にあつては始動方式を、昇降機にあつては制御方式を記入する。

イ ⑩ $\frac{k_s}{Z'm}$

当該負荷機器のRG₂用の $\frac{k_s}{Z'm}$ の値を別添6 1(3)より求め記入する。

また、昇降機が複数台ある場合又は複数台の機器が同時始動する場合は、様式2-2で求めたRG₂用の値を記入する。

ウ ⑪ $\frac{k_s}{Z'm} \cdot m_1$

⑦×⑩の値を求め記入する。

エ ⑫ M_2 の選定

⑪の値が最大となる⑦の m_i を、 $m_i = M_2 = ⑫$ ()に記入する。

(7) M_3 の選定

ア ⑬ $\frac{k_s}{Z'm}$

当該負荷機器の $R G_3$ 用の $\frac{k_s}{Z'_m}$ の値を別添 6 1(3)より求め記入する。

また、昇降機が複数台ある場合又は複数台の機器が同時始動する場合は、様式 2-2 で求めた $R G_3$ 用の値を記入する。

イ ⑬ $\frac{k_s}{Z'_m} - 1.47$

⑬ - 1.47 の値を求め記入する。

ウ ⑭ $(\frac{k_s}{Z'_m} - 1.47) \cdot m_i$

⑭ × ⑬ の値を求め記入する。

エ ⑮ M_3 の選定

⑭ の値が最大となる ⑦ の m_i を、 $m_i = M_3 =$ ⑮ () に記入する。

(8) M_2' の選定

ア ⑰ $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$

当該負荷機器の $R E_2$ 用の $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$ の値を別添 6 1(3)より求め記入する

また、昇降機が複数台ある場合又は複数台の機器が同時始動する場合は、様式 2-2 で求めた $R E_2$ 用の値を記入する。

イ ⑱ $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s \cdot m_i$

⑱ × ⑰ の値を求め記入する。

ウ ⑲ M_2' の算定

⑱ の値が最大となる ⑦ の m_i を、 $m_i = M_2' =$ ⑲ () に記入する。

(9) M_3' の選定

ア ⑳ $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$

$R E_3$ 用の $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$ の値を別添 6 1(3)より求め記入する。

また、昇降機が複数台ある場合又は複数台の機器が同時始動する場合は、様式 2-2 で求めた $R E_3$ 用の値を記入する。

イ ㉑ $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s - 1$

㉑ - 1 の値を求め記入する。

ウ ㉑ $\left(\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s - 1\right) \cdot m_i$

㉑×㉒の値を求め記入する。

エ ㉒ M_3' の算定

㉑の値が最大となる㉑の m_i を、 $m_i = M_3' = ㉒$ に記入する。

(10) 高調波発生負荷出力合計の算出

ア ㉓ 高調波発生負荷 R_i (kW)

負荷機器のうち充電装置、CVC F等の整流器使用負荷機器について、㉑の値を㉓に記入する。

昇降機にあつては、巻上電動機出力㉑の値を㉓に記入する。

イ ㉔ $\Sigma R_i = R$ の算出

㉓の総和を求め、 $\Sigma R_i = R = ㉔$ () に記入する。

(11) 不平衡負荷の算出

ア ㉕ 不平衡負荷

単相負荷の負荷機器出力を㉕の該当欄に記入するとともに、R-S負荷の合計を㉖にS-T負荷の合計を㉗に、T-R負荷の合計を㉘に記入する。

イ 最大値等の選出

㉖、㉗及び㉘のうち、最大の値のものをA㉙に、次の値のものをB㉚に、最小の値のものをC㉛に記入する。

様式 2-2

自家発電設備出力計算シート 負荷表 (同時始動計算用)										件名											
機器番号	負荷名称	台数	換算を必要とする入力又は出力 (kW、kVA)	出力換算係数	① 出力 mi (kW)	制御方式	計 算 値														高調波発生負荷 Ri (kW)
							始 動 瞬 時				始 動 中										
							RG ₂ 用		RE ₂ 用				RG ₃ 用		RE ₃ 用						
							②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧								
$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$	$\frac{k s}{Z'm}$						
×mi		×mi		×mi		×mi		×mi		×mi		×mi		×mi							
集計	$M_p = \Sigma ① = ()$					$\Sigma ② = () \quad \Sigma ③ = ()$		$\Sigma ④ = ()$		$\Sigma ⑤ = ()$		$\Sigma ⑥ = ()$		$\Sigma ⑦ = () \quad \Sigma ⑧ = ()$		$\Sigma Ri = R = ()$					
選 定	$M_p = ()$					$\frac{1}{Z'mp} = \frac{1}{M_p} \times \Sigma ②$ $= \frac{1}{()} \times ()$		$\frac{1}{Z'mp} = \frac{1}{M_p} \times \Sigma ④$ $= \frac{1}{()} \times ()$		$\frac{1}{Z'mp} = \frac{1}{M_p} \times \Sigma ⑥$ $= \frac{1}{()} \times ()$		$\frac{1}{Z'mp} = \frac{1}{M_p} \times \Sigma ⑦$ $= \frac{1}{()} \times ()$									
	RG ₂ : Z'mp = ()					$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$									
	RG ₃ : Z'mp = ()					$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$		$= \frac{1}{()}$		$= \frac{1}{()} \times ()$									
	RE ₂ : Z'mp = () cos θ _{SP} = ()					$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ③}{\Sigma ②}$		$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ⑤}{\Sigma ④}$		$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ⑦}{\Sigma ⑥}$		$\cos \theta_{SP} = \frac{\Sigma ⑧}{\Sigma ⑦}$									
	RE ₃ : Z'mp = () cos θ _{SP} = ()					$= \frac{()}{()} = ()$		$= \frac{()}{()} = ()$		$= \frac{()}{()} = ()$		$= \frac{()}{()} = ()$									

備考1 RG₂ : Z'mpは、Σ②とΣ④を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考3 RE₂ : Z'mpは、Σ②とΣ④を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考5 RE₂ : cos θ_{SP}は、Σ③とΣ⑤を比較し、大きい値の方のcos θ_{SP}とする。

備考7 誘導電動機の始動方式で、Lはラインスタート、YはY-Δ始動、Rはリアクトル始動、Cはコンドルファ始動、SCは特殊コンドルファ始動、VCは連続電圧制御始動を示す。

備考8 制御方式で、THはサイリスタレオナード方式、MGは直流M-G方式、FBは交流帰還方式、VFは交流VVVF方式、OYは油圧制御方式を示す。

備考2 RG₃ : Z'mpは、Σ②とΣ⑥を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考4 RG₃ : Z'mpは、Σ②とΣ⑦を比較し、大きい値の方のZ'mpとする。

備考6 RE₃ : cos θ_{SP}は、Σ③とΣ⑧を比較し、大きい値の方のcos θ_{SP}とする。

備考8 誘導電動機の始動方式で、Lはラインスタート、YはY-Δ始動、Rはリアクトル始動、Cはコンドルファ始動、SCは特殊コンドルファ始動、VCは連続電圧制御始動を示す。

別添2 発電機出力係数（RG）の算出方法

1 定常負荷出力係数（RG₁）

$$RG_2 = 1.47D \cdot Sf$$

D : 負荷の需要率

Sf : 不平衡負荷による線電流の増加係数

$$Sf = 1 + 0.6 \frac{\Delta P}{K}$$

ΔP : 単相負荷不平衡合計出力値 (kW)

三相各線間に単相負荷A、B及びC出力値(kW)があり、
 $A \geq B > C$ の場合、 $\Delta P = A + B - 2C$ とする。

(注) この式を使用する場合は、 $\Delta P / K \leq 0.3$ であること。

$\Delta P / K > 0.3$ の場合は、**別添3**によりSfを求めること。

2 許容電圧降下出力係数（RG₂）

$$RG_2 = \frac{1 - \Delta E}{\Delta E} \cdot x d'g \cdot \frac{k_s}{Z'm} \cdot \frac{M_2}{K}$$

ΔE : 発電機端許容電圧降下 (PU (自己容量ベース))

$x d'g$: 負荷投入時における電圧降下を評価したインピーダンス

k_s : 負荷の始動方式による係数

$Z'm$: 負荷の始動時インピーダンス (PU)

M_2 : 始動時の電圧降下が最大となる負荷機器の出力 (kW)

すべての始動入力 ($\frac{k_s}{Z'm} \cdot m_i$) の値を計算して、その値が最大となる

m_i を M_2 とする。

K : 負荷の出力合計 (kW)

3 短時間過電流耐力出力係数（RG₃）

$$RG_3 = \frac{f_{vi}}{KG_3} \left\{ 1.47d + \left(\frac{k_s}{Z'm} - 1.47d \right) \cdot \frac{M_3}{K} \right\}$$

f_{vi} : 瞬時周波数低下、電圧降下による負荷投入減少係数

別添6 2-1による。

KG_3 : 発電機の短時間 (15秒) 過電流耐力 (PU)

別添6 2による。

d : 別添6 1(2)によるベース負荷の需要率

k s : 負荷の始動方式による係数

Z'm : 負荷の始動時インピーダンス (PU)

M₃ : 短時間過電流耐力を最大とする負荷機器の出力 (kW)

すべての (始動入力 (kVA) - 定格入力 (kVA)) の値が最大となる負荷の出力 (kW)

$$\left(\frac{k s}{Z'm} - \frac{d}{\eta_b \cdot \cos \theta_b} \right) m_i \text{ を計算して、その値が最大となる } m_i \text{ を } M_3 \text{ とす}$$

る。

K : 負荷の出力合計 (kW)

4 許容逆相電流出力係数 (RG₄)

$$RG_4 = \frac{1}{0.15 \cdot K} \sqrt{(H - RAF)^2 + \{1.47 \times (A + B) - 2.94 \times C\}^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$$

K : 負荷の出力合計 (kW)

H : 高調波電力合成値 (kVA)

$$H = \frac{1.3}{2.3 - \frac{R}{K}} \cdot \sqrt{(0.355 \cdot R_6)^2 + (0.606 \cdot R_3 \cdot hph)}$$

R : 整流機器の合計値 (kW)

R₆ : 6相全波整流機器の定格出力合計値 (kW)

R₃ : 3相及び単相全波整流機器の定格出力合計値 (kW)

hph : 移相補正係数

$$hph = 1.0 - 0.413 \frac{R_B}{R_A}$$

R_A : 基準相電源の整流器負荷合計値 (kW)

R_B : 30度移相電源の整流器負荷合計値 (kW)

RAF : アクティブフィルタ効果容量 (kVA)

$$RAF = \max. (0.8 \times ACF, 0.8 \times H)$$

ACF : アクティブフィルタ定格容量 (kVA)

A : A相単相負荷出力値 (kW)

B : B相単相負荷出力値 (kW)

C : C相単相負荷出力値 (kW)

u : 単相負荷不平衡係数

$$u = \frac{A - C}{\triangle P}$$

$\triangle P$: 単相負荷不平衡分合計出力値 (kW)

$A \geq B \geq C$ の場合、 $\triangle P = A + B - 2C$ とする。

5 発電機出力係数RGの決定

RGは、 RG_1 、 RG_2 、 RG_3 及び RG_4 の値の最大のものとする。

$$RG = \max. (RG_1, RG_2, RG_3, RG_4)$$

6 RGの値の調整

前項で求めたRGの値が、1.47Dの値に比べて著しく大きい場合には、対象負荷とバランスのとれたRG値を選定するようにし、その値が1.47Dに近づくよう調整すること。

この場合における調整は、次により行うこと。

- (1) RGの値の実用上望ましい範囲

$$1.47D \leq RG \leq 2.2$$

- (2) RG_2 又は RG_3 により過大なRGの値が算出されている場合
始動方式の変更を行い、前(1)の範囲を満足するようにする。

- (3) RG_4 が要因で過大なRGの値が算出されている場合
特別な発電機を選定し、前(1)の範囲を満足するようにする。

- (4) 昇降機が要因でRGの値が過大になっている場合
昇降機の制御方式の変更が有効であり、かつ、可能であればそれを行い、RGの値がより小になるよう努める。

7 発電機の出力

選定する発電機定格出力は、 $RG \times K$ (kVA) 以上とする。

ただし、 $RG \times K$ (kVA) の値の95%以上の標準定格値のものがある場合は、それを選ぶことができるものであること。

8 発電機出力係数(RG)の算出手順

発電機出力係数(RG)の算出方法は、前述の通りであるが、その具体的算出に当たっては、**様式3**に示す計算シートを用いるものであること。

なお、計算シートを用いた算出の手順は、次によることとし、各算出式に用いる係数等については、**別添6**の諸元表によること。

- (1) 発電機出力の算出

負荷表の集計結果に基づいて、様式3「自家発電設備出力計算シート（発電機）」（以下「発電機出力計算シート」という。）の所定の欄に当該数値を記入し、発電機出力を算出する。

$$(2) \quad R G_1 = 1.47 D \cdot S f$$

$$= 1.47 \times \textcircled{41} (\quad) \times \textcircled{42} (\quad) = \textcircled{43} (\quad)$$

④1 : D 別添6 1(2)より求め、記入する。

④2 : S f 下記の計算結果より求め、記入する。

④3 : R G₁ 上記の計算結果をR G₁とする。

$$S f = 1 + 0.6 \frac{\Delta P}{K}$$

$$= 1 + 0.6 \times \frac{\textcircled{32} (\quad)}{\textcircled{8} (\quad)} = \textcircled{42} (\quad)$$

③2 : ΔP 下記の計算結果より求め、記入する。

⑧ : K 負荷表の⑧の値を記入する。

④2 : S f 上記の計算結果をS fとする。

$$\Delta P = A + B - 2 C$$

$$= \textcircled{29} (\quad) + \textcircled{30} (\quad) - 2 \times \textcircled{31} (\quad)$$

$$= \textcircled{32} (\quad)$$

②9 : A 負荷表のA②9の値を記入する。

③0 : B 負荷表のB③0の値を記入する。

③1 : C 負荷表のC③1の値を記入する。

③2 : ΔP 上記の計算結果をΔPとする。

$$(3) \quad R G_2 = \frac{1 - \Delta E}{\Delta E} \cdot x d' g \cdot \frac{k s}{Z' m} \cdot \frac{M_2}{K}$$

$$= \frac{1 - \textcircled{44} (\quad)}{\textcircled{44} (\quad)} \times \textcircled{45} (\quad) \times \textcircled{46} (\quad) \times \frac{\textcircled{12} (\quad)}{\textcircled{8} (\quad)}$$

$$= \textcircled{47} (\quad)$$

$$(4) \quad R G_3 = \frac{f_{vi}}{K G_3} \left\{ 1.47 d + \left(\frac{k s}{Z' m} - 1.47 d \right) \cdot \frac{M_3}{K} \right\}$$

$$= \frac{\textcircled{36} (\quad)}{\textcircled{37} (\quad)} 1.47 \textcircled{48} (\quad) + \left(\textcircled{49} (\quad) - 1.47 \textcircled{48} (\quad) \right) \cdot \frac{\textcircled{15} (\quad)}{\textcircled{8} (\quad)}$$

$$= \textcircled{50} (\quad)$$

①5 : M₃ 負荷表の①5M₃の値を記入する。

③⑥ : $f v_i$ 昇降機がある場合は 1.0、昇降機がない場合は**別添 6 2-1**より求め、記入する。

③⑦ : $K G_3$ **別添 6 2**より求め、記入する。

④⑧ : d **別添 6 1(2)**より記入する。

④⑨ : $\frac{k s}{Z' m}$ 負荷表の⑮ M_3 における⑩ $\frac{k s}{Z' m}$ の値を記入する。

⑤⑩ : $R G_3$ 上記の計算結果を $R G_3$ とする。

$$(5) \quad R G_4 = \frac{1}{0.15 \cdot K} \sqrt{(H - R A F)^2 + \{1.47 \times (A + B) - 2.94 \times C\}^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$$

$$= \frac{1}{0.15 \times \textcircled{8}(\quad)} \sqrt{\{\textcircled{27}(\quad) + \textcircled{22}(\quad)\}^2 + \{1.47 \times (\textcircled{26}(\quad) + \textcircled{27}(\quad)) - 2.94 \times \textcircled{28}(\quad)\}^2}$$

$$\times (1 - 3 \times \textcircled{52}(\quad) + 3 \times \textcircled{53}(\quad)^2)$$

$$= \textcircled{54}(\quad)$$

$$H = \frac{1.3}{2.3 - \frac{R}{K}} \cdot \sqrt{(0.355 \cdot R 6)^2 + (0.606 \cdot R 3 \cdot \text{hph})}$$

$$= \frac{1.3}{2.3 - \frac{\textcircled{24}(\quad)}{\textcircled{8}(\quad)}} \cdot \sqrt{(0.355 \times \textcircled{73}(\quad))^2 + (0.606 \times \textcircled{74}(\quad) \times \textcircled{75}(\quad))}$$

$$= \textcircled{71}(\quad)$$

$$R A F = \max. (0.8 \times A C F, 0.8 \times H)$$

$$= \max. (0.8 \times \textcircled{76}(\quad), 0.8 \times \textcircled{71}(\quad)) = \textcircled{72}(\quad)$$

$$\text{php} = 1.0 - 0.413 \frac{R B}{R A} = 1.0 - 0.413 \frac{\textcircled{77}(\quad)}{\textcircled{78}(\quad)} = \textcircled{75}(\quad)$$

$$u = \frac{A - C}{\Delta P} = \frac{\textcircled{29}(\quad) - \textcircled{31}(\quad)}{\textcircled{32}(\quad)} = \textcircled{52}(\quad)$$

$$u^2 = \textcircled{53}(\quad)$$

⑧ : K 負荷の出力合計 (kW)

⑦① : H 高調波電力合成値 (kVA)

⑦② : $R A F$ アクティブフィルタ効果容量 (kVA)

②⑨ : A 相単相負荷出力値 (kW)

③⑩ : B 相単相負荷出力値 (kW)

③① : C 相単相負荷出力値 (kW)

- ⑤② : u 単相負荷不平衡係数
- ⑤③ : u² 単相負荷不平衡係数
- ⑦③ : R 6 6相全波整流器の定格出力合計値 (kW)
- ⑦④ : R 3 3相及び単相全波整流器の定格出力合計値 (kW)
- ⑦⑤ : hph 移相補正係数
- ⑦⑥ : ACF アクティブフィルタ効果容量 (kVA)
- ⑦⑦ : R A 基準相分の整流機器合計容量 (kW)
- ⑦⑧ : R B 30度移相分の整流機器合計容量 (kW)

(6) RGを求める。

⑤⑤ : ④③、④⑦、⑤⑩及び⑤④の値のうち、最大の値をRGとする。

なお、 $1.47D \leq RG \leq 2.2$ が望ましい。

(7) 発電機定格出力

$$G = RG \times K \quad \underline{\text{⑤⑦}}$$

$$= \text{⑤⑤} (\quad) \times \text{⑧} (\quad)$$

$$= \text{⑤⑥} (\quad) \Rightarrow \text{⑤⑦} (\quad)$$

⑤⑥ : 上記の計算結果を発電機計算出力とする。

⑤⑦ : ⑤⑥の計算値に対して-5% (裕度範囲) を考慮して、発電機定格出力とする。

自家発電設備出力計算シート (発電機)			
RG ₁	$= 1.47D \cdot S f = 1.47 \times \textcircled{41} () \times \textcircled{42} () =$ $\Delta P = A + B - 2C = \textcircled{29} () + \textcircled{30} () - 2 \times \textcircled{31} () = \textcircled{32} ()$ $S f = 1 + 0.60 \Delta P / K = 1 + 0.60 \times \textcircled{32} () / \textcircled{8} () = \textcircled{42} ()$		RG ₁ ④③ ()
RG ₂		$= \frac{1 - \Delta E}{\Delta E} \cdot xg'd \cdot \frac{k_s}{Z'm} \cdot \frac{M_2}{K} = \frac{1 - \textcircled{44} ()}{\textcircled{44} ()} \times \textcircled{45} () \times \textcircled{46} () \times \frac{\textcircled{12} ()}{\textcircled{8} ()} =$	RG ₂ ④⑦ ()
RG ₃	EVの有無④④ 有 ・ 無	$= \frac{f_{v1}}{KG_3} \left\{ 1.47d + \left(\frac{k_s}{Z'm} - 1.47d \right) \frac{M_2}{K} \right\}$ $= \frac{\textcircled{38} ()}{\textcircled{37} ()} \times \left\{ 1.47 + \textcircled{48} () + (\textcircled{49} () - 1.47 \times \textcircled{48} () - \frac{\textcircled{45} ()}{\textcircled{8} ()}) \right\} =$	RG ₃ ⑤⑩ ()
RG ₄		$= \frac{1}{0.15 \cdot K} \sqrt{(H - RAF)^2 + \{1.47 \times (A + B) - 2.94 \times C\}^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$ $= \frac{1}{0.15 \times \textcircled{8} ()} \sqrt{\left(\textcircled{71} () + \textcircled{72} () \right)^2 + \left\{ 1.47 \times (\textcircled{26} () + \textcircled{27} ()) - 2.94 \times \textcircled{28} () \right\}^2 \times \left(1 - 3 \times \textcircled{52} () + 3 \times \textcircled{53} ()^2 \right)} = \textcircled{54} ()$ $H = \frac{1.3}{2.3 - \frac{R}{K}} \sqrt{(0.355 \times R6)^2 + (0.606 + R3 \times hph)^2} = \frac{1.3}{2.3 - \frac{\textcircled{24} ()}{\textcircled{8} ()}} \sqrt{(0.355 \times \textcircled{73} ())^2 + (0.606 + \textcircled{74} () \times \textcircled{75} ())^2} = \textcircled{71} ()$ $RAF = \max. (0.8 \times ACF, 0.8 \times H) = \max. (0.8 \times \textcircled{76} (), 0.8 \times \textcircled{71} ()) = \textcircled{72} () \quad hph = 1 - 0.413 \frac{RB}{RA} = 1 - 0.413 \frac{\textcircled{77} ()}{\textcircled{78} ()} = \textcircled{75} ()$ $u = \frac{A - C}{\Delta P} = \frac{\textcircled{29} () - \textcircled{31} ()}{\textcircled{32} ()} = \textcircled{52} () \quad u^2 = \textcircled{53} ()$	RG ₄ ⑤④ ()
RG	RG ₁ 、RG ₂ 、RG ₃ 、RG ₄ のうち、最大値	RG = RG ()	RG ⑤⑤ ()
	発電機定格出力G (kVA)	RG × K = ⑤⑤ () × ⑧ () = ⑤⑥ ()	kVA ⇒ ⑤⑦ ()

備考1 EV有の場合、ΔEは、0.2以下とする。
 備考2 EV有の場合、f_{v1} = 1.0とし、EV無の場合のf_{v1}は、諸元表2-1による。

別添3 発電機出力係数 (RG) の算出式 (詳細式)

1 定常負荷出力係数 (RG₁)

$$RG_1 = \frac{1}{\eta_L} \cdot D \cdot S_f \cdot \frac{1}{\cos \theta_g}$$

$$\eta_L = \frac{K}{\sum \frac{m_i}{\eta_i}}$$

m_i : 個々の負荷機器の出力 (kW)

η_i : 当該負荷の効率

K : 負荷の出力合計 (kW)

D : 負荷の需要率

S_f : 不平衡負荷による線電流の増加係数

$$S_f = \sqrt{1 + \frac{\Delta P}{K} + \frac{\Delta P^2}{K^2} (1 - 3u + 3u^2)}$$

ΔP : 単相負荷不平衡分合計出力値 (kW)

三相各線間に、単相負荷A、B及び、C出力値 (kW) があり、
 $A \geq B \geq C$ の場合、 $\Delta P = A + B - 2C$ とする。

u : 単相負荷不平衡係数

$$u = \frac{A - C}{\Delta P}$$

$\cos \theta_g$: 発電機の定格効率

2 許容電圧降下出力係数 (RG₂)

$$RG^2 = \frac{1 - \Delta E}{\Delta E} \cdot x_{g'd} \cdot \frac{k_s}{Z'_m} \cdot \frac{M_2}{K}$$

ΔE : 発電機端許容電圧降下 (PU (自己容量ベース))

$x_{d'g}$: 負荷投入時における電圧降下を評価したインピーダンス (PU)

k_s : 負荷の始動方式による係数

Z'_m : 負荷の始動時インピーダンス (PU)

M_2 : 始動時の電圧降下が最大となる負荷機器の出力 (kW)

K : 負荷の出力合計 (kW)

3 短時間過電流耐力出力係数 (RG₃)

$$RG_3 = \frac{f_{v1}}{KG_3} \left\{ \frac{d}{\eta_b \cdot \cos \theta_b} \left(1 - \frac{M_3}{K} \right) + \frac{k_s}{Z'_m} \cdot \frac{M_3}{K} \right\}$$

$$= \frac{f_{v1}}{KG_3} \left\{ \frac{d}{\eta_b \cdot \cos \theta_b} + \left(\frac{k_s}{Z'_m} - \frac{d}{\eta_b \cdot \cos \theta_b} \right) \frac{M_3}{K} \right\}$$

f_{v1} : 瞬時回転数低下、電圧降下による投入負荷低減係数

通常の場合は、 $f_{v1} = 1.0$ とし、次の条件に全て適合する場合は、次式による。

- ① すべて消防負荷で、下式の M_3 に該当する負荷機器は、軽負荷（ポンプ類）であること。
- ② 原動機はディーゼル機関又はガスタービン（一軸）とし、ディーゼル機関の場合は、 $K \leq 35 \text{ kW}$ 、ガスタービンの場合は、 $K \leq 55 \text{ kW}$ であること。
- ③ 電動機の始動方式は、ラインスタート、Y-△始動（クローズドを含む）、リアクトル始動、コンドルファ始動、特殊コンドルファ始動であること。
- ④ 負荷にエレベーターがないこと。
- ⑤ 負荷に分負荷がないこと。
- ⑥ $M/K \geq 0.333$ であること。

計算式

$$f_{v1} = 1.00 - 0.12 \times M_3 / K$$

KG_3 : 発電機の短時間過電流耐力 (PU)

d : ベース負荷の需要率

η_b : ベース負荷の効率

$\cos \theta_b$: ベース負荷の力率

k_s : 負荷の始動方式による係数

Z'_m : 負荷の始動時インピーダンス (PU)

M_3 : 短時間過電流耐力を最大とする負荷機器の出力 (kW)

K : 負荷の出力合計 (kW)

4 許容逆相電流出力係数 (RG₄)

$$RG_4 =$$

$$\frac{1}{K} \cdot \frac{1}{KG_4} \sqrt{(H-RAF)^2 + \left(\sum \frac{A_i}{\eta_i \cdot \cos \theta_i} + \sum \frac{B_i}{\eta_i \cdot \cos \theta_i} + \frac{C_i}{\sum \eta_i \cdot \cos \theta_i} \right) (1 - 3u - 3u^2)}$$

K : 負荷の出力合計 (kW)

KG₄ : 発電機の許容逆相電流による係数 (PU)

H : 高調波電力合成値 (kVA)

$$H = h_b \cdot \sqrt{\left(\sum \frac{R_{6i} \cdot h_{ki}}{\eta_i \cdot \cos \theta_i} \right)^2 + \left(\sum \frac{R_{3i} \cdot h_{ki}}{\eta_i \cdot \cos \theta_i} \right)^2}$$

H_b : 高調波分の分流係数

$$H_b = \frac{1.3}{2.3 - \min.(1, R/K)}$$

R : 整流機器の合計値 (kW)

R_{6i} : 6相全波整流機器の定格出力値 (kW)

R_{3i} : 3相及び単相全波整流機器の定格出力値 (kW)

η_i : 当該機器の効率

cos θ_i : 当該機器の力率

h_{ki} : 当該機器の高調波発生率

6相全波整流機器の場合 h_k=0.288

3相全波整流機器の場合 h_k=0.491

単相全波整流機器の場合 h_k=0.570

h_{ph} : 移相補正係数

$$h_{ph} = 1.0 - 0.413 \times R_B / R_A$$

R_A : 基準相電源の整流器負荷合計値 (kW)

R_B : 30度移相電源の整流器負荷合計値 (kW)

R_A ≥ R_B とする。

RAF : アクティブフィルター効果容量 (kVA)

アクティブフィルターの定格容量合計を ACF (kW) とすると、RAF の取りうる値は、次のとおりとする。

$$RAF = 0.8 \times \min. (H, ACF)$$

A_i, B_i, C_i : 三相各線間に単相負荷 A, B 及び C の合計出力値 (kW) があり、

A ≥ B ≥ C の場合、各線間の当該機器出力 (kW) を A_i, B_i 及び C_i とする。

u : 单相負荷不平衡係数

$$u = \frac{A-C}{\Delta P}$$

$\Delta P = A + B - 2C$ とする。

別添4 原動機出力係数（RE）の算出方法

1 定常負荷出力係数（RE₁）

$$RE_1 = 1.3D$$

D : 負荷の需要率

2 許容回転数変動出力係数（RE₂）

(1) 原動機がディーゼルエンジンの場合

$$RE_2(D/E) = \left\{ 1.026d + \left(1 - \frac{M_2'}{K} \right) + \frac{1.163}{\varepsilon} \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s \frac{M_2'}{K} \right\} f v_2$$

$$= \left\{ 1.026d + \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.026d \right) \cdot \frac{M_2'}{K} \right\} f v_2$$

d : ベース負荷の需要率

ε : 原動機の無負荷時投入許容量（PU（自己容量ベース））

k_s : 負荷の始動方式による係数

$Z'm$: 負荷の始動時インピーダンス（PU）

$\cos \theta_s$: 負荷の始動時力率

M_2' : 負荷投入時の回転数変動が最大となる負荷機器の出力（kW）

すべて{(負荷の始動入力(kW))-(原動機瞬時投入許容量を考慮した定常負荷入力(kW))の値が最大となる負荷出力(kW)}

$$\left\{ \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s - (\varepsilon - a) \frac{d}{\eta_b} \right\} m_i$$

を計算して、その値が最大となる m_i を M_2' とする。

a : 原動機の仮想全負荷時投入許容量（PU）

η_b : ベース負荷の効率

m_i : 個々の負荷機器の出力（kW）

K : 負荷の出力合計（kW）

$f v_2$: 瞬時周波数低下、電圧降下による投入負荷減少係数

昇降機がある場合は0.9、昇降機がない場合は別添6 2-1により求めた値とする。

(2) 原動機がガスタービンの場合

$$RE_2(GT) = \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \cdot \frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s \cdot \frac{M_2'}{K} \right) f_{v2}$$

ε : 原動機の無負荷時投入許容量 (PU)

k_s : 負荷の始動方式による係数

Z'_m : 負荷の始動時インピーダンス (PU)

$\cos \theta_s$: 負荷の始動時力率

M_2' : 負荷投入時の回転数変動が最大となる負荷機器の出力 (kW)

K : 負荷の出力合計 (kW)

f_{v2} : 瞬時周波数低下、電圧降下による投入負荷減少係数

昇降機がある場合は 0.9、昇降機がない場合は別添 6 2-1 により求めた値とする。

3 許容最大出力係数 (RE_3)

$$RE_3 = \frac{f_{v3}}{\gamma} \left\{ 1.368 d \left(1 - \frac{M_3'}{K} \right) + \frac{1.163}{\varepsilon} \frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s \frac{M_3'}{K} \right\}$$

$$= \frac{f_{v3}}{\gamma} \left\{ 1.368 d + \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s - 1.368 d \right) \cdot \frac{M_3'}{K} \right\}$$

f_{v3} : 瞬時周波数低下、電圧降下による投入負荷減少係数

昇降機がある場合は 1.0、昇降機がない場合は別添 6 2-1 により求めた値とする。

γ : 原動機の短時間最大出力

d : ベース負荷の需要率

k_s : 負荷の始動方式による係数

Z'_m : 負荷の始動時インピーダンス (PU)

$\cos \theta_s$: 負荷の始動時力率

M_3' : 負荷投入時に原動機出力を最大とする負荷機器の出力 (kW)

すべての (始動入力 (kW) - 定格入力 (kW)) の値が最大となる負荷機器の出力 (kW)

$$\left(\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s - \frac{d}{\eta_b} \right) \cdot m_i$$

を計算して、その値が最大となる m_i を M_3' とする。

η_b : ベース負荷の効率

m_i : 個々の負荷機器の出力 (kW)

K : 負荷の出力合計 (kW)

4 原動機出力係数REの決定

REは、 RE_1 、 RE_2 及び RE_3 の最大のものとする。

$$RE = \max. (RE_1, RE_2, RE_3)$$

5 REの値の調整

前項で求めたREの値が1.3Dの値に比べて著しく大きい場合には、対象負荷とバランスのとれたREの値を選定し、その値が1.3Dに近づくよう調整すること。

この場合における調整は、次により行うこと。

- (1) REの値の実用上望ましい範囲

$$1.3D \leq RE \leq 2.2$$

- (2) 昇降機以外の負荷が要因で過大なREの値となる場合

始動方式の変更を行って、(1)の範囲を満足するようにする。

- (3) 回生電力を生ずる昇降機がある場合

(1)の範囲を満足するものであっても、回生電力を生ずる昇降機がある場合、この回生電力を吸収できることを確認する。

吸収できない場合は、回生電力を吸収する負荷を設けること。

6 原動機の軸出力

原動機の軸出力は、 $RE \times K \times C_p$ (kW) 以上とする。

7 原動機出力係数(RE)の算出手順

原動機出力係数(RE)の算出方法は、前述の通りであるが、その具体的算出に当たっては、**様式4**に示す計算シートを用いるものであること。

なお、計算シートを用いた算出の手順は、次によることとし、各算出式に用いる係数等については、**別添6**の諸元表によること。

- (1) 原動機出力の算出と整合

負荷表及び発電機出力計算シートに基づいて**様式4**「**自家発電設備出力計算シート(原動機・整合)**」の所定欄に当該数値を記入し原動機出力を算出、さらに発電機出力と原動機出力の整合を確認して、自家発電設備出力をもとめる。

(2) $RE_1 = 1.3D = 1.3 \times \textcircled{41}(\quad) = \textcircled{58}(\quad)$

$\textcircled{41}$: D **別添6 1**(2)より求め記入する。

$\textcircled{58}$: RE_1 上記の計算結果を RE_1 とする。

(3) 動機種別による RE_2

ア ディーゼルエンジンの場合

$$RE_2 = \left\{ 1.026 d + \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.026 d \right) \cdot \frac{M_2'}{K} \right\} f v_2$$

$$= \left\{ 1.026 \times \textcircled{48}(\quad) + \left(\frac{1.163}{\textcircled{59}(\quad)} \times \textcircled{60}(\quad) - 1.026 \times \textcircled{48}(\quad) \right) \times \frac{\textcircled{19}(\quad)}{\textcircled{8}(\quad)} \right\}$$

$$\times \textcircled{38}(\quad) = \textcircled{61}(\quad)$$

$\textcircled{59}$: ε **別添6 3**より求め記入する。

$\textcircled{60}$: $\frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s$ 負荷表の $\textcircled{19}M_2'$ における m_i の $\textcircled{17} \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s$ の値を記入する。

$\textcircled{19}$: M_2' 負荷表の $\textcircled{19}M_2'$ の値を記入する。

$\textcircled{38}$: $f v_2$ 昇降機がある場合は0.9、昇降機がない場合は**別添6 2-1**により求め記入する。

$\textcircled{61}$: RE_2 上記の計算結果を RE_2 とする。

イ ガスタービンの場合

$$RE_2 = \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \cdot \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s \cdot \frac{M_2'}{K} \right) f v_2$$

$$= \left(\frac{1.163}{\textcircled{59}(\quad)} \times \textcircled{60}(\quad) \times \frac{\textcircled{19}(\quad)}{\textcircled{8}(\quad)} \right) \times \textcircled{38}(\quad) = \textcircled{62}(\quad)$$

$\textcircled{62}$: RE_2 上記の計算結果を RE_2 とする。

(4) $RE_3 = \frac{f v_3}{\gamma} \left\{ 1.368 d + \left(1.163 \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.368 d \right) \cdot \frac{M_3'}{K} \right\}$

$$= \frac{\textcircled{39}(\quad)}{\textcircled{63}(\quad)} \left\{ 1.368 \times \textcircled{48}(\quad) + \left(1.163 \textcircled{64}(\quad) - 1.368 \times \textcircled{48}(\quad) \right) \right.$$

$$\left. \times \frac{\textcircled{22}(\quad)}{\textcircled{8}(\quad)} \right\} = \textcircled{65}(\quad)$$

$\textcircled{39}$: $f v_3$ 昇降機がある場合は0.9、昇降機がない場合は**別添6 2-1**により求め記入する。

⑥3 : γ 別添6 3より求め記入する。

⑥4 : $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$ 負荷表の② M_3' における m_i の Z'_m

⑥4 $\frac{k_s}{Z'_m} \cos \theta_s$ の値を記入する。

②2 : M_3' 負荷表の② M_3' の値を記入する。

⑥5 : RE_3 上記の計算結果を RE_3 とする。

(5) RE を求める。

⑥6 : ⑤8、⑥1、⑥2又は⑥5の値のうち、最大の値を RE とする。

なお、 $1.3 \leq RE \leq 2.2$ を満足すること。

(6) 原動機定格出力

$$E = RE \cdot K \cdot CP$$

$$= 1.36 \times \text{⑥6} (\quad) \times \text{⑧} (\quad) \times \text{⑥7} (\quad)$$

$$= \text{⑥8} (\quad) \rightarrow \text{⑥9} (\quad)$$

⑥8 : 上記の計算結果を原動機計算出力⑥8とする。

⑥9 : ⑥8 の算出値以上の値を原動機定格出力⑥9とする。

(7) 整合

消防用設備等の非常電源として、有効かつ適切な自家発電設備の選定のために、発電機出力と原動機出力には一定の関係があり、その適切な組み合わせを図る必要がある。

発電機定格出力⑤7と原動機定格出力⑥9の値が次式の関係にある場合、当該出力を自家発電設備の定格出力とする。

$$MR \geq 1.0$$

$$MR = 1.13 \frac{E}{G \cdot CP} = 1.13 \frac{\text{⑥9} (\quad)}{\text{⑤7} (\quad) \times \text{⑥7} (\quad)}$$
$$= \text{⑦0} (\quad)$$

なお、 $MR < 1.5$ となるように計画することが望ましい。

様式4

自家発電設備出力計算シート (原動機・整合)			
RE ₁	= 1.3D = 1.3×④①()		RE ₁ ⑤⑧()
RE ₂	ディーゼルエンジン	$= f v_2 \left\{ 1.026 d + \left(\frac{1.163}{\varepsilon} \cdot \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.026 d \right) \frac{M_2'}{K} \right\}$ $= ③⑧() \left\{ 1.026 \times ④⑧() + \left(\frac{1.163}{⑤⑨()} \times ⑥⑩() - 1.026 \times ④⑧() \right) \times \frac{⑪⑨()}{⑧()} \right\} =$	RE ₂ ⑥①()
	ガスタービン	EVの有無 有・無 $= f v_2 \left\{ \frac{1.163}{\varepsilon} \cdot \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s \cdot \frac{M_2'}{K} \right\} = () \left\{ \frac{1.163}{()} \cdot () \times \frac{()}{()} \right\} =$	RE ₂ ⑥②()
RE ₃	$= \frac{f v_3}{\gamma} \left\{ 1.368 d + \left(1.163 \frac{k s}{Z'm} \cos \theta_s - 1.368 d \right) \frac{M_3'}{K} \right\}$ $= \frac{()}{()} \left\{ 1.368 \times () + \left(1.163 \times () - 1.368 \times () \right) \frac{()}{()} \right\} =$		RE ₃ ⑥⑤()
RE	RE ₁ 、RE ₂ 、RE ₃ のうち、最大値 RE = RE ()		RE ⑥⑥()
原動機定格出力E (kW)	$= RE \cdot K \cdot C_p$ $= ⑥⑥() \times () \times ⑥⑦() = ⑥⑧() \text{ kW} \Rightarrow ⑥⑨() \text{ kW}$		
整合 MR	$MR = 1.13 \frac{E}{C_p \cdot G} = 1.13 \frac{⑥⑨()}{⑤⑦() \times ⑥⑦()} = ⑦⑩()$		MR ≥ 1.0

自家発電設備の出力	G = ⑤⑦ () kVA	力率 = 0.8	E = ⑥⑨ () kW	ディーゼルエンジン ガスタービン (一軸・軸)
-----------	----------------	----------	---------------	----------------------------

備考1 EV有の場合、f v₂、f v₃=1.0とし、EV無の場合のf v₂、f v₃は、諸元表2-1による。
 備考2 MR<1.0の場合は、MR≥1.0となるようにEの値を増す。なお、MR<1.5であることが望ましい。

別添5 原動機出力係数（RE）の算出式（詳細式）

1 定常負荷出力係数（RE₁）

$$RE_1 = \frac{1}{\eta_L} \cdot D \cdot \frac{1}{\eta_g}$$

η_L : 負荷の総合効率

$$\eta_L = \frac{K}{\sum \frac{m_i}{\eta_i}}$$

K : 負荷の出力合計（kW）

m_i : 個々の負荷機器の出力（kW）

η_i : 当該負荷の効率

D : 負荷の需要率

η_g : 発電機の効率

2 許容回転数変動出力係数（RE₂）

$$RE_2 = \frac{1}{\varepsilon} \frac{f_{v_2}}{\eta_{g'}} \left\{ (\varepsilon - a) \frac{d}{\eta_b} \left(1 - \frac{M_2'}{K} \right) + \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s \frac{M_2'}{K} \right\}$$

$$= \frac{1}{\varepsilon} \frac{f_{v_2}}{\eta_{g'}} \left[(\varepsilon - a) \frac{d}{\eta_b} + \left\{ \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s - (\varepsilon - a) \frac{d}{\eta_b} \right\} \frac{M_2'}{K} \right]$$

ε : 原動機の無負荷時投入許容量（PU（自己容量ベース））

f_{v_2} : 瞬時回転数低下、電圧降下による投入負荷低減係数

通常の場合は、 $f_{v_2}=1.0$ とし、次の条件に全て適合する場合は、次式による。

① すべて消防負荷で、下式のM₂' に該当する負荷機器は、軽負荷（ポンプ類）であること。

② 原動機はディーゼル機関又はガスタービン（一軸）とし、ディーゼル機関の場合は、 $K \leq 35 \text{ kW}$ 、ガスタービンの場合は、 $K \leq 55 \text{ kW}$ であること。

- ③ 電動機の始動方式は、ラインスタート、Y-△始動（クローズドを含む）、リアクトル始動、コンドルファ始動、特殊コンドルファ始動であること。
- ④ 負荷にエレベーターがないこと。
- ⑤ 負荷に分負荷がないこと。
- ⑥ $M/K \geq 0.333$ であること。

計算式

$$f_{v_2} = 1.00 - 0.24 \times M_2' / K$$

- $\eta_{g'}$: 発電機の過負荷時効率
- a : 原動機の仮想全負荷時投入許容量 (PU)
- d : ベース負荷の需要率
- η_b : ベース負荷の効率
- k_s : 負荷の始動方式による係数
- $Z'm$: 負荷の始動時インピーダンス (PU)
- $\cos \theta_s$: 負荷の始動時力率
- M_2' : 負荷投入時の回転数変動が最大となる負荷機器の出力 (kW)
- K : 負荷の出力合計 (kW)

3 許容最大出力係数 (RE_3)

$$RE_3 = \frac{f_{v_3}}{\gamma} \frac{1}{\eta_{g'}} \left\{ \frac{d}{\eta_b} \left(1 - \frac{M_3'}{K} \right) + \frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s \frac{M_3'}{K} \right\}$$

$$= \frac{f_{v_3}}{\gamma} \frac{1}{\eta_{g'}} \left\{ \frac{d}{\eta_b} + \left(\frac{k_s}{Z'm} \cos \theta_s - \frac{d}{\eta_b} \right) \frac{M_3'}{K} \right\}$$

f_{v_3} : 瞬時回転数低下、電圧降下による投入負荷低減係数

通常の場合は、 $f_{v_3} = 1.0$ とし、次の条件に全て適合する場合は、次式による。

- ① すべて消防負荷で、下式の M_3' に該当する負荷機器は、軽負荷 (ポンプ類) であること。

- ② 原動機はディーゼル機関又はガスタービン（一軸）とし、ディーゼル機関の場合は、 $K \leq 35 \text{ kW}$ 、ガスタービンの場合は、 $K \leq 55 \text{ kW}$ であること。
- ③ 電動機の始動方式は、ラインスタート、Y- Δ 始動（クローズドを含む）、リアクトル始動、コンドルファ始動、特殊コンドルファ始動であること。
- ④ 負荷にエレベーターがないこと。
- ⑤ 負荷に分負荷がないこと。
- ⑥ $M/K \geq 0.333$ であること。

計算式

$$f_{v3} = 1.00 - 0.24 \times M_3' / K$$

- γ : 原動機の短時間最大出力 (PU)
- $\eta_{g'}$: 発電機の過負荷時効率
- d : ベース負荷の需要率
- η_b : ベース負荷の効率
- k_s : 負荷の始動方式による係数
- Z_m : 負荷の始動時インピーダンス (PU)
- $\cos \theta_s$: 負荷の始動時力率
- M_3' : 負荷投入時に原動機出力を最大とする負荷機器の出力 (kW)
- K : 負荷の出力合計 (kW)

別添6 諸元表

1 自家発電設備の出力計算用諸元値

(1) 負荷機器の定常時定数

負荷	記号	種類	出力換算係数	負荷表 入力 単位 (※1)	単相 三相 の別	稼働率 (※2)	移動完了後の変動の有無 (※3)	出力範囲 kW (※4)	定常時定数			
									η_i	$\cos \theta_i$	高調波 発生率 hk	多重化効果の有無
誘導電動機 (※5) (※6)	MLT	低圧電動機 (トップランナーモータ)	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		(5)表	(5)表	0.000	無
	ML0	低圧電動機 (トップランナーモータ)	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		(6)表	(6)表	0.000	無
	MH	高圧電動機	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		(7)表	(7)表	0.000	無
	VFT	インバータ電動機 (トップランナーモータ)	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		0.800	1.000	0.491	有 (¥)
	VF0	インバータ電動機 (トップランナーモータ以外)	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		0.800	1.000	0.491	有 (¥)
	MM	巻線形電動機	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		0.850	0.800	0.000	無
	SM1	双固定子電動機	1.000	出力 kW	三相	1.000	無	① ② ③ ④	0.835 0.835 0.860 0.885	0.825 0.825 0.825 0.840	0.000	無
電灯 差込	EL	白熱灯	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		1.000	1.000	0.000	無
	FL	蛍光灯	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		1.000	0.800	0.000	無
	CO	差込機器	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		1.000	0.800	0.000	無
	DN	電熱負荷	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		1.000	1.000	0.000	無
	P1	単相負荷一般	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		0.900	0.900	0.000	無
整流器	RF1	単相全波整流	1.000	出力 kW	単相	1.000	無		0.800	0.850	0.570	有 (¥)
	RF3	3相全波整流	1.000	出力 kW	三相	1.000	無		0.800	0.850	0.491	有 (¥)
CVCF	CV1	単相全波整流	1.000	出力 kVA	単相	1.000	無		0.900	0.900	0.570	有 (¥)
	CV3	3相全波整流	1.000	出力 kVA	三相	1.000	無		0.900	0.800	0.491	有 (¥)
	CV6	6相全波整流	1.000	出力 kVA	三相	1.000	無		0.900	0.900	0.288	無

エレベーター	EV	直流サイリスタレオナード	1.224	出力 kW	三相	表 1-4	有		0.850	0.800	0.491	有 (¥)
		直流M-G	1.590	出力 kW	三相	表 1-4	有		0.850	0.850	0.000	無
		交流帰還制御	1.224	出力 kW	三相	表 1-4	有		0.850	0.800	0.491	有 (¥)
		交流VVVF	1.224	出力 kW	三相	表 1-4	有		0.850	0.800	0.491	有 (¥)
		油圧制御	2.000	出力 kW	三相	表 1-4	有		0.950	0.850	0.000	無

注(※1) 出力 m_i (kW)は、以下により計算する。

- ・ 負荷表入力単位が出力kWのもの： $m_i = \text{出力換算係数} \times \text{負荷表入力値}$
- ・ 負荷表入力単位が出力kVAのもの： $m_i = \text{出力換算係数} \times \text{負荷表入力値} \times \text{力率} \cos \theta_i$
- ・ 負荷表入力単位が入力kWのもの： $m_i = \text{出力換算係数} \times \text{負荷表入力値} \times \text{効率} \eta_i$
- ・ 負荷表入力単位が入力kVAのもの： $m_i = \text{出力換算係数} \times \text{負荷表入力値} \times \text{力率} \cos \theta_i \times \text{効率} \eta_i$

(※2) 稼働率は、負荷出力合計 K (kW)及び負荷の相当出力 M_p (kW)を求める際に用いる。

(※3) 継続負荷は投入以後の各ステップにおいて継続的に投入負荷として扱われるものを示す。

(※4) 電動機出力(m_i)により $\cos \theta_s$ の値が変わるものについては、次のように出力範囲を区切る。

①：5.5kW未満、②：5.5kW以上11kW未満、③：11kW以上30kW未満、④：30kW以上

(※5) VF0、MMは低圧、高圧共通とする。(VFTは、低圧のみ。)

(※6) MLT及びVFTの諸元値の出力範囲は、0.75kW以上375kW以下とする。

(2) 負荷機器の需要率

項目	記号	防災／一般の別	値
負荷の需要率	D	防災設備	1.0
		一般設備	実情値 (0.4~1.0)
ベース負荷の需要率	d	防災設備	1.0
		一般設備	実情値 (0.4~1.0)

(3) 負荷機器の始動時定数

負荷	記号	種類	始動時定数														
			始動方式	記号	出力範囲 kW (※4)	始動瞬時											
						RG2		RG3		RE2		RE3					
						k s	Z'm	k s	Z'm	k s	Z'm	Cos θ s	k s	Z'm	Cos θ s		
誘導電動機	MLT	低圧電動機 (トップランナーモータ)	ライン スタート	L	①	1.000	0.120	1.000	0.120	1.000	0.120	0.600	1.000	0.120	0.600		
					②							0.500			0.500		
					③							0.400			0.400		
					④							0.300			0.300		
			Y-Δ 始動 (最大ノ次)	Y	①	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.600	0.333	0.120	0.600
					②									0.500			0.500
					③									0.400			0.400
					④									0.300			0.300
			Y-Δ 始動 (その他)	Y	①	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.600	0.333	0.120	0.600
					②									0.500			0.500
					③									0.400			0.400
					④									0.300			0.300
			クローズド Y-Δ 始動 (最大ノ次)	YC	①	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.600	0.333	0.120	0.600
					②									0.500			0.500
					③									0.400			0.400
					④									0.300			0.300
			クローズド Y-Δ 始動 (その他)	YC	①	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.333	0.120	0.600	0.333	0.120	0.600
					②									0.500			0.500
					③									0.400			0.400
					④									0.300			0.300
			リアクトル 始動	R	①	0.700	0.120	0.700	0.120	0.490	0.120	0.490	0.120	0.600	0.490	0.120	0.600
					②									0.500			0.500
					③									0.400			0.400
					④									0.300			0.300
	コンドルファ始動	C	①	0.490	0.120	0.490	0.120	0.490	0.120	0.490	0.120	0.600	0.490	0.120	0.600		
			②									0.500			0.500		
			③									0.400			0.400		
			④									0.400			0.400		
特殊 コンドルファ 始動	SC	①	0.250	0.120	0.250	0.120	0.250	0.120	0.250	0.120	0.400	0.250	0.120	0.400			
		②															
		③															
		④															
連続電圧 制御始動	VC	①	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.300	0.120	0.120	0.300			
		②															
		③															
		④															
ML0	低圧電動機	ライン スタート	L	①	1.000	0.140	1.000	0.140	1.000	0.140	0.700	1.000	0.140	0.700			
				②							0.600			0.600			
				③							0.500			0.500			
				④							0.400			0.400			

誘導電動機	MLO	(トップランナーモータ以外)	Y-Δ 始動 (最大ノ次)	Y	①							0.700			0.700
					②							0.600			0.600
					③	0.333	0.140	0.333	0.140	0.333	0.140	0.500	0.333	0.140	0.500
					④							0.400			0.400
			Y-Δ 始動 (その他)	Y	①							0.700			0.700
					②							0.600			0.600
					③	0.333	0.140	0.333	0.140	0.333	0.140	0.500	0.333	0.140	0.500
					④							0.400			0.400
		クローズド Y-Δ 始動 (最大ノ次)	YC	①							0.700			0.700	
				②							0.600			0.600	
				③	0.333	0.140	0.333	0.140	0.333	0.140	0.500	0.333	0.140	0.500	
				④							0.400			0.400	
		クローズド Y-Δ 始動 (その他)	YC	①							0.700			0.700	
				②							0.600			0.600	
	③			0.333	0.140	0.333	0.140	0.333	0.140	0.500	0.333	0.140	0.500		
	④									0.400			0.400		
	リアクトル 始動	R	①							0.700			0.700		
			②							0.600			0.600		
			③	0.700	0.140	0.700	0.140	0.490	0.140	0.500	0.490	0.140	0.500		
			④							0.400			0.400		
	コンドルファ始動	C	①							0.700			0.700		
			②							0.600			0.600		
			③	0.490	0.140	0.490	0.140	0.490	0.140	0.500	0.490	0.140	0.500		
			④							0.500			0.500		
	特殊 コンドルファ 始動	SC	①												
			②												
			③	0.250	0.140	0.250	0.140	0.250	0.140	0.500	0.250	0.140	0.500		
			④												
連続電圧 制御始動	VC	①													
		②													
		③	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.140	0.400	0.140	0.140	0.400			
		④													
MH	高圧電動機	ライン スタート	L		1.000	0.180	1.000	0.180	1.000	0.180	0.400	1.000	0.180	0.400	
		Y-Δ 始動	Y		0.333	0.180	0.333	0.180	0.333	0.180	0.400	0.333	0.180	0.400	
		リアクトル 始動	R		0.700	0.180	0.700	0.180	0.700	0.180	0.400	0.700	0.180	0.400	
		コンドルファ始動	C		0.490	0.180	0.490	0.180	0.490	0.180	0.400	0.490	0.180	0.400	
		特殊 コンドルファ 始動	SC		0.250	0.180	0.250	0.180	0.250	0.180	0.470	0.250	0.180	0.470	
VFT		インバーター 電動機 (トップランナー モータ)			0.000	0.120	0.000	0.120	0.000	0.120	0.000	0.000	0.120	0.000	
VFO		インバーター 電動機 (トップランナー モータ以外)			0.000	0.140	0.000	0.140	0.000	0.140	0.000	0.000	0.140	0.000	

誘導電動機	MM	巻線型電動機			1.000	0.450	1.000	0.450	1.000	0.450	0.700	1.000	0.450	0.700	
	SM1	双固定子 電動機			①	0.333	0.256	0.333	0.256	0.333	0.256	0.650	0.333	0.256	0.650
					②	0.333	0.256	0.333	0.256	0.333	0.256	0.650	0.333	0.256	0.650
					③	0.333	0.256	0.333	0.256	0.333	0.256	0.600	0.333	0.256	0.600
					④	0.333	0.290	0.333	0.290	0.333	0.290	0.550	0.333	0.290	0.550
電灯差込	EL	白熱灯			1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	FL	蛍光灯			1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	CO	差込機器			1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	DN	電熱負荷			1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	P1	単相負荷一般			1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
整流器	RF1	単相全波整流			1.000	0.680	1.000	0.680	1.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
	RF3	3相全波電流			1.000	0.680	1.000	0.680	1.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
EV	CV1	単相全波整流			1.000	0.900	1.000	0.900	1.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
	CV3	3相全波電流			1.000	0.900	1.000	0.900	1.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
	CV6	6相全波電流			1.000	0.900	1.000	0.900	1.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
エレベーター	EV	直流 サイリスタ レオナード	TH		0.000	1.000	0.000	1.000	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000	0.000	
		直流M-G	MG		1.000	0.540	1.000	0.540	1.000	0.540	0.500	1.000	0.540	0.500	
		交流帰還制御	FB		1.000	0.204	1.000	0.204	1.000	0.204	0.800	1.000	0.204	0.800	
		交流VVVF	VF		0.000	0.340	0.000	0.340	0.000	0.340	0.000	0.000	0.340	0.000	
		油圧制御	OY		1.000	0.400	1.000	0.400	1.000	0.400	0.500	1.000	0.400	0.500	

(3) 負荷機器の始動時定数 (続き)

負荷	記号	種類	始動時定数													
			始動方式	記号	出力範囲 kW (※4)	始動中										
						RG2		RG3		RE2		RE3				
						k s	Z'm	k s	Z'm	k s	Z'm	Cos θ s	k s	Z'm	Cos θ s	
誘導電動機	MLT	低圧電動機 (トップランナーモータ)	ライン スタート	L	①	0.000	0.650	1.000	0.650	0.000	0.650	0.750	1.000	0.650	0.750	
					②											
					③											
					④											
			Y-Δ 始動 (最大ノ次)	Y	①	0.667	0.120	0.667	0.120	0.667	0.120	0.600	0.667	0.120	0.600	
					②											0.500
					③											0.400
					④											0.300
			Y-Δ 始動 (その他)	Y	①	0.000	0.650	1.000	0.650	0.000	0.650	0.750	1.000	0.650	0.750	
					②											
					③											
					④											
		クローズド Y-Δ 始動 (最大ノ次)	YC	①	0.333	0.120	0.667	0.120	0.500	0.120	0.600	0.667	0.120	0.600		
				②							0.500			0.500		
				③							0.400			0.400		
				④							0.300			0.300		
	クローズド Y-Δ 始動 (その他)	YC	①	0.000	0.650	1.000	0.650	0.000	0.650	0.750	1.000	0.650	0.750			
			②													
			③													
			④													
	リアクトル 始動	R	①	0.000	0.120	0.700	0.120	0.000	0.120	0.600	0.490	0.120	0.600			
			②							0.500			0.500			
			③							0.400			0.400			
			④							0.300			0.300			
	コンドルファ始動	C	①	0.000	0.120	0.490	0.120	0.000	0.120	0.600	0.490	0.120	0.600			
			②							0.500			0.500			
			③							0.400			0.400			
			④							0.400			0.400			
特殊 コンドルファ 始動	SC	①	0.000	0.120	0.420	0.120	0.000	0.120	0.400	0.490	0.120	0.600				
		②										0.500				
		③										0.400				
		④										0.400				
連続電圧 制御始動	VC	①	0.000	0.120	1.000	0.340	0.000	0.120	0.300	1.000	0.340	0.300				
		②														
		③														
		④														
ML0	低圧電動機	ライン スタート	L	①	0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.800	1.000	0.680	0.800		
				②												
				③												
				④												

誘導電動機	MLO	(トップランナーモータ以外)	Y-Δ 始動 (最大/次)	Y	①							0.700			0.700
					②							0.600			0.600
					③	0.667	0.140	0.667	0.140	0.667	0.140	0.500	0.667	0.140	0.500
					④							0.400			0.400
			Y-Δ 始動 (その他)	Y	①							0.700			0.700
					②							0.600			0.600
					③	0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.500	1.000	0.680	0.500
					④							0.400			0.400
			クローズド Y-Δ 始動 (最大/次)	YC	①							0.700			0.700
					②							0.600			0.600
					③	0.333	0.140	0.667	0.140	0.500	0.140	0.500	0.667	0.140	0.500
					④							0.400			0.400
	クローズド Y-Δ 始動 (その他)	YC	①							0.700			0.700		
			②							0.600			0.600		
			③	0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.500	1.000	0.680	0.500		
			④							0.400			0.400		
	リアクトル 始動	R	①							0.700			0.700		
			②							0.600			0.600		
			③	0.000	0.140	0.700	0.140	0.000	0.140	0.500	0.490	0.140	0.500		
			④							0.400			0.400		
	コンドルファ始動	C	①							0.700			0.700		
			②							0.600			0.600		
			③	0.000	0.140	0.490	0.140	0.000	0.140	0.500	0.490	0.140	0.500		
			④							0.500			0.500		
特殊 コンドルファ 始動	SC	①										0.700			
		②										0.600			
		③	0.000	0.140	0.420	0.140	0.000	0.140	0.500	0.490	0.140	0.500			
		④										0.500			
連続電圧 制御始動	VC	①													
		②													
		③	0.000	0.140	1.000	0.340	0.000	0.140	0.400	1.000	0.340	0.400			
		④													
MH	高圧電動機	ライン スタート	L		0.000	0.180	1.000	0.680	0.000	0.180	0.400	1.000	0.680	0.400	
		Y-Δ 始動	Y		0.667	0.180	0.667	0.180	0.667	0.180	0.400	0.667	0.180	0.400	
		リアクトル 始動	R		0.000	0.180	0.700	0.180	0.000	0.180	0.400	0.700	0.180	0.400	
		コンドルファ始動	C		0.000	0.180	0.490	0.180	0.000	0.180	0.400	0.490	0.180	0.400	
		特殊 コンドルファ 始動	SC		0.000	0.180	0.420	0.180	0.000	0.180	0.470	0.420	0.180	0.470	
VFT	インバーター 電動機 (トップランナー モータ)			0.000	0.120	1.000	0.650	0.000	0.120	0.850	1.000	0.650	0.850		
VFO	インバーター 電動機 (トップランナー モータ以外)			0.000	0.140	1.000	0.680	0.000	0.140	0.850	1.000	0.680	0.850		

誘導電動機	MM	巻線型電動機			0.000	0.450	1.000	0.450	0.000	0.450	0.700	1.000	0.450	0.700	
	SM1	双固定子 電動機			①	0.000	0.408	1.000	0.408	0.000	0.408	0.650	1.000	0.408	0.650
					②	0.000	0.408	1.000	0.408	0.000	0.408	0.650	1.000	0.408	0.650
					③	0.000	0.408	1.000	0.408	0.000	0.408	0.700	1.000	0.408	0.700
					④	0.000	0.392	1.000	0.392	0.000	0.392	0.700	1.000	0.392	0.700
電灯差込	EL	白熱灯			0.000	1.000	1.000	1.000	0.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	FL	蛍光灯			0.000	1.000	1.000	1.000	0.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	CO	差込機器			0.000	1.000	1.000	1.000	0.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
	DN	電熱負荷			0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
	P1	単相負荷一般			0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
整流器	RF1	単相全波整流			0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
	RF3	3相全波電流			0.000	0.680	1.000	0.680	0.000	0.680	0.850	1.000	0.680	0.850	
エレベーター	CV1	単相全波整流			0.000	0.900	1.000	0.900	0.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
	CV3	3相全波電流			0.000	0.900	1.000	0.900	0.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
	CV6	6相全波電流			0.000	0.900	1.000	0.900	0.000	0.900	0.900	1.000	0.900	0.900	
エレベーター	EV	直流 サイリスタ レオナード	TH		0.000	1.000	1.000	0.340	0.000	1.000	0.000	0.000	0.340	0.800	
		直流M-G	MG		1.000	0.270	1.000	0.270	1.000	0.270	0.500	1.000	0.400	0.850	
		交流帰還制御	FB		0.000	0.204	1.000	0.204	0.000	0.204	0.000	1.000	0.204	0.800	
		交流VVVF	VF		0.000	0.340	1.000	0.340	0.000	0.340	0.000	1.000	0.340	0.800	
		油圧制御	OY		1.000	0.200	1.000	0.200	1.000	0.200	0.500	1.000	0.200	0.500	

(4) エレベーター台数による換算係数

台数による 換算係数	台数 (n)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	U _v		1.00	2.00	2.70	3.10	3.25	3.30	3.71	4.08	4.45

(5) 低圧電動機（トップランナーモータ）の力率、効率表

定格出力 Mi (kW)	効率 η_i	効率 Cos θ_i
0.75	0.755	0.666
1.50	0.825	0.690
2.20	0.843	0.713
3.70	0.865	0.737
5.50	0.880	0.765
7.50	0.891	0.767
11.00	0.902	0.771
15.00	0.902	0.776
18.50	0.910	0.780
22.00	0.910	0.784
30.00	0.917	0.793
37.00	0.924	0.806

備考 中間値の場合は直近下位の値を、37 kWを超え 375 kW以下のものは 37 kWの値を使用する。

(6) 低圧電動機（トップランナーモータ以外）の力率、効率表

定格出力 Mi (kW)	効率 η_i	効率 Cos θ_i
0.75	0.745	0.720
1.50	0.785	0.775
2.20	0.810	0.800
3.70	0.835	0.800
5.50	0.850	0.800
7.50	0.860	0.805
11.00	0.870	0.810
15.00	0.880	0.815
18.50	0.890	0.820
22.00	0.895	0.820
30.00	0.900	0.825
37.00	0.900	0.830

備考 0.75 kW未満のときは、0.75 kWの値を、中間値の場合は直近下位の値を、37 kWを超えるものは 37 kWの値を使用する。

(7) 高電圧電動機の力率、効率表

定格出力 M_i (kW)	効率 η_i	効率 $\cos \theta_i$
37	0.855	0.800
40	0.860	0.805
50	0.870	0.815
55	0.875	0.820
60	0.875	0.825
75	0.880	0.830
100	0.890	0.845
110	0.890	0.845
125	0.895	0.850
150	0.900	0.855
200	0.905	0.860

備考 37kW未満のときは、37kWの値を、中間値の場合は直近下位の値を、
200kWを超えるものは200kWの値を使用する。

2 発電機の出力計算用諸元値

項 目		記 号	値	記 事
効 率	定常運転時効率	η_g	表 2-2 の値	JEM1354 に規定する規約効率
	短時間負荷時効率	$\eta_{g'}$	表 2-2 の値 $\times 0.95$	規約効率 (JEM) の 95%
過電流耐力	発電機の短時間 (15 秒) 過電流耐力	KG_3	1.500	JEM1354 の規定による。
許容逆相 電 流	発電機の許容逆相 電流による係数	KG_4	0.150 (0.150~0.300)	JEM1354 の規定は、0.150 である。0.150 を超える () 内の仕様のもは、特別仕様となり、特別発注となる。
発電機定数	負荷投入時における 電圧降下を評価した インピーダンス分	$x_{d'g}$	0.250 (0.125~0.430)	
許 容 電圧降下	エレベーターが含まれない 一般負荷の場合	ΔE	0.250 (0.200~0.300)	
	エレベーターが含まれる場合		0.200	
力 率	発電機の定格効率	$\cos \theta_g$	0.800	
回転数低下 電圧降下	瞬時回転数低下、電圧降下による投入負荷減少係数	f_v	備考の計算式により求められた値	2-1 参照

備考 1 () 内の値は、特別仕様の場合に用いるものとする。

2 KG_3 は、 $K \leq 50 \text{ kW}$ の場合には、形式認定を受けた自家発電装置に限り $KG_3 = 1.65$ とすることができる。

3 $x_{d'g}$ は、2 極機で $K \leq 50 \text{ kW}$ の場合には、形式認定を受けた自家発電装置に限り $x_{d'g} = 0.125$ とすることができる。

4 f_v の計算式は、次のとおりとする。

$$f_{v1} = 1.000 - 0.120 \times M_3 / K$$

$$f_{v2} = 1.000 - 0.240 \times M_2' / K$$

$$f_{v3} = 1.000 - 0.240 \times M_3' / K$$

2-1 瞬時回転数低下、電圧降下による負荷減少係数 (f_v) の値

通常の場合は、 f_{v1} 、 f_{v2} 、 $f_{v3} = 1.0$ とし、次の条件に全て適合する場合は、次による。

① すべての消防負荷で、下式の M_3 、 M_2' 、 M_3' に該当する負荷機器は、軽負荷 (ポンプ類) であること

② 原動機は、ディーゼル機関又はガスタービン (一軸) とし、ディーゼル機関の場合は、 $K \leq 35 \text{ kW}$ 、ガスタービンの場合は、 $K \leq 55 \text{ kW}$ であること

③ 電動機の始動方式は、ラインスタート、Y- Δ 始動 (クローズドを含む)、リアクトル始動、コンドルファ始動、特殊コンドルファ始動であること

④ 負荷にエレベーターがないこと

⑤ 負荷に分負荷がないこと

⑥ $M/K \geq 0.333$ であること

計算式

$$f_{v1} = 1.00 - 0.120 \times M_3 / K$$

$$f_{v2} = 1.00 - 0.240 \times M_2' / K$$

$$f_{v3} = 1.00 - 0.240 \times M_3' / K$$

2-2 発電機効率

定格出力		発電機効率 η_g
kVA	kW	
20.0	16	79.0
37.5	30	82.5
50.0	40	84.3
62.5	50	85.2
75.0	60	85.7
100.0	80	86.7
125.0	100	87.6
150.0	120	88.1
200.0	160	88.9
250.0	200	89.5
300.0	240	90.0
375.0	300	90.6
500.0	400	91.3
625.0	500	91.9
750.0	600	92.3
875.0	700	92.5
1000.0	800	92.8
1250.0	1000	93.2
1500.0	1200	93.4
2000.0	1600	93.8
2500.0	2000	93.9
3125.0	2500	94.0

備考1 短時間過負荷時発電効率 η_g' は上表の η_g の値の 95% とする。

2 20kVA未満のときは、20kVAの値を、中間値の場合は直近上位の値を、3125kVAを超えるものは3125kVAの値とする。

3 原動機出力計算用諸元値

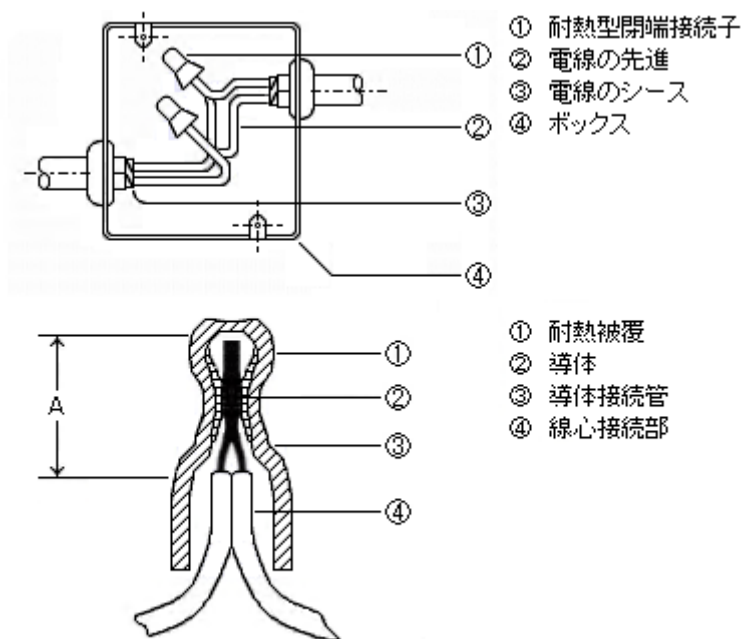
記号	発電機出力 (kW)	ディーゼル エンジン	ガスタービン		ガスエンジン	
			一軸形	二軸形	三元触媒方式	
					過給機無し	過給機有り
ε	125 以下のもの	0.8~1.1 (1.0)	1.0~1.1 (1.0)	—	0.5~1.0 (0.7)	0.3~1.0 (0.5)
	125 を超え 250 以下	0.6~1.1 (0.8)	1.0~1.1 (1.0)	—		
	250 を超え 400 以下	0.5~1.0 (0.7)	0.85~1.0 (1.0)	—		
	400 を超え 800 以下	0.5~1.0 (0.6)	0.7~1.0 (1.0)	0.7~0.85 (1.0)		
	800 を超え 3000 以下	0.5~1.0 (0.5)	0.7~1.0 (0.85)	0.5~0.75 (0.7)	0.2~1.0 (0.4)	
γ (15 秒)	—	1.0~1.3 (普通型 1.0) (長時間型 1.1)	1.05~1.3 (1.31)	1.05~1.3 (1.1)	1.0~1.1 (1.05)	1.1 (1.1)
γ (1 秒)	250 以下のもの	1.0~1.3 (普通型 1.0) (長時間型 1.1)	1.1~1.5 (1.3)	1.1~1.3 (1.1)	1.0~1.1 (1.05)	1.1 (1.1)
	250 を超え 400 以下		1.1~1.5 (1.2)			
a	—	$0.1\varepsilon \sim \varepsilon$ (0.25ε)	ε	ε	$0.1\varepsilon \sim \varepsilon$ (0.25ε)	$0.1\varepsilon \sim \varepsilon$ (0.25ε)

- 備考 1 この ε 、 γ 及び a の値は、発電機端子における原動機固有の特性としての表に示すとおりである。
計画時点で原動機を特定できない場合には、 ε 、 γ 及び a の値は、括弧内の値を使用して計算する。
- この表に示す出力を超える大容量のものについては、当該発電装置の実測値とする。
 - ガスエンジン発電装置で希薄燃焼方式及びガスタービン発電装置で希薄予混合燃焼方式は、当該発電装置の実測値とする。
 - γ の値は、 γ (15 秒) の値を用いる。
 - 製造者の保証値を使用する場合は、その値を諸元値として計算を行ってよい。
 - この値は、日本内燃力発電設備協会 NEGA G 151-1996 (発電機駆動用原動機の負荷投入特性の指針) に準拠して作られており、 ε は原動機の無負荷時投入許容量 (pu)、 γ は原動機の短時間最大出力 (pu)、 a は原動機の仮想全負荷時投入許容量 (pu) を示す。
 - 発電装置出力 24 kW 以下、ディーゼルエンジン駆動で単一負荷に近い場合等においては、自家発電装置の認定取得者に限り、 $\varepsilon \leq 1.2$ 、 $\gamma \leq 1.4$ とすることができる。

耐熱型閉端接続子工法

- 1 ボックス内直線接続工法
- 2 ボックス内分岐接続工法
- 3 露出配線接続工法
- 4 天井裏隠ぺい配線接続工法

1 ボックス内直線接続方法



線心接続部A（導体の配線被覆 剥離寸法）= 9mm~11mm

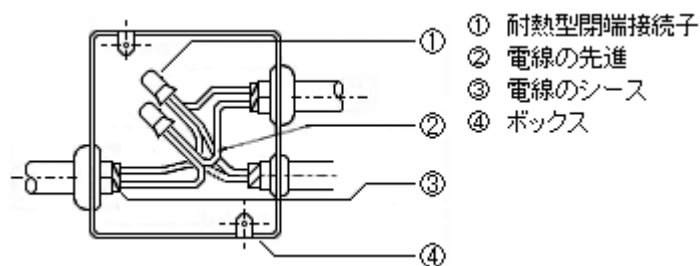
<作業手順>

- (1) 電線をシース、絶縁体の順に剥ぎ取る（段むき）。
- (2) 耐熱型閉端接続子を専用工具により、導体相互を接続する。
- (3) 撚線と単線を接続する場合は、撚線を単線に巻きつけるか又は撚線をはんだ揚げして、耐熱型平坦接続子に差込み専用工具により導体相互を接続する。

なお、撚線と撚線の接続は、導体相互を巻きつけるか又ははんだ揚げして導体相互を接続する。

- (4) 接続部をボックスに入れて、ボックスの蓋を閉じる。
- (5) ボックスの電線入口部で電線とボックスの隙間が大きい場合には、自己融着性テープ、粘着ビニルテープなどで巻きあげる。

2 ボックス内分岐工法



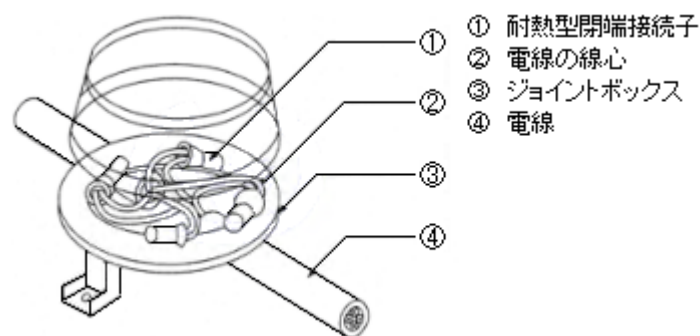
<作業手順>

- (1) 導体の配線被覆寸法は、前 1 による。
- (2) 電線をシース、絶縁体の順に剥ぎ取る（段むき）。
- (3) 耐熱型閉端接続子を専用工具により、導体接続する。
- (4) 撚線と単線を接続する場合は、撚線を単線に巻きつけるか又は撚線をはんだ揚げして、耐熱型平坦接続子に差込み専用工具により導体相互を接続する。

なお、撚線と撚線の接続は、導体相互を巻きつけるか又ははんだ揚げして導体相互を接続する。

- (5) 接続部をボックスに入れて、ボックスの蓋を閉じる。
- (6) ボックスの電線入口部で電線とボックスの間隙が大きい場合には、自己融着性テープ、粘着ビニルテープなどで巻きあげる。

3 露出配線接続工法



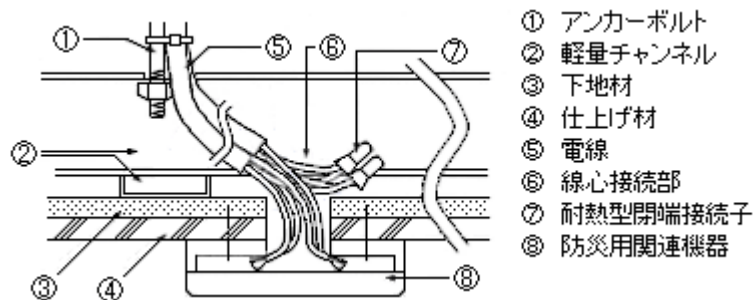
<作業手順>

- (1) 導体の配線被覆寸法は、前 1 による。
- (2) 電線をシース、絶縁体の順に剥ぎ取る（段むき）。
- (3) 耐熱型閉端接続子を専用工具により、導体接続する。
- (4) 撚線と単線を接続する場合は、撚線を単線に巻きつけるか又は撚線をはんだ揚げして、耐熱型平坦接続子に差込み専用工具により導体相互を接続する。

なお、撚線と撚線の接続は、導体相互を巻きつけるか又ははんだ揚げして導体相互を接続する。

- (5) 接続部をジョイントボックスに入れて、ジョイントボックスの蓋を閉じる。

4 天井裏隠ぺい配線接続工法



<作業手順>

- (1) 導体の配線被覆寸法は、前 1 による。
- (2) 電線をシース、絶縁体の順に剥ぎ取る（段むき）。
- (3) 耐熱型閉端接続子を専用工具により、導体接続する。
- (4) 撚線と単線を接続する場合は、撚線を単線に巻きつけるか又は撚線をはんだ揚げして、耐熱型平坦接続子に差込み専用工具により導体相互を接続する。

なお、撚線と撚線の接続は、導体相互を巻きつけるか又ははんだ揚げして導体相互を接続する。